

えひめ環境基本計画

平成22年2月

愛媛県

はじめに



「愛媛の歌」の冒頭に、「海がある、山がある、空にひかりがあふれてる」とありますように、私たちの住む愛媛県は、四季折々にその美しい姿を見せる海や山、川などの豊かな自然に恵まれています。

こうしたふるさと愛媛の自然環境は、県民のかけがえのない財産であり、自然環境を守り、次の世代に引き継いでいくことが、私たちの責務であると存じます。

しかしながら、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済活動は、物質的な豊かさや生活の利便性をもたらした一方で、深刻な環境問題を引き起こしました。特に、地球温暖化の進行、廃棄物の増加や資源の枯渇、生物多様性の減少などについては、愛媛のみならず、地球規模の問題となっており、人類の生存基盤を脅かす喫緊の課題であります。

県では、これらの課題に的確に対応していくため、この度、平成7年5月に策定した「えひめ環境保全指針」を全面的に見直し、今後の環境政策のマスタープランとなる「えひめ環境基本計画」を策定いたしました。

本計画では、「県民と共に築く『えひめ環境新時代』の実現」を基本目標に、県民すべてがあらゆる場面で環境とのつながりを意識し、自主的、主体的に環境保全に取り組む、持続的に発展できる社会の実現を目指しており、環境分野ごとに各種施策を示しています。

今後、この計画に基づき、環境保全に関する様々な施策の着実な推進を図ってまいりますので、県民の皆様方におかれましては、それぞれの立場において、環境の保全に積極的に努めていただくなど、本県の取組に一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

愛媛県知事 加戸守行

目 次

第1章	基本的事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と役割	2
3	計画の期間	4
4	対象とする施策の範囲	4
第2章	愛媛を取り巻く環境の概況	6
1	自然的特性	6
2	社会経済動向の変化	8
3	環境分野ごとの状況	12
第3章	目指す将来像	28
1	基本目標	31
2	基本方針	31
3	基本方針ごとの将来像	33
第4章	施策の展開	36
第1節	環境教育の充実と環境保全活動の促進	36
1	環境教育・学習の充実	36
2	環境教育・学習を推進する人材の育成	40
3	協働による環境保全活動の促進	42
4	環境情報の充実	46
第2節	地球環境の保全	48
1	地球温暖化防止対策	48
2	オゾン層保護、酸性雨対策	64
第3節	循環型社会の構築	66
1	3Rの推進	66
2	廃棄物の適正処理の確保	73
3	循環型社会ビジネスの振興	76
第4節	自然環境と生物多様性の保全	79
1	優れた自然環境の保全と適正な利用の推進	79
2	生物多様性の確保	85
3	農山漁村における里地・里山、里海の保全と再生	90
第5節	環境と経済の好循環	93
1	環境保全型産業の育成	93
2	環境影響評価の推進	99

第6節	生活環境の保全と創造	101
1	大気環境の保全	101
2	水、土壌環境の保全	105
3	騒音、振動、悪臭の防止	112
4	有害化学物質対策	115
5	原子力発電所の安全対策	118
6	快適な生活空間の創造	120
第5章	重点プロジェクト	124
1	環境人材育成・協働化プロジェクト	125
2	ストップ温暖化プロジェクト	128
3	バイオマスエネルギー利活用プロジェクト	130
4	自然エネルギー利用促進プロジェクト	132
5	瀬戸内海環境保全・再生プロジェクト	134
6	循環型社会ビジネス振興プロジェクト	136
7	廃棄物適正処理推進プロジェクト	138
8	生物多様性保全プロジェクト	139
9	愛媛発・環境技術普及プロジェクト	141
第6章	各主体に期待される役割及び圏域別の取組	143
1	各主体に期待される役割	143
2	圏域別の取組	150
第7章	計画の推進	159
1	計画の周知と効果的な推進	159
2	計画の進行管理及び公表	160
参考資料		
1	用語集	1
2	県民等環境意識調査の概要	14
3	策定の経緯・体制	28
4	関係条例等	31
5	施策体系	40

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

本県では、複雑多様化する環境問題に対処し、健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継いでいくため、公害対策はもとより、自然環境の保全や快適環境の創造等の諸施策を積極的に展開するとともに、県民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに協力して環境に配慮した取組を積極的に進める必要があるとの観点から、環境の保全と創造に関する県民、事業者、行政の共通の目標や方針等を総合的に示し、「環境にやさしい愛媛づくり」を目指す本県版の環境基本計画である「えひめ環境保全指針」を平成7年5月に策定するとともに、平成8年3月に「愛媛県環境基本条例」(平成8年3月19日条例第5号)を制定して、環境の保全に関する施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。

一方、国においては、環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)第15条に基づき、政府が定める環境の保全に関する基本的な計画である環境基本計画について、平成18年4月に「第三次環境基本計画 - 環境から拓く 新たなゆたかさへの道 - 」(平成18年4月7日閣議決定)を策定し、今後の環境政策について、次のような方向性を示して施策の展開に努めています。

国の今後の環境政策の展開方向

- 1 環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上
- 2 環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成
- 3 技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組
- 4 国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進
- 5 国際的な戦略を持った取組の強化
- 6 長期的な視野からの政策形成

しかしながら、近年の環境行政を巡る社会経済情勢は、低炭素社会の実現、循環型社会の構築、生物多様性の保全など、年々、広域化・多様化するとともに、ますます重要性を増してきており、これらの新たな課題への的確な対応が必要となっています。

また、これら課題への対応に当たっては、県民、事業者、環境活動団体(環境保

全活動を行っているNPO等) 行政の各主体が、環境とのつながりの中で、目標を共有し、それぞれの役割分担と応分の負担の下で、自発的かつ主体的に環境の保全に取り組むことが一層求められます。

このような環境行政を取り巻く情勢の変化などを踏まえ、これからの本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、持続的に発展が可能な社会を実現していくため、新たにこの計画を策定しました。

2 計画の性格と役割

この計画は、愛媛県環境基本条例第10条に規定する環境の保全に関する基本的な計画と位置付けています。

この計画では、愛媛県環境基本条例に示された基本理念を踏まえ、愛媛県が目指す姿を示すとともに、その実現に向けて県が行う環境に関する施策の方向性と、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体の役割などを示します。

この計画は、平成12年3月に策定した県政全般についての長期的、総合的な計画である「第五次愛媛県長期計画」、平成18年3月に策定した同計画の「後期実施計画」の推進に関する環境分野の基本計画としても位置付けられるものです。

したがって、本県の環境に関する個別の計画等は、この計画が示す基本的な方向に沿って策定、推進されることとなります。

また、県政の各分野の個別の計画等においては、この計画との整合に留意するとともに、相互に連携し、環境の保全に向けて一体となって施策を推進します。

さらに、この計画は、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境保全活動・環境教育推進法)」(平成15年7月25日法律第130号)も踏まえたものであり、環境保全活動や環境教育・環境学習の推進に関する部分は、同法第8条に規定する県の計画にも該当します。

愛媛県環境基本条例(抜粋)

(環境の保全に関する基本的な計画)

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

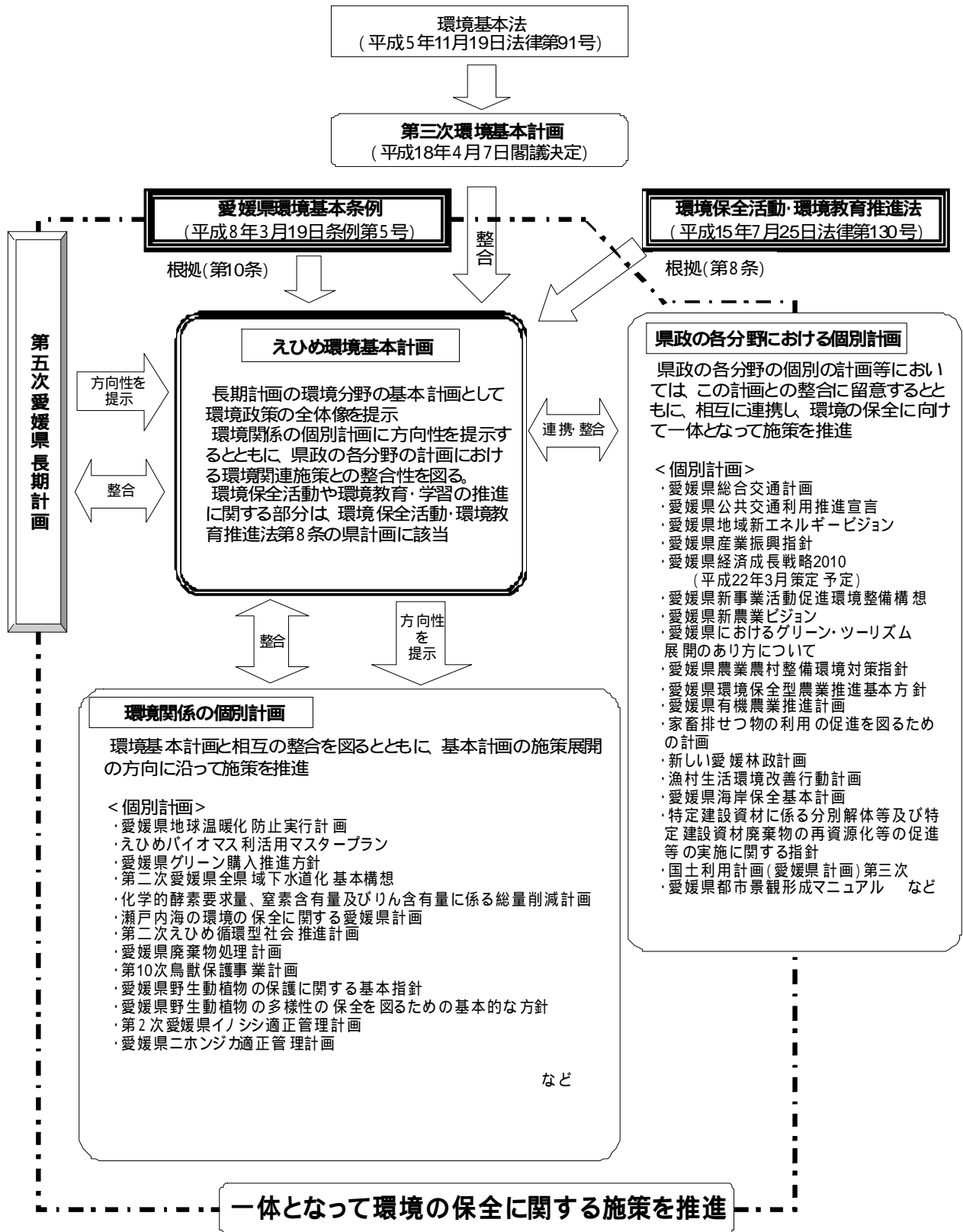
(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(抜粋)

(都道府県及び市町村の方針、計画等)

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、及び公表するよう努めるものとする。

えひめ環境基本計画と他の計画等との関連図



3 計画の期間

本計画は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 5 年間を対象とします。

なお、計画期間中においても、環境の状況や社会経済情勢等の変化などに対応する必要が生じた場合には、適宜、計画の見直しを行います。

4 対象とする施策の範囲

本計画においては、おおむね次の範囲を施策の対象とします。

- (1) 環境教育・学習の推進、環境活動団体の環境保全活動の推進その他環境の保全に関する活動の促進等に関すること。
- (2) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全に関すること。
- (3) 廃棄物の発生抑制、減量、再資源化及び資源等の有効利用などに関すること。
- (4) 多様な自然環境や生物多様性の保全、自然との触れ合いの促進に関すること。
- (5) 低炭素ビジネスや再生可能エネルギー事業など、地域の技術力を生かした環境と経済の両立に関すること。
- (6) 水質汚濁・大気汚染など公害の防止、有害化学物質による環境への負荷及び人の健康に係る被害等の防止、美しく身近な緑・水辺・都市景観の創造その他生活環境の保全等に関すること。

えひめ環境基本計画の構成

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と役割
- 3 計画の期間
- 4 対象とする施策の範囲

第2章 愛媛を取り巻く環境の概況

- 1 自然的特性
- 2 社会経済の動向
- 3 環境分野ごとの状況

第3章 目指す将来像

基本目標 県民と共に築く「えひめ環境新時代」の実現
 ~ 環境とのつながりを意識し、守り、育てるとともに、持続的な発展を図る ~

愛媛県環境基本条例の基本理念や第五次愛媛県長期計画との整合に留意のうえ基本目標を設定
 環境分野ごとの将来像を設定 6つの基本方針

第4章 施策の展開

6つの基本方針ごとに主要施策を設け、
 現状と課題、個別施策、主な取組、環境指標を示す。

環境教育の充実と
 協働による
 環境保全活動の促進

地域から取り組む
 地球環境の保全

環境への負荷が少ない
 循環型社会の構築

自然と人が共生する
 豊かな自然環境と
 生物多様性の保全

環境と経済が好循環する
 社会の構築

安全で快適な生活環境の
 保全と創造

第5章 重点プロジェクト

本県の自然的、地域的な特性等を踏まえた緊急的、独自の、総合的な取組で、計画期間中に率先して実施するプロジェクト

- 環境人材育成・協働化プロジェクト
- ストップ温暖化プロジェクト
- バイオマスエネルギー利活用プロジェクト
- 自然エネルギー利用促進プロジェクト
- 瀬戸内海環境保全・再生プロジェクト
- 循環型社会ビジネス振興プロジェクト
- 廃棄物適正処理推進プロジェクト
- 生物多様性保全プロジェクト
- 愛媛発・環境技術普及プロジェクト

第6章 各主体に期待される役割

各主体に期待される役割を基本方針ごとに例示

圏域別取組

宇摩圏域・新居浜・西条圏域 今治圏域
 松山圏域 八幡浜・大洲圏域 宇和島圏域

第7章 計画の推進

計画の推進、進行管理、公表の方法

第2章 愛媛を取り巻く環境の概況

1 自然的特性

(1) 地勢

本県は、県を東西に横断する中央構造線を境として北側には瀬戸内海に面した平野が広がり、南側には四国の背骨の四国山地や雄大な四国カルストが広がっています。また、西日本一の標高を誇る石鎚山(1,982m)をはじめ多くの険しい山々や盆地など、全体的に緑豊かな山地の多い地形となっています。

本県の海岸線は、延長約1,700kmと全国第5位で、日本の海岸線の約5%、四国の約48%の長さがあります。県東部から中部にかけての瀬戸内海沿岸では、工業用地等としての開発が進んだものの、貴重な遠浅の砂浜海岸が多く残されており、佐田岬半島から南の宇和海沿岸は入り江の多いリアス式海岸となっています。また、大小200余りの島々が点在する多島美を誇っています。

本県を流れる一級河川は、5水系745河川であり、吉野川水系、仁淀川水系、重信川水系、肱川水系及び渡川水系(本川名：四万十川)のうち、吉野川水系は徳島県へ、仁淀川水系と渡川水系は高知県へ流れ、県内に河口を持つ水系は、重信川と肱川の2水系だけとなっています。

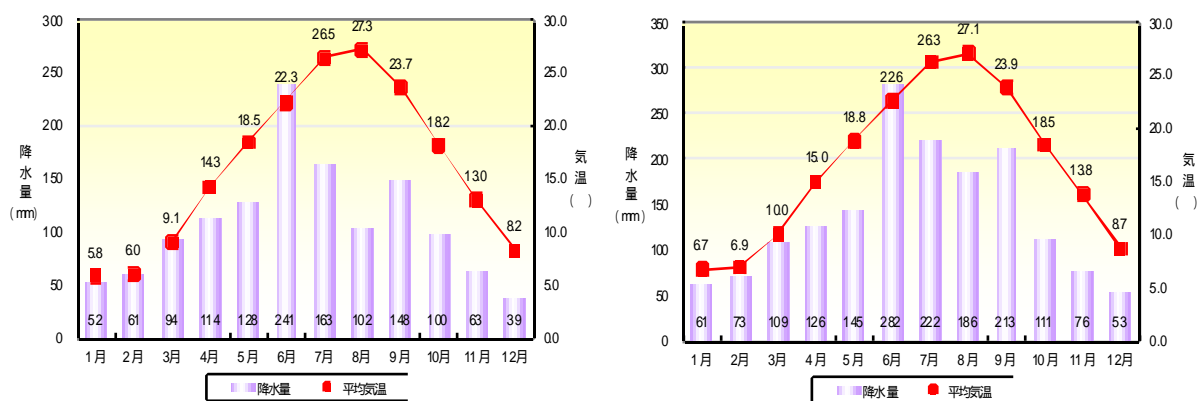
本県の二級河川は、182水系412河川であり、これらの河川の多くは、地形上流路が短く急流となっており、山間部では清らかな水と自然豊かな渓谷を形成している一方で、豪雨時には、急激な流量の増加等により、堤防・護岸の破損や家屋等への浸水被害が発生する側面を持っています。

(2) 気候

本県の北に広がる瀬戸内海は南北に四国山地と中国山地、東西に本州・九州で囲まれているため、瀬戸内海沿岸地域は、夏冬の季節風に対し常に山地の風下側に当たることから降水量が少なく(年降水量1,200~1,600mm)比較的温暖な(年平均気温16前後)半海洋・半内陸性の瀬戸内式気候となっています。

南西部の宇和海沿岸地域や山間部は、瀬戸内海側と異なり、降水量も比較的多く(1,600~2,000mm)冬には積雪もあり、この雨や雪は、降水量の少ない瀬戸内海沿岸地域にとっては貴重な水資源となっています。

図1 平均気温、降水量（左：松山市、右：宇和島市）



【資料】気象庁松山地方気象台

表1 松山地域の気象

単位	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速 m/s	日照時間 時間	降水量 mm
統計期間	1971～2000	1971～2000	1971～2000	1971～2000	1971～2000	1971～2000
資料年数	30	30	30	30	30	30
全年	16.1	20.4	12.1	1.9	1967.9	1303.1

最高気温、最低気温は、月別の最高気温、最低気温の年間平均値

【資料】気象庁松山地方気象台

表2 宇和島地域の気象

単位	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速 m/s	日照時間 時間	降水量 mm
統計期間	1971～2000	1971～2000	1971～2000	1971～2000	1971～2000	1971～2000
資料年数	30	30	30	30	30	30
全年	16.5	21.1	12.4	2.8	1918.0	1654.2

最高気温、最低気温は、月別の最高気温、最低気温の年間平均値

【資料】気象庁松山地方気象台

2 社会経済動向の変化

(1) 人口減少・高齢化社会の進展

我が国の人口は、平成 17 年（2005 年）に減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 27 年（2015 年）には 1 億 1,771 万人となり、その後も減少を続け、平成 58 年（2046 年）には 1 億人を割り込む見込みとなっています。

また、65 歳以上の高齢人口割合は、今後上昇を続け、平成 47 年（2035 年）には 3 人に 1 人が 65 歳以上になると推計されています。

本県の人口は、平成 17 年の国勢調査によると、146 万 7,824 人（男 691,569 人、女 776,255 人）で、日本の総人口の 1.15% を占め、全国第 27 位、四国では第 1 位となっています。しかし、昭和 60 年をピークに減少傾向が続いており、平成 27 年には 138 万人（男 64 万 8 千人、女 73 万 2 千人）になると推計されています。

本県の 65 歳以上の高齢人口割合は、平成 17 年で 24.0% であり、全国割合の 20.2% を大きく上回る超高齢社会となっています。今後更に高齢化が進み、平成 27 年の本県の高齢人口割合は、30.5% と推計されています。

この傾向は、中山間地域や島しょ部、南予地域において顕著であり、65 歳以上の割合が 30% を超えている市町は、久万高原町（42.7%）、伊方町（36.9%）、鬼北町（36.1%）、西予市（34.3%）、上島町（34.3%）、松野町（33.8%）、内子町（33.0%）の 7 市町となっています。

一方、世帯数は、581,003 世帯、一世帯当たり人員は、2.47 人で、平成 12 年の国勢調査と比べると、世帯数で 2.8% の増加、一世帯当たり人員では 0.12 人減少となっており、単身世帯や核家族世帯の割合が多くなっています。

65 歳以上の高齢親族がいる世帯数は、232,222 世帯で、平成 12 年と比べると 7.8% 増加しています。特に、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯は、それぞれ 19.4%、10.8% 増加しており、高齢者のみの世帯が増加しています。

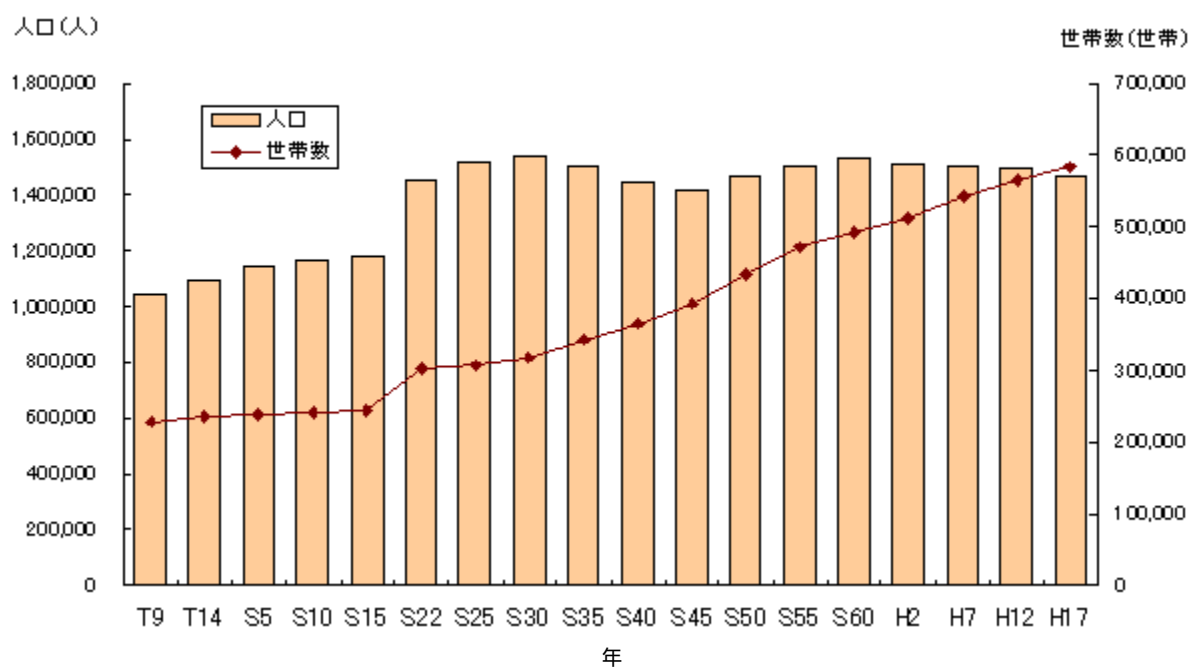
< 環境面の留意点 >

人口減少は、日常生活で消費される資源やエネルギーが少なくなり、排出される二酸化炭素や廃棄物が減少するなど、環境負荷低減の側面が期待されます。

一方、高齢化の進展や世帯数の増加により、在宅時間の長さや家電製品の増加等による家庭でのエネルギー消費量やごみ排出量の増加の可能性があります。

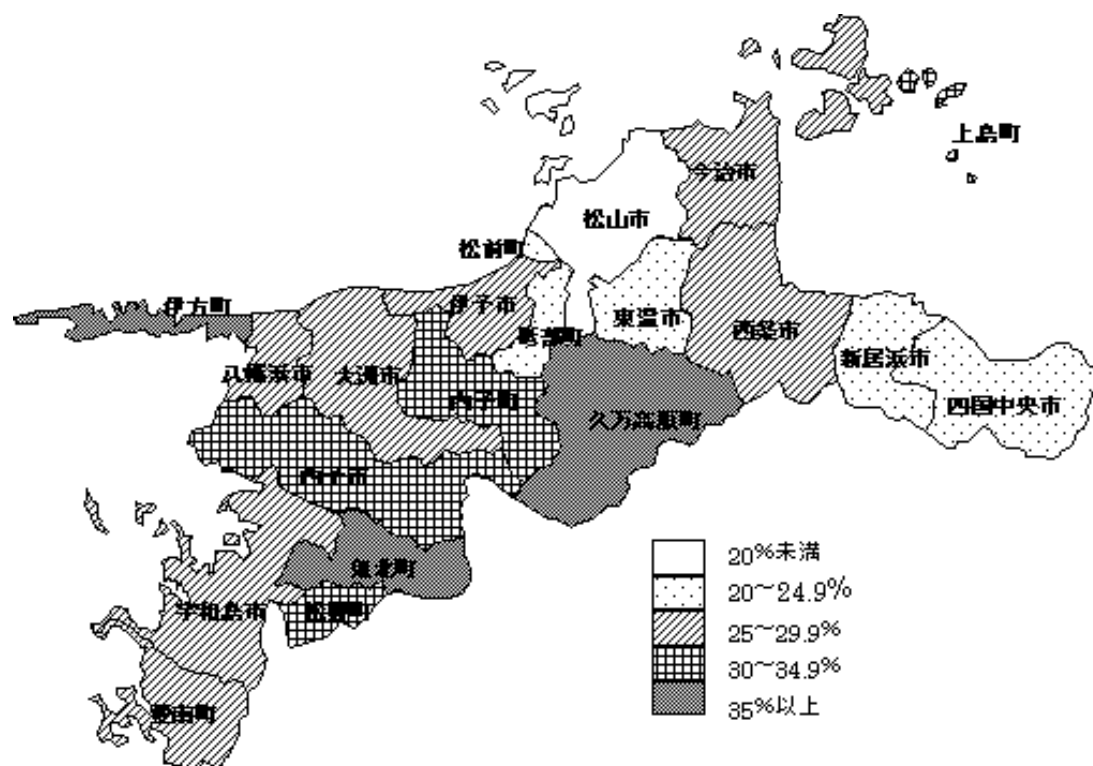
中山間地域や島しょ部等では、人口の減少や高齢化により、地域コミュニティや産業活動の担い手が減少し、里地・里山、里海等の自然環境の維持が困難となってくる可能性があります。

図2 愛媛県の人口と世帯数の推移



【資料】愛媛県統計課 国勢調査結果

図3 市町別65歳以上人口の割合



【資料】愛媛県統計課 国勢調査結果

(2) 産業・経済の動向

我が国の経済は、平成14年(2002年)ごろから息の長い景気回復を続けてきましたが、平成19年(2007年)のアメリカ発の世界金融資本市場の危機を契機に、世界的な景気後退の影響もあり、外需に加え国内需要も停滞し、厳しい状況が続いています。

国では、こうした経済危機を克服するとともに、地球温暖化など地球規模の環境問題に対処するため、「新成長戦略～輝きある日本へ～」(平成21年12月30日閣議決定)の6つの戦略分野の一つとして、「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」を掲げ、環境を切り口とした経済・社会構造の変革を通じて、活力ある日本を取り戻す施策を推進することとしています。

本県の平成19年度の県内総生産は、4兆9,421億円(名目)で、国内総生産の約1%となっています。

また、本県の平成19年度の製造品出荷額等は、4兆3,406億円となっており、全国の約1.29%となっています。

産業構造割合(平成18年度)は、第1次産業が2.5%、第2次産業が28.2%、第3次産業が69.2%となっており、平成8年度と比べると、第1次、第2次産業が減少し、第3次産業へシフトする産業のサービス化が進んでいますが、その進み具合は、国と比較すると若干遅れています。

県の「愛媛県経済成長戦略2010」(平成22年3月策定予定)では、基本理念の一つにおいて、「既存産業をベースとしつつも、将来の産業分野の枠にとらわれず、けん引力としての『成長産業の創出』と地域に根付く『雇用を支える産業の育成』、未来への投資としての『環境と経済の好循環』の3つの視点から、将来にわたる持続的経済基盤の強化を目指す。」としています。

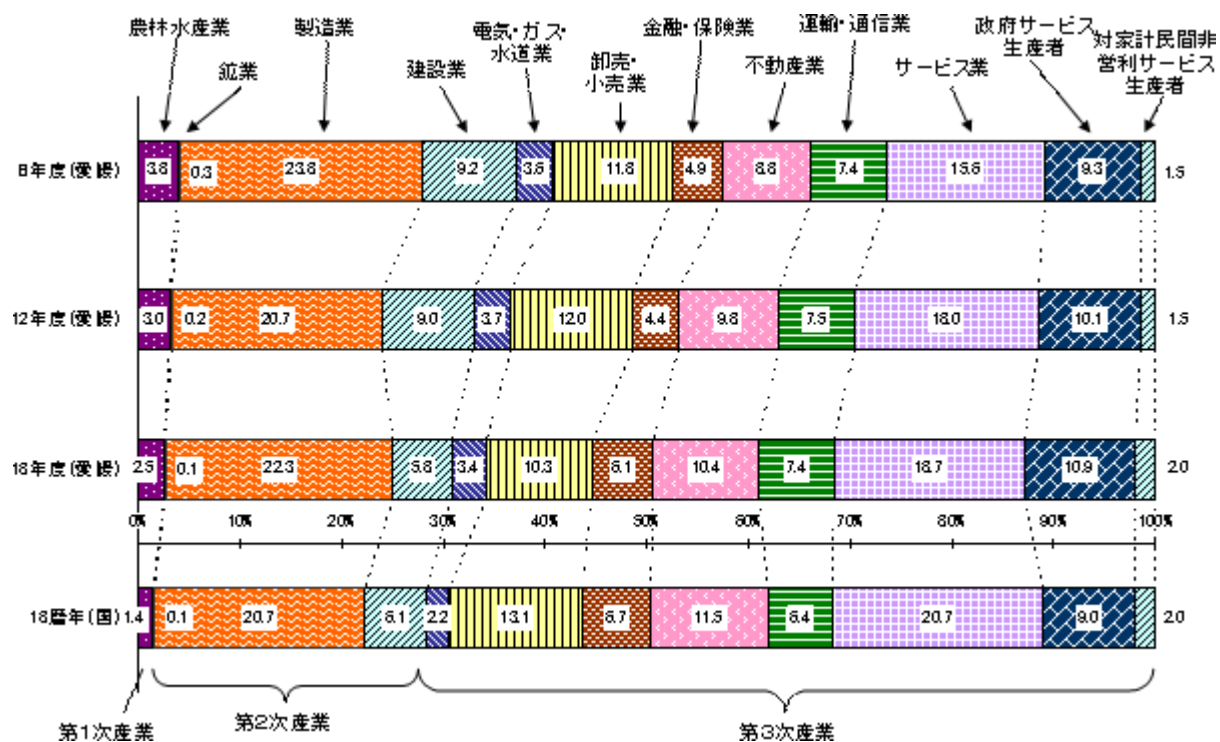
環境分野においては、省エネや二酸化炭素排出量削減技術の開発、廃棄物を循環資源として活用するリサイクル製品の開発など、今後、大きな成長が見込まれる環境関連の新産業や新ビジネスの創出を支援するため、行政と民間が連携した取組を推進することとしています。

表3 県内総生産と国内総生産の比較

項 目			平成18年度 2006	対前年度 増加率	平成19年度 2007	対前年度 増加率
愛媛県	県内総生産	名目	5兆 533億円	2.7	4兆9,421億円	△ 2.2
		実質	5兆5,172億円	3.0	5兆4,390億円	△ 1.4
	県民所得		3兆7,207億円	4.4	3兆6,087億円	△ 3.0
	1人当たり県民所得		254万8千円	4.9	248万5千円	△ 2.5
国	国内総生産	名目	510兆9,247億円	1.5	515兆8,579億円	1.0
		実質	552兆2,730億円	2.3	562兆8,105億円	1.9
	国民所得		373兆5,911億円	2.1	374兆7,682億円	0.3
	1人当たり国民所得		292万4千円	2.1	293万4千円	0.3
1人当たり県民所得の水準(国=100)			87.1		84.7	

【資料】愛媛県統計課 県民経済計算

図4 産業構造の推移と国との比較



【資料】愛媛県統計課 県民経済計算

< 環境面の留意点 >

経済対策として、環境技術や省エネ・リサイクル技術の開発、太陽光発電や省エネ家電、エコカーの普及、拡大など低炭素社会実現に向けた重点的な取組の推進が期待されます。

産業活動において、製造業など第2次産業はもとより、農林水産業などにおいても省資源、省エネルギーの徹底など環境に配慮した活動が一層求められることが予想されます。

省資源、省エネルギー技術の発展や環境に配慮した新たな製品、サービスの開発により地域経済の活性化が図られるとともに、地域経済の活性化が新たな環境改善技術等の開発を促進するような環境と経済の好循環の実現が期待されます。

3 環境分野ごとの状況

(1) 環境教育と環境保全活動

環境教育・環境学習は、環境保全活動を促す有効な手段であり、我が国では環境保全に対する国民の意識・意欲を高め、持続可能な社会を構築することを目的として、平成 15 年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定しています。

国際的には、第 57 回国連総会において、日本の提案により、2005 年（平成 17 年）から 2014 年（平成 26 年）までを「持続可能な開発のための教育（E S D : Education for Sustainable Development）の 10 年」とする議決案が満場一致で採択され、各国政府、国際機関、N P O、事業者等が連携を図りながら、環境教育・環境学習を推進することとしています。

地球温暖化や廃棄物の増加など、今日の環境問題の解決には、一人ひとりがあらゆる場面で環境とのつながりを認識し、環境の保全と持続的な発展のための着実な実践が求められることから、県民、事業者、環境活動団体などの各主体がそれぞれの役割と責任を果たしながら、相互の連携や行政との協働などにより取組を進める必要があります。

これまでは、身近な生活環境の保全には、各地域の地縁によるコミュニティが大きな役割を果たしてきましたが、人口減少や高齢化等の進行による担い手不足で、地域コミュニティの活力の低下が懸念されています。一方、地域における環境保全活動の担い手として、環境保全活動を行う N P O や事業者などの活動が盛んになってきています。

県民、事業者、環境活動団体の環境保全意識の更なる高揚を図るため、環境に関する情報を広く収集するとともに、ホームページやパンフレットなど様々な媒体により積極的に情報発信をしていく必要があります。

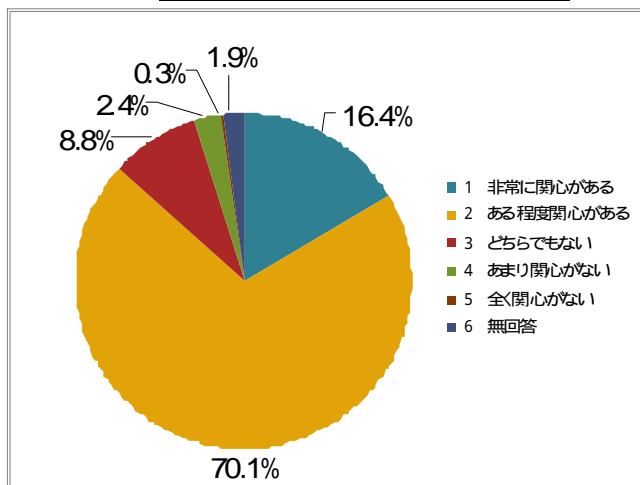
< 県民等の意識 >

- 平成 21 年 11 月に県民 2,000 人（回収数 669 人、回収率 33.5%）を対象として実施した「環境に関する県民意識調査」（以下、「県民意識調査」という。）では、環境に関する関心について、「非常に関心がある」と答えた人の割合が 16.4%、「ある程度関心がある」が 70.1%となっており、86.5%の人は環境に関心を持っています。
- 一方、日常生活で環境に配慮した行動をしているかどうかについては、「十分行動している」と答えた人の割合が 3.6%、「行動している」が 62.6%で合わせて 66.2%となっており、関心を持っている人のすべてが環境に配慮した行動をしているわけではないことがうかがえます。
- また、環境保全活動への参加と協働を促進のための重要な取組については、

「学校教育における環境教育・学習の充実」と答えた人の割合が 69.1%、「生涯学習における環境教育・学習の充実」が 40.8%、「環境活動団体、活動リーダーと行政や企業との連携の促進」と「環境に関する情報の充実」が 32.7%、「環境教育・学習の指導者や環境活動リーダーの育成」が 32.3%の順になっており、環境教育・学習の充実を重要と考えている人が非常に多くなっています。

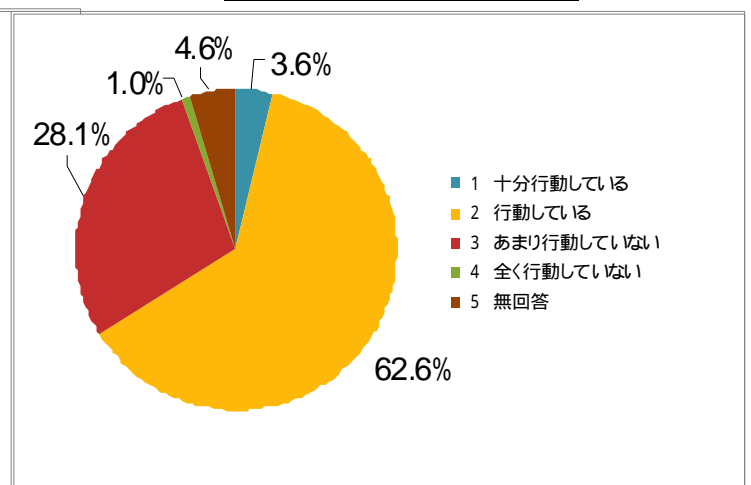
○ 平成 21 年 11 月に環境保全活動に取り組む N P O 等の環境活動団体 111 団体（回収数 60 団体、回収率 54.1%）を対象として実施した「環境活動団体の環境意識調査」では、主な活動分野として、「自然環境保全」と答えた団体の割合が 45.0%と最も高く、「ごみ減量・リサイクル活動」が 30.0%、「環境教育活動」が 26.7%、「環境美化活動」が 18.3%の順となっており、愛媛の豊かな自然環境を維持するための活動や身近なごみの減量化などの活動を行っている団体が多くなっています。

図5 県民の環境に関する関心



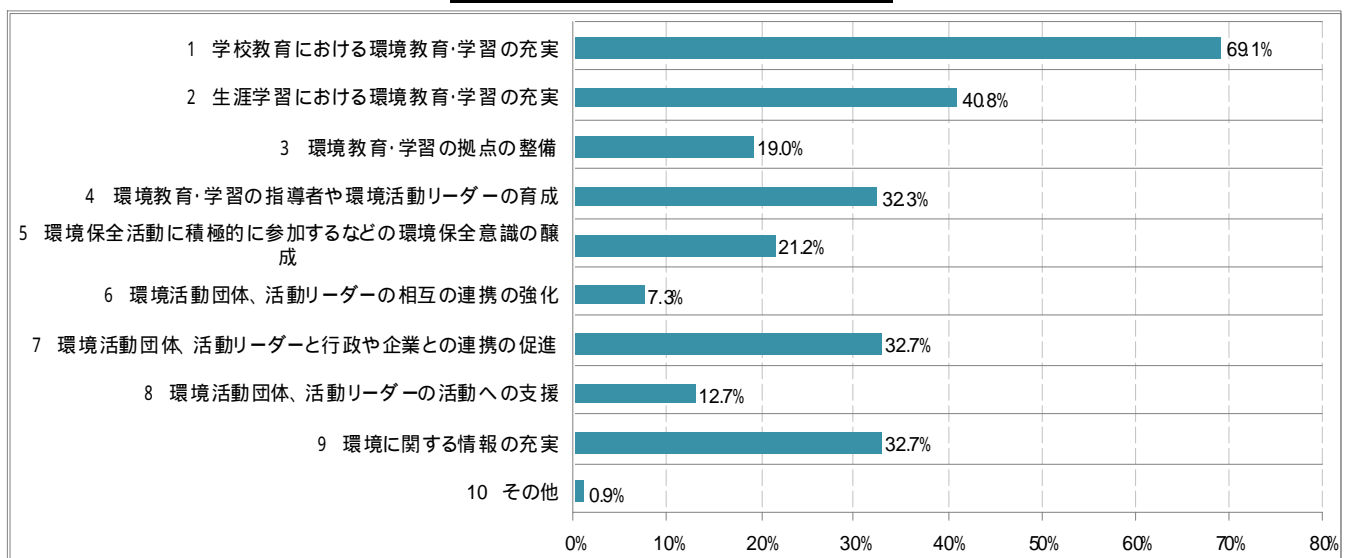
【環境に関する県民意識調査】

図6 環境に配慮した行動



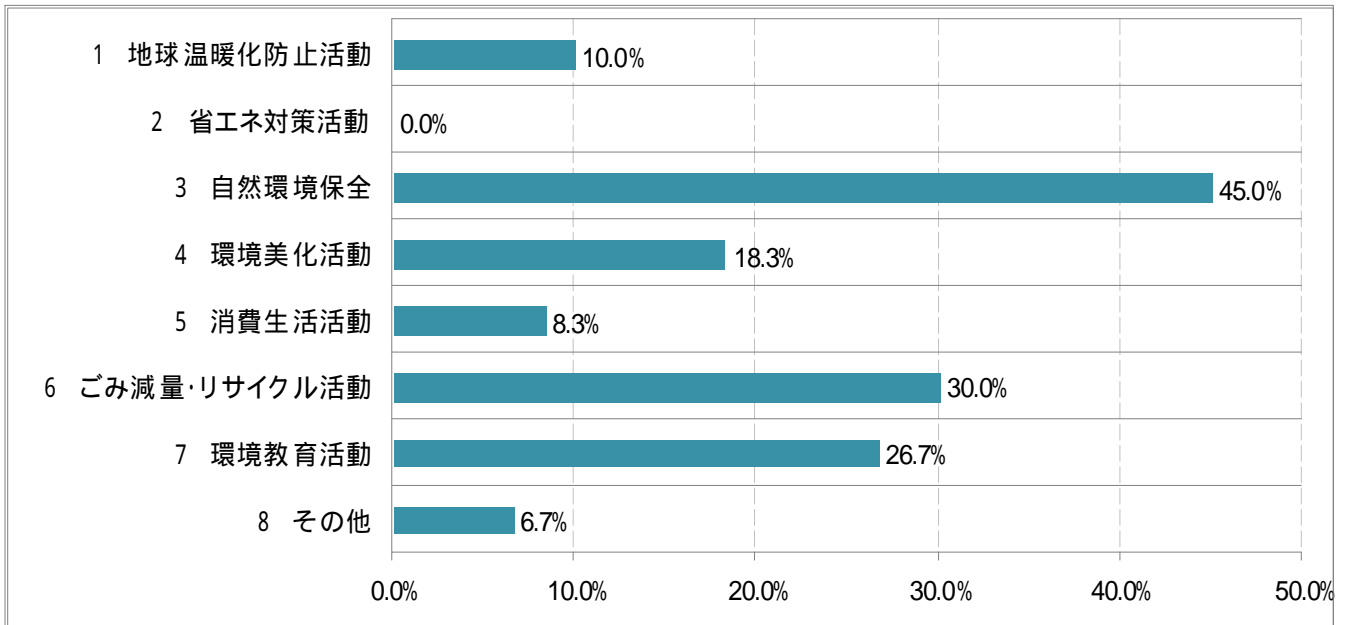
【環境に関する県民意識調査】

図7 参加と協働を促進する取組



【環境に関する県民意識調査】

図8 環境活動団体の主な活動分野



【環境活動団体の環境意識調査】

< 環境面の留意点 >

子供から大人まですべての世代が、身近な生活環境から地球環境に至るまで、環境問題に対する正しい知識を身に付け、実践できるよう、体系的な環境教育・環境学習を推進していくことが求められています。

地域における環境活動リーダーを養成するとともに、環境保全活動に取り組むNPO等の環境活動団体の相互連携や行政や事業者等との協働を一層推進する必要があります。

環境に関する情報の提供を一層進め、県民一人ひとりが環境意識の高揚を図り、環境保全活動に自主的、主体的に取り組むことが期待されています。

(2) 地球環境

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書では、「20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の観測された増加によってもたらされた可能性が非常に高い」とし、地球温暖化は人為起源であることをほぼ断定するとともに、今後も化石エネルギー源を重視しつつ高い経済成長を実現する場合には、今世紀末の世界の平均気温が4.0（2.4～6.4）上昇し、海面の上昇、水資源の大幅な増減、動植物の絶滅などの影響が生じると予測しています。

平成21年7月に開催されたラクイラ・サミットでは、G8首脳宣言で「2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を50%削減」「先進国全体で温室効果ガスの排出を80%削減」する数値目標を採択しました。一方、主要経済国フ

オーラム(MEF)首脳宣言では、これらの数値目標の明記は見送られ、「産業化以前の水準からの世界全体の平均気温の上昇が2℃を超えないようにすべき」との認識が示されています。

平成21年12月の気候変動枠組み条約第15回締約国会議(COP15)において、2013年以降の地球温暖化対策の国際的枠組み(ポスト京都議定書)の協議が行われましたが、「世界全体としての長期目標として産業化以前からの気温上昇を2度以内に抑える。」などとする「コペンハーゲン合意」に留意するとの内容にとどまりました。

京都議定書では、我が国は、平成20年度(2008年度)から平成24年度(2012年度)までの第一約束期間の5年間における温室効果ガスの平均排出量を、平成2年度(1990年度)に比べて6%削減することが義務付けられていますが、平成19年度(2007年度)の温室効果ガス排出量は、逆に9.0%増加しています。

国は、世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに半減するという長期目標の下、低炭素社会の実現に向けた具体的な施策についてまとめた「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月29日閣議決定)を策定し、計画の中で我が国の温室効果ガス削減長期目標として、2050年までに60~80%削減することを掲げています。

平成21年9月の国連気候変動サミットにおいて、鳩山首相は、我が国の温室効果ガス排出削減の中間目標として、2020年の排出量を1990年(平成2年)比で25%削減することを目指すと明言しています。

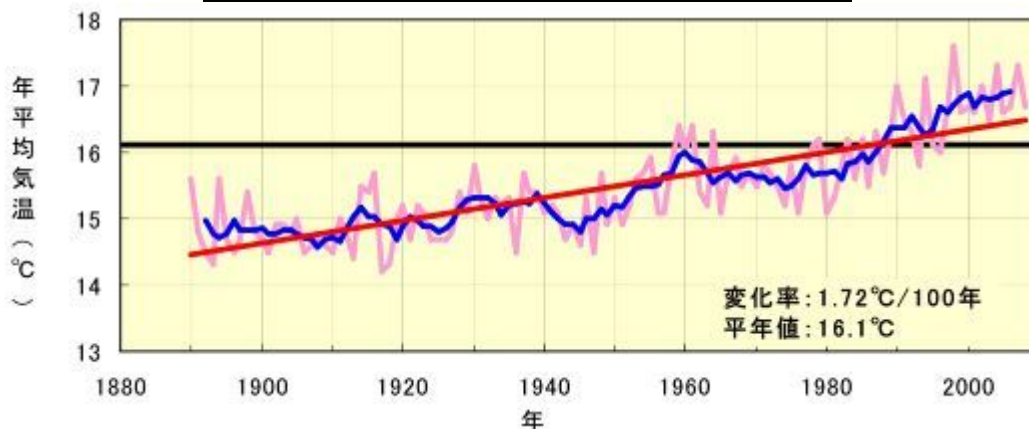
国は、平成22年1月26日、COP15のコペンハーゲン合意に基づき国連に提出する2020年の我が国の温室効果ガスの排出削減量を「25%削減、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする」と決定しています。

本県では、県全体から排出される温室効果ガスの削減を目指し、平成13年度に策定した「愛媛県地球温暖化防止指針」(平成14年3月策定)で、目標年次である平成22年度(2010年度)に、基準年である平成2年度(1990年度)比で6.0%削減することを掲げ、各種施策に取り組んできましたが、平成19年度(2007年度)の実績値は、逆に13.0%増加しています。

地球温暖化問題のほかにも、オゾン層の破壊、酸性雨など一部の国や地域だけでは解決できない地球規模の環境問題が顕在化しています。

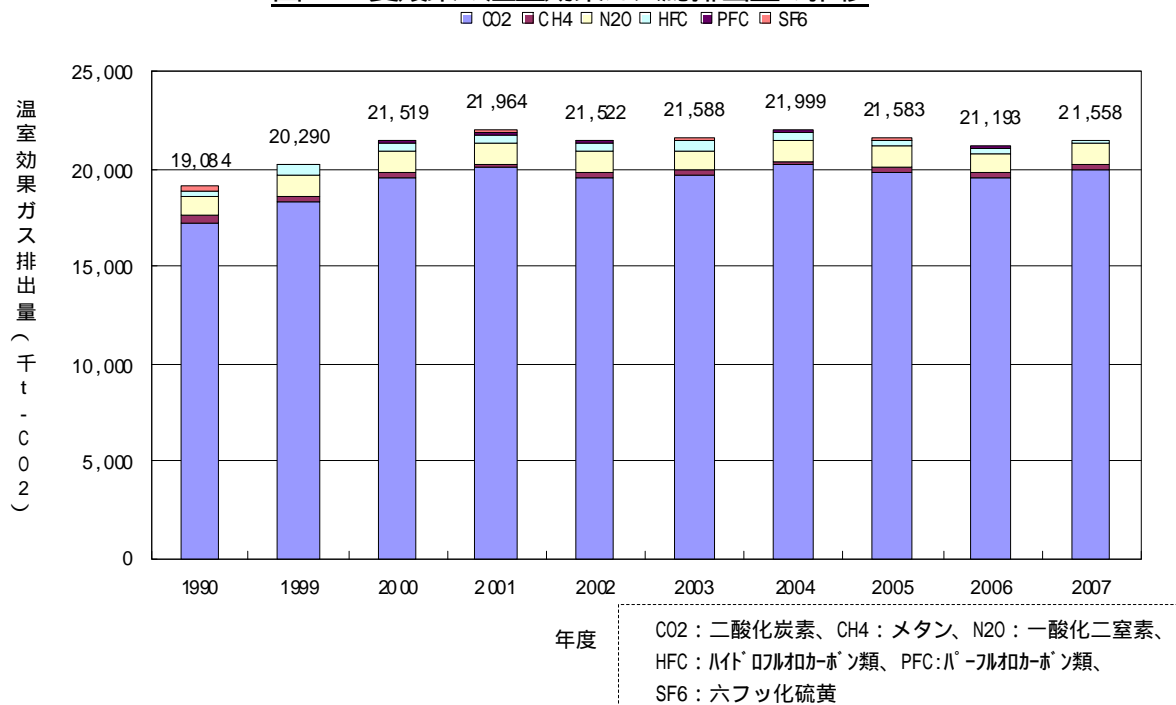
また、近年の東アジア地域の経済発展に伴う環境変化により、黄砂飛来の大規模化や光化学スモッグの発生頻度の高まりなど、大気汚染物質が国境を越えて我が国へ影響を及ぼしている可能性も指摘されています。

図9 年平均気温の経年変化（松山地方気象台）



【資料】気象庁「近畿・中国・四国地方の気候変動 2009」

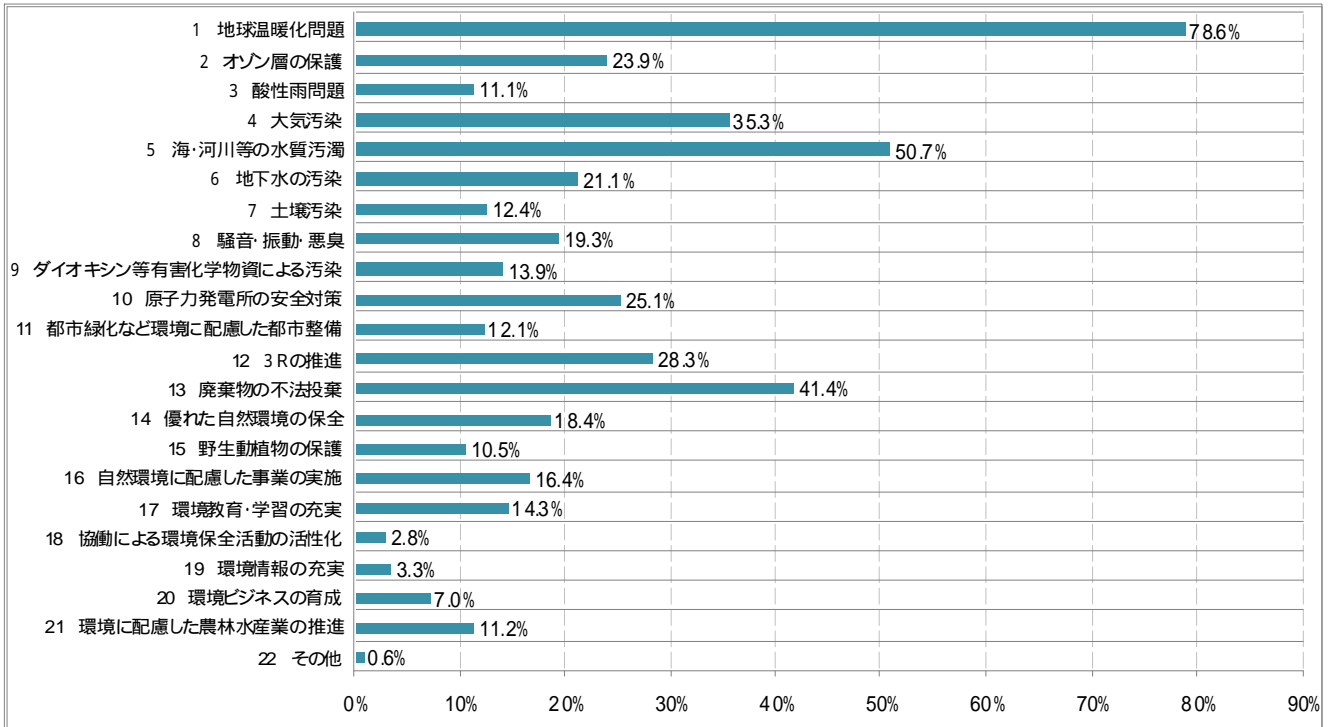
図10 愛媛県の温室効果ガス総排出量の推移



< 県民等の意識 >

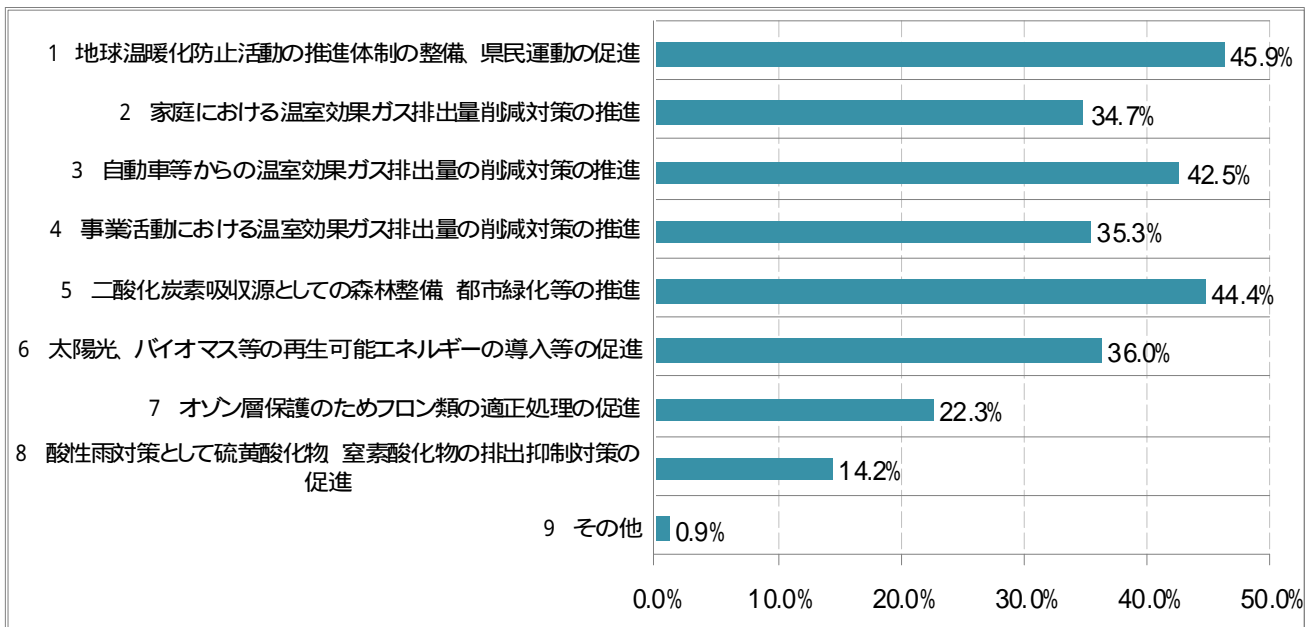
- 県民意識調査では、関心のある環境問題として「地球温暖化問題」と答えた人の割合は78.6%となっており、県民は、地球温暖化問題に対して非常に高い関心を持っていることがうかがえます。
- また、地球環境の保全のための重要な取組については、「地球温暖化防止活動の推進体制の整備、県民運動の促進」と答えた人の割合が45.9%、「二酸化炭素吸収源としての森林整備、都市緑化等の推進」が44.4%、「自動車等からの温室効果ガス排出量の削減対策の推進」が42.5%、「太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入等の促進」が36.0%、「事業活動における温室効果ガス排出量の削減対策の推進」が35.3%、「家庭における温室効果ガス排出量削減対策の推進」が34.7%の順となっており、地球温暖化防止のため県民総ぐるみで様々な取組を実施していくことが重要と考えていることがうかがえます。

図 11 県民の環境問題への関心



【環境に関する県民意識調査】

図 12 地球環境保全のための取組



【環境に関する県民意識調査】

< 環境面の留意点 >

地球温暖化などの地球規模の環境問題の解決に向け、すべての国や自治体、地域や家庭、事業所や団体など、それぞれの段階における目標値の設定やライフスタイルの見直しなど積極的な取組が期待されます。

二酸化炭素吸収源として森林の整備や都市の緑化などを積極的に推進する必

要があります。

温室効果ガスを削減するため、太陽光やバイオマスエネルギーなど、再生可能な新エネルギーの利活用技術の開発、導入の促進を図る必要があります。

アジア地域の経済成長による資源・エネルギー需要の増大に伴う二酸化炭素排出量や廃棄物の増加、大気汚染物質の国境を越えた拡大などが一層懸念されており、国や専門機関等と連携した知見の収集及び対応が求められます。

(3) 廃棄物・リサイクル

従来的大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、廃棄物の最終処分場のひっ迫を招くとともに、環境破壊や資源の枯渇といった問題を深刻化させてきました。このため、今後とも我が国が持続的な発展を続けるためには、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築することが不可欠となっています。

国においては、平成 12 年に「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号)を制定し、これと一体的に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)を改正するとともに、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号)や個別リサイクル法など、循環型社会の構築に向けた取組を推進するための法的基盤を整備してきました。

また、平成 15 年には「循環型社会形成推進基本計画」(平成 15 年 3 月 14 日閣議決定、改定：平成 20 年 3 月 25 日閣議決定)を策定し、施設整備や調査研究など総合的かつ計画的な施策の推進を図っています。

県においては、廃棄物の減量とリサイクルや適正処理を進めることにより、資源の有効活用と環境負荷の低減を図り、循環型社会を構築していくため、「えひめ循環型社会推進計画」(平成 12 年 3 月策定、第二次計画：平成 17 年 3 月策定)及び「愛媛県廃棄物処理計画」(平成 18 年 3 月策定)を策定し、幅広い施策の展開に努めているところです。

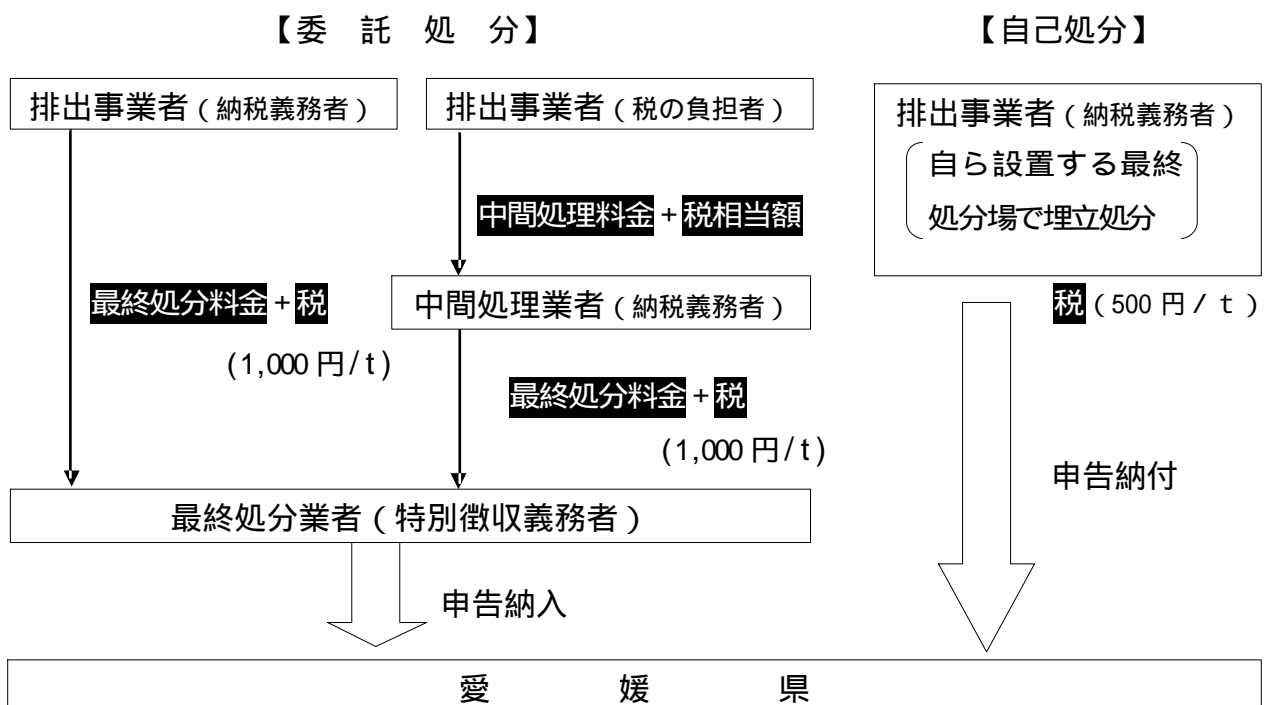
また、平成 19 年 4 月からは「資源循環促進税」を導入し、産業廃棄物の排出抑制及び減量化、リサイクル等を促進しています。

資源循環促進税の概要

1 目的

愛媛県では、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てるため、平成 19 年 4 月 1 日から資源循環促進税を導入しています。

2 仕組み



3 用途

産業廃棄物の排出抑制・減量化・有効利用を促進するための研究開発及びそのための施設整備
 環境ビジネスの振興
 優良な産業廃棄物処理業者の育成
 監視指導体制の拡充・強化
 環境教育の充実

4 税収(実績)

税収額 149,418 千円 (平成 20 年度)

経過措置

平成 19 年、20 年度税率 1/3

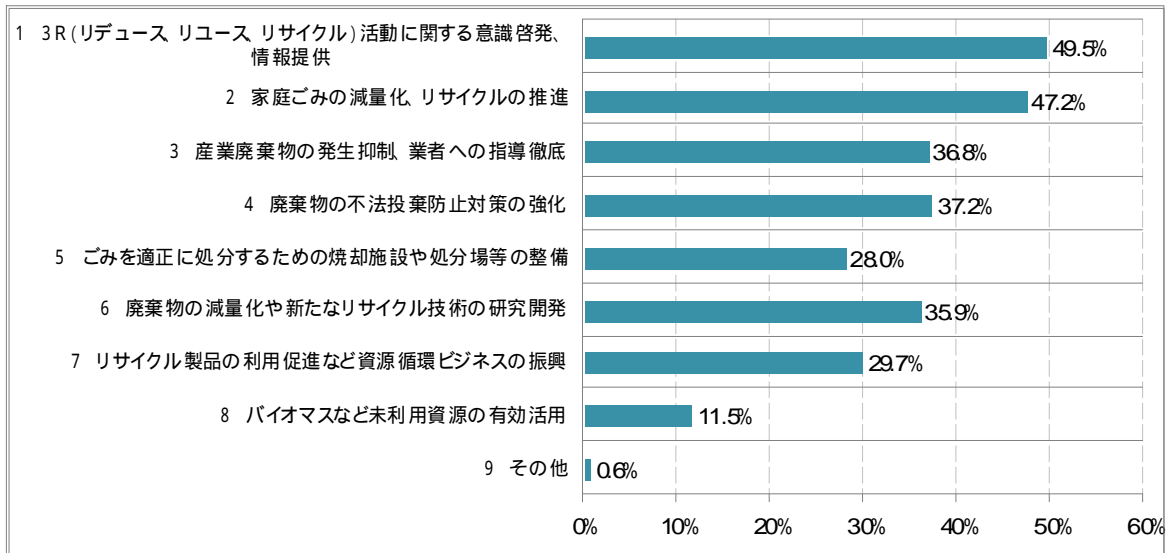
平成 21 年度税率 2/3

【資料】愛媛県循環型社会推進課

< 県民等の意識 >

- 県民意識調査では、循環型社会の構築のための重要な取組について、「3R活動に関する意識啓発、情報提供」と答えた人の割合が49.5%、「家庭ごみの減量化、リサイクルの推進」が47.2%、「廃棄物の不法投棄防止対策の強化」が37.2%、「産業廃棄物の発生抑制、業者への指導徹底」が36.8%、「廃棄物の減量化や新たなリサイクル技術の研究開発」が35.9%の順となっています。

図13 循環型社会構築のための取組



【環境に関する県民意識調査】

< 環境面の留意点 >

本県における廃棄物の排出量、最終処分量は近年減少傾向にありますが、循環型社会の構築に向けて、廃棄物の減量化、リサイクル等これまでの取組を一層充実させていく必要があります。

廃棄物の処理に伴う環境負荷をできる限り低減するため、適正処理を確保するとともに、不法投棄等の不適正処理の防止を徹底する必要があります。

廃棄物を資源として有効活用するため、新たなリサイクル技術や製品・サービスの開発と普及を促進する必要があります。

(4) 自然環境と生物多様性

本県には、日本百名山にも数えられる西日本最高峰の石鎚山を中心として連なる山々や多島美を誇る瀬戸内海、変化に富んだ宇和海の海岸線など、優れた景観や多様で特徴的な生態系が数多く残されています。

県では、これらの優れた自然の風景地を自然公園として、優れた天然林や特徴的な生態系を有する地域を自然環境保全地域として、良好な自然環境が維持

されている砂浜や岩礁などを自然海浜保全地区として指定し、これらの地域における自然環境の保全に努めています。

自然公園などの優れた自然環境は、豊かな生態系を育む重要な地域となっており、希少な野生動植物の生息・生育環境として保全する必要性が高まっています。

また、これまで人々の生活と調和しながら維持されてきた里地・里山、里海などの身近な自然は、農林漁業による自然への働き掛けの減少などの環境の変化により、人と自然との触れ合いや野生動植物の生息の場などとしての多面的機能が失われつつあります。

本県には、シコクイチゲやオトメシャジン等の固有種や国内の生育南限であるツガザクラなど9,136種もの野生動植物が確認されていますが、愛媛県レッドデータブック(平成15年3月作成)によると、何らかの要因により絶滅のおそれが生じている種、存続基盤が脆弱な種又は最近減少が著しい種からなるレッドリストは1,342種(動物401種、植物941種)に達しています。

生物多様性は、私たちに食料・水・医薬品・燃料等の物資や気候調整、土壌の形成・維持などのほか、やすらぎや潤いなどの様々な恵みを与えており、私たちの生存基盤を守るために、保全していく必要があります。

表4 愛媛県レッドデータブック掲載種数一覧

(単位:種)

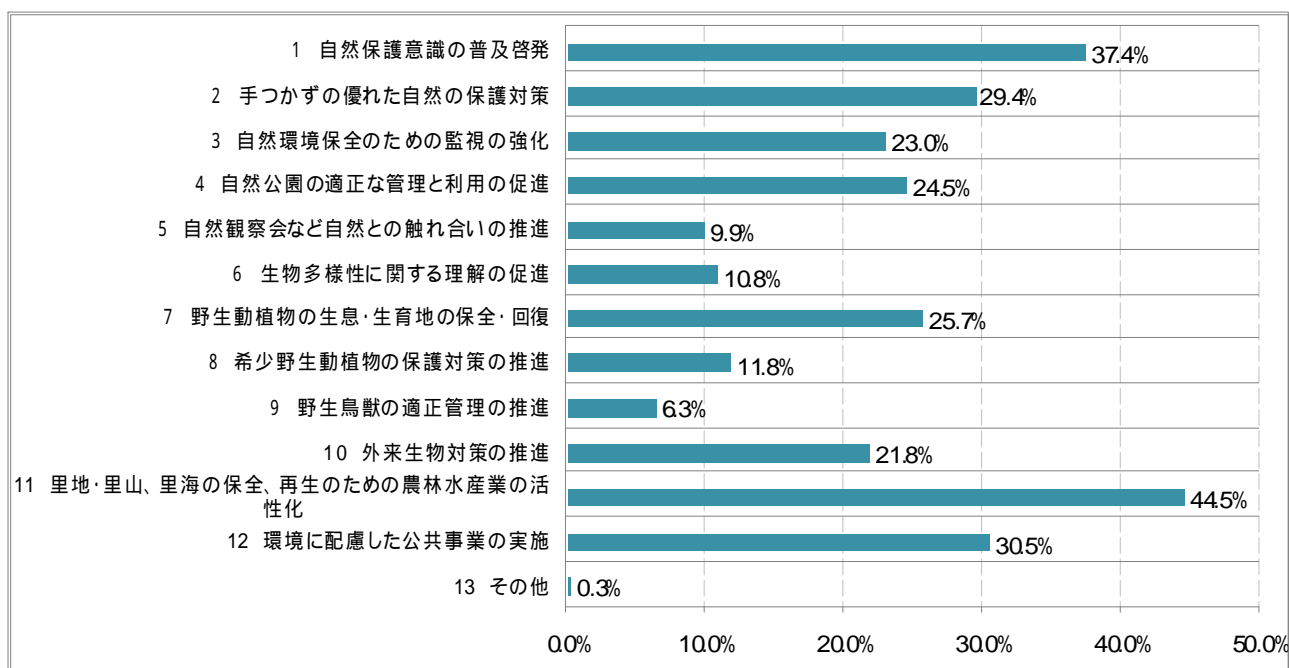
区分	分類	カテゴリー											
		絶滅 (EX)	野生 絶滅 (EW)	絶滅危惧					準絶滅 危惧 (NT)	情報 不足 (DD)	絶滅の おそれ のある 地域 個体群 (LP)	その他 特記種	総計
				絶滅危惧類(CR+EN)			絶滅 危惧 類 (VU)	計					
				A類 (CR)	B類 (EN)	類 (CR+EN)							
動物	哺乳類	1				3	2	5		14			20
	鳥類			8	12		18	38	26	3			67
	爬虫類						1	1	1	1		5	8
	両生類					2	3	5	2	1		2	10
	淡水魚類	1		1	6	3	8	18	6	11	5		41
	昆虫類	7				25	37	62	47	35			151
							1	1	5				6
	貝類								1	1			2
		1				28	8	36	5	3			45
	海産動物									3			3
									1			1	
							1	1				1	
8					8	7	15	4				27	
					5	2	7	8				15	
					2	2	2				4		
	[動物計]	18		9	18	76	88	191	111	69	5	7	401
植物	高等植物	9	1	119	215		221	555	75	186			826
						32	20	52	6	1			59
	高等菌類	2				15	14	29	15	2		8	56
	計	29	1	128	233	123	343	827	207	258	5	15	1,342

【資料】愛媛県自然保護課

< 県民等の意識 >

- 県民意識調査では、自然環境及び生物多様性の保全のための重要な取組について、「里地・里山、里海の保全、再生のための農林水産業の活性化」と答えた人の割合が44.5%、「自然保護意識の普及啓発」が37.4%、「環境に配慮した公共事業の実施」が30.5%、「手つかずの優れた自然の保護対策」が29.4%、「野生動植物の生息・生育地の保全・回復」が25.7%の順となっています。

図 14 自然環境及び生物多様性保全のための取組



【環境に関する県民意識調査】

< 環境面の留意点 >

自然公園などの優れた自然環境や里地・里山、里海などの身近な自然を「人と自然の豊かな触れ合いの場」として有効に活用するための整備や「野生動植物の生息・生育の場」として保全するための対策を推進する必要があります。

生物多様性を将来にわたって保全するため、生息・生育環境の保全や回復などによる希少動植物の保護、増えすぎた野生動植物の適正な管理や外来生物対策などの必要があります。

人と自然との共生関係を構築するため、自然との触れ合いの推進を図る必要があります。

- 里地・里山、里海の保全や再生を図るため、農林水産業の活性化や公共工事での環境への配慮が重要となっています。

(5) 環境と経済

国は、「第三次環境基本計画」において、「環境と経済の好循環ビジョン」(平成16年5月13日中央環境審議会答申)を踏まえて、環境問題への積極的な取組が新たな投資や技術革新を生み出し、雇用の創出や地域の活性化をもたらすだけでなく、企業や国の競争力の向上につながるものであることを強く打ち出すとともに、環境と経済の好循環を生み出す社会経済システムの構築に向けて重点的に取組を進めることとしています。

国では、「新成長戦略～輝きある日本へ～」の6つの戦略分野の第1に「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」を掲げ、我が国の世界最高の環境技術を生かした経済成長を目指しています。

事業活動が環境に与える影響は、事業者の活動規模や領域の広がりとともに拡大しています。

それとともに、事業者には、法令遵守はもちろんのこと、地域社会への貢献や地球環境に配慮した活動などに責任を持って取り組むべきという「企業の社会的責任」(CSR)を求める考え方や、企業を経済的側面から評価するだけでなく、環境的側面、社会的側面を合わせた3つの視点から捉えて評価する「トリプルボトムライン」という考え方が広まってきており、今後更に、事業者の環境に配慮した事業活動の推進が求められています。

本県では、平成22年3月に策定予定である「愛媛県経済成長戦略2010」において、「食品ビジネス」、「低炭素ビジネス」、「健康ビジネス」、「観光ビジネス」の4分野を成長分野と定め、成長型の産業集積を戦略的に進めることとしています。特に、「低炭素ビジネス」では、低炭素社会実現に向けた新たな技術の開発、低炭素をキーワードとした新たな製品・サービスの開発などに重点的に取り組むこととしています。

大規模開発事業による環境への影響を回避、低減するため、本県では、「環境影響評価法」(平成9年6月13日法律第81号)の施行に合わせ、「愛媛県環境影響評価条例」(平成11年3月19日条例第1号)を制定し、これまで法対象分も含め11件の事業について環境影響評価(環境アセスメント)を実施しています。

また、国では、環境影響評価対象事業について、位置や規模などの検討段階で環境への影響の評価や代案の検討などを行う「戦略的環境アセスメント」に係るガイドラインを策定しており、今後、県においても検討していく必要があります。

< 県民等の意識 >

○ 県民意識調査では、環境と経済の好循環する社会を創造するための重要な取組について、「事業者の環境分野における社会的責任活動の定着の促進」と答えた人の割合が 58.6%、「環境に配慮した農林水産業の推進」が 48.3%、「事業者への環境マネジメントシステムの普及促進」が 47.7%、「環境保全に関する研究開発への支援」が 41.0%の順になっています。

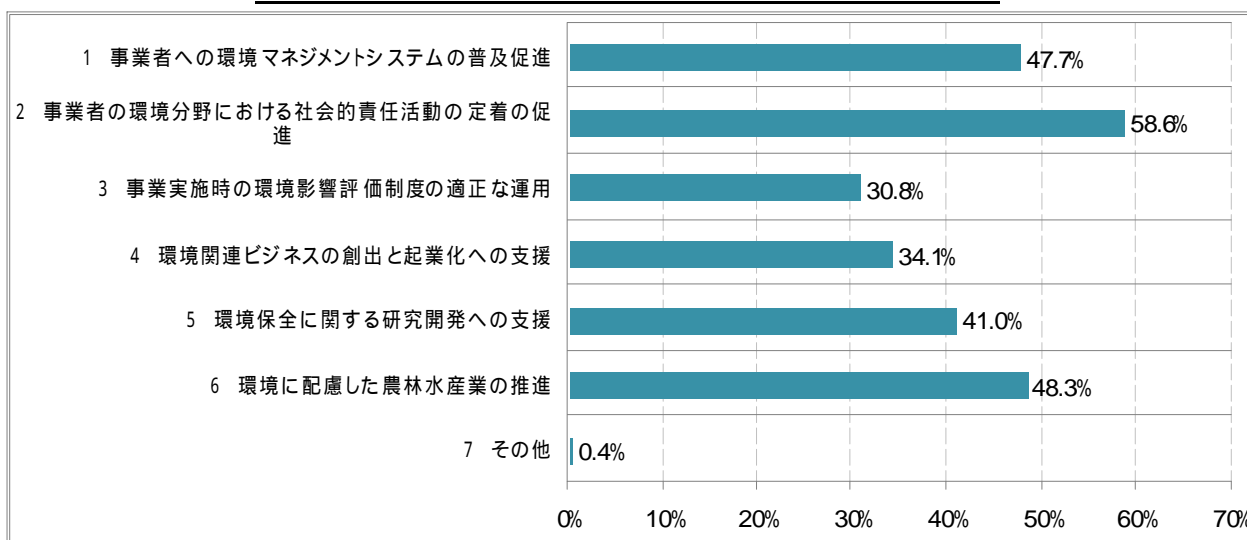
○ 平成 21 年 11 月に県内の 500 の事業者（回収数 283 事業者、回収率 56.6%）を対象として実施した「環境に関する事業者意識調査」では、環境への取組と企業活動のあり方について、「企業の社会的責任、社会貢献のひとつ」と答えた割合が 78.4%となっており、約 8 割が環境に配慮した取組を企業の社会的責任等と考えています。

また、環境への取組と企業活動のあり方について、「業績を左右する重要な戦略のひとつ」（4.9%）、「事業展開においてビジネスチャンス」（3.9%）、「企業のイメージアップ戦略のひとつ」（6.0%）と答えた事業者を合わせると 14.8%となり、事業者の 15%程度が環境への取組を新たな戦略として考えていることがうかがえます。

○ 一方、環境ビジネスについては、「あまり関心がない」と答えた割合が 41.3%、「分らない」が 15.9%となっており、環境ビジネスへの関心は、あまり高くなっていません。

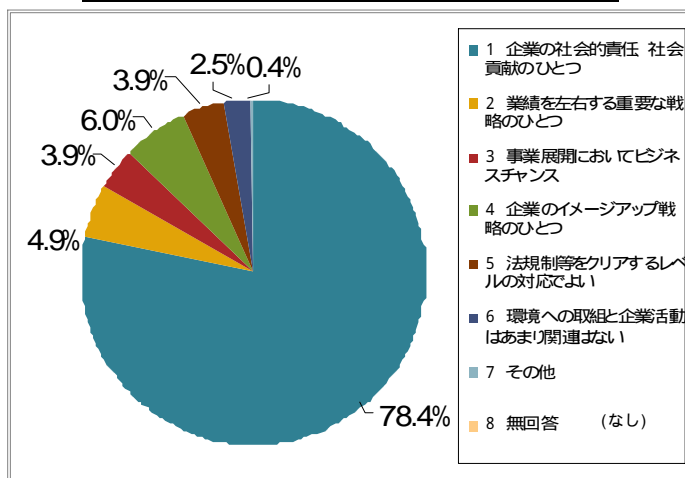
県内事業所における ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの認証取得の割合は 16.6%であり、「今後取り組む予定」が 3.5%、「現在検討中」が 11.7%となっており、約 3 分の 1 の事業者が自主的に環境マネジメントシステムの導入に向けて取組を進めていることがうかがえます。

図 15 環境と経済の好循環する社会の構築のための取組



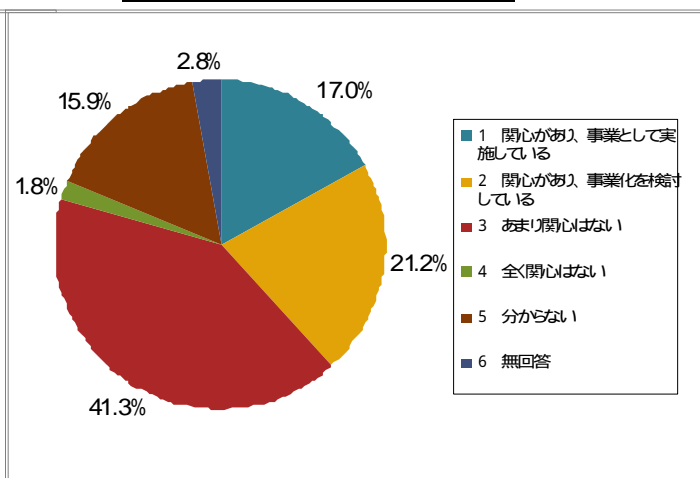
【環境に関する県民意識調査】

図 16 環境への取組と企業活動のあり方



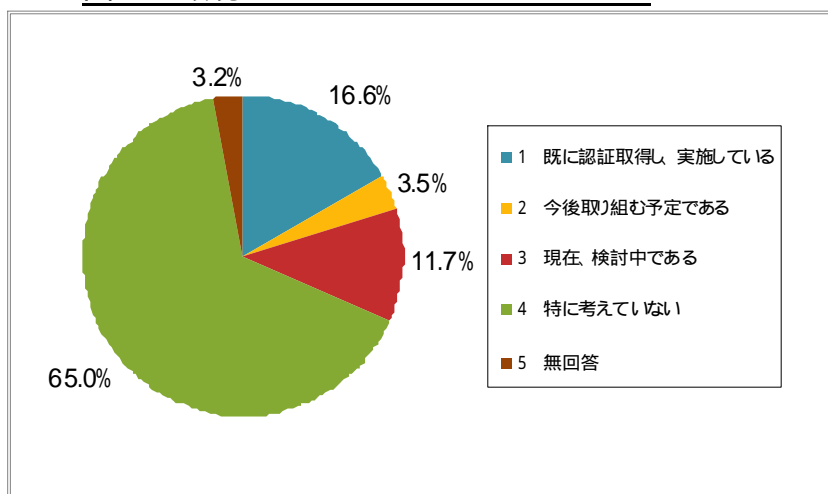
【環境に関する事業者意識調査】

図 17 環境ビジネスについて



【環境に関する事業者意識調査】

図 18 環境マネジメントシステムについて



【環境に関する事業者意識調査】

< 環境面の留意点 >

環境問題に対応した産業や技術の発展により、環境改善と経済成長がともに実現するなど、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境の改善につながっていく「環境と経済の好循環」の構築を推進する必要があります。

事業者においては、新たなビジネスチャンスとして、また、経営改善の方策の一つとして、自らが環境に配慮した取組を進めるとともに、環境配慮の取組を評価する社会意識が高まることにより、事業活動においては、環境問題への積極的な取組が求められ、社会的責任（CSR）として、環境分野の重要度も一層高まることを見込まれます。

省エネルギーや新エネルギーの利活用、リサイクル等の環境分野での新技術、新製品の開発等による新事業創出を進めることで、環境ビジネスの発展が見込まれます。

(6) 生活環境

我が国では、昭和40年代の急速な工業化の進展等に伴い、大気や水質の汚染等による深刻な公害問題が発生し、各地で多くの健康被害をもたらすなど大きな社会問題となりました。このため、国や地方自治体では公害対策や発生源に対する規制を進め、その後の技術進歩もあって、現在では公害問題は大きく改善しています。

本県の大気、水・土壌、騒音・振動・悪臭などの生活環境に関する項目については、監視測定体制の整備や事業者等への指導の徹底などにより、長期的には改善が進んでいます。環境基準の達成率や規制基準の遵守状況も高水準となっており、おおむね良好の状況となっています。

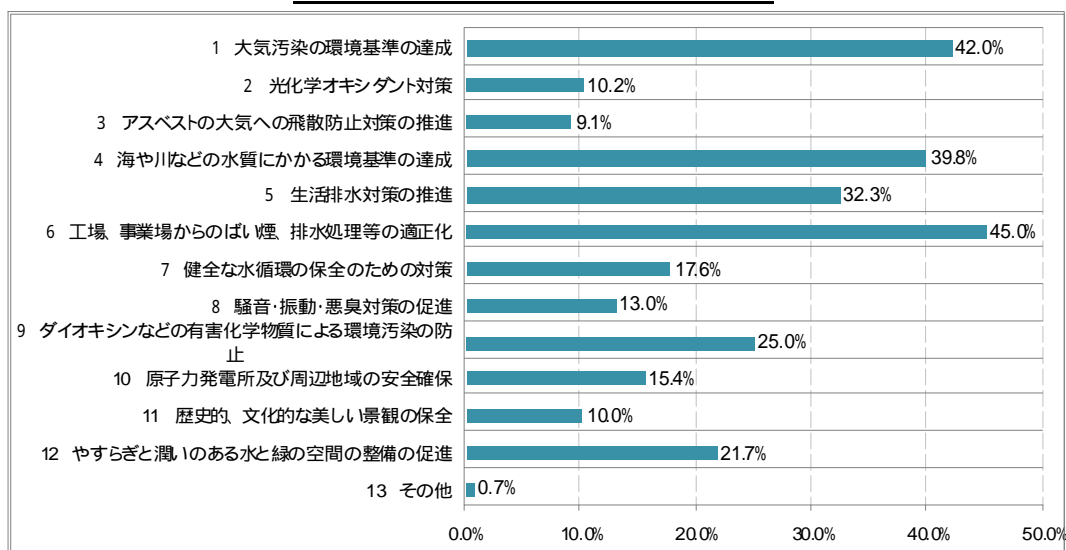
ダイオキシン類、ポリ塩化ビフェニル（PCB）などの有害化学物質には、影響の発現までに長期間を要するもの、発生メカニズムや人体等への影響が科学的に十分解明されていないものがありました。科学的知見が確立されていない過去に使用されたこれらの有害化学物質については、現在の新たな知見に基づく評価や対応が必要となっています。

本県には、歴史的・文化的な町並み、段々畑や里地・里山等の農村景観など、地域特有の美しい景観が残されており、これらの資源の保存と有効活用、水辺や緑空間の積極的な整備が求められています。

< 県民等の意識 >

- 県民意識調査では、生活環境の保全のための重要な取組について、「工場、事業場からのばい煙、排水処理等の適正化」と答えた人の割合が45.0%、「大気汚染の環境基準の達成」が42.0%、「海や川などの水質にかかる環境基準の達成」が39.8%、「生活排水対策の推進」が32.3%の順となっており、水質や大気の汚染防止に対する関心が高くなっています。

図19 生活環境の保全のための取組



<環境面の留意点>

今後も、大気、水質、土壌、騒音などの環境基準が達成されるとともに、振動、悪臭などの規制基準が遵守されるよう、監視体制や適切な指導の実施が求められます。

有害化学物質による環境問題については、国や専門機関等との連携を強化し、科学的な知見の収集に努め、十分な対応を講じていく必要があります。

安全・安心な生活環境の保全是もとより、地域特有の美しい景観の保存や積極的な利用のための整備、地域の水辺や緑地等の計画的な整備など、より快適な生活空間の創出が求められています。

愛媛の歌

作詞 岩田義孝
作曲 中田喜直

- 1 海がある 山がある
空にひかりがあふれてる
道がある 川がある
伊予のことばが流れてる
ふるさと ふるさと わが愛媛
ゆたかな自然が あふれてる
あつい血潮が 流れてる
- 2 花がある 歌がある
愛の心が咲いている
夢がある あすがある
明るい希望が育ってる
ふるさと ふるさと わが愛媛
かがやく文化が 咲いている
若い力が 育ってる

「愛媛の歌」

「愛媛の歌」は、県政発足 100 年を記念して昭和 48 年 2 月 20 日に制定したものです。

歌詞は、一般公募のうえ、269 作品の中から岩本義孝さんの作品が選ばれ、作曲家の中田喜直さんが作曲しました。

本県では、輝くふるさと愛媛づくりを推進するため、県民自身にふるさと愛媛の良さを認識してもらい、郷土への愛着や連帯感を高めていくことを目的として、改めて「愛媛の歌」の普及を図っています。

第3章 目指す将来像

県では、健全で恵み豊かな愛媛の環境を保全するとともに、よりよい環境を将来の世代へ引き継ぐため、平成8年3月に愛媛県環境基本条例を制定し、環境の保全についての基本理念を定めるとともに、県民、事業者、行政の責務を明らかにして、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

【愛媛県環境基本条例】(前文)

私たちのふるさと愛媛は、比類のない美しさを誇る瀬戸内海及び宇和海に面し、西日本最高峰の石鎚山を擁する豊かな自然環境に恵まれており、温暖な気候は、私たちの生活に大きな恩恵を与えている。

私たちは、この健全で恵み豊かな環境の中で、過去から現在へと長い年月を掛けて、生活を営み、産業を興し、特色ある文化をつくり上げてきた。

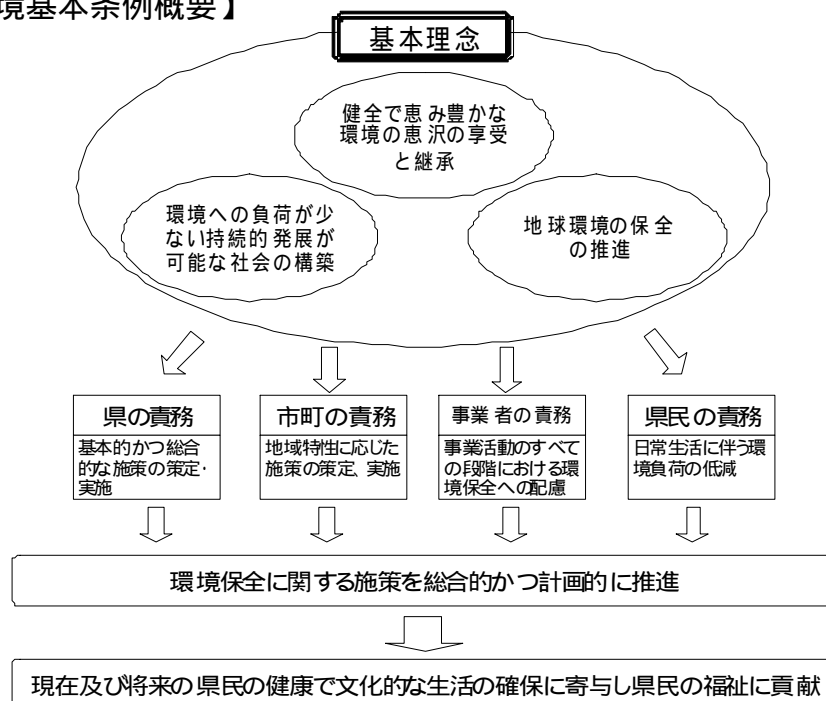
しかしながら、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした今日の社会経済活動は、私たちに物質的な豊かさをもたらし、生活の利便性を高めた一方で、環境に大きな影響を及ぼしている。増大する環境への負荷は、自然の生態系を破壊し、さらに、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の下、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の県民の権利であり、この環境を守り、育て、及び将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、環境が人類を含めすべての生命の生存基盤であり、限りあるものであることを深く認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な愛媛の実現に、総合的かつ計画的に取り組んでいかなければならない。

ここに、私たちは、互いに協力して、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、更に豊かで快適な環境を積極的に創造することにより、よりよい環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

【愛媛県環境基本条例概要】



また、第五次愛媛県長期計画では、県政運営の基本理念を「共に創ろう誇れる愛媛」とし、その実現に向けた環境分野の基本施策を「快適えひめ さわやかな環境と安心で快適な生活を楽しめる愛媛の創造」として各種施策を展開してきています。

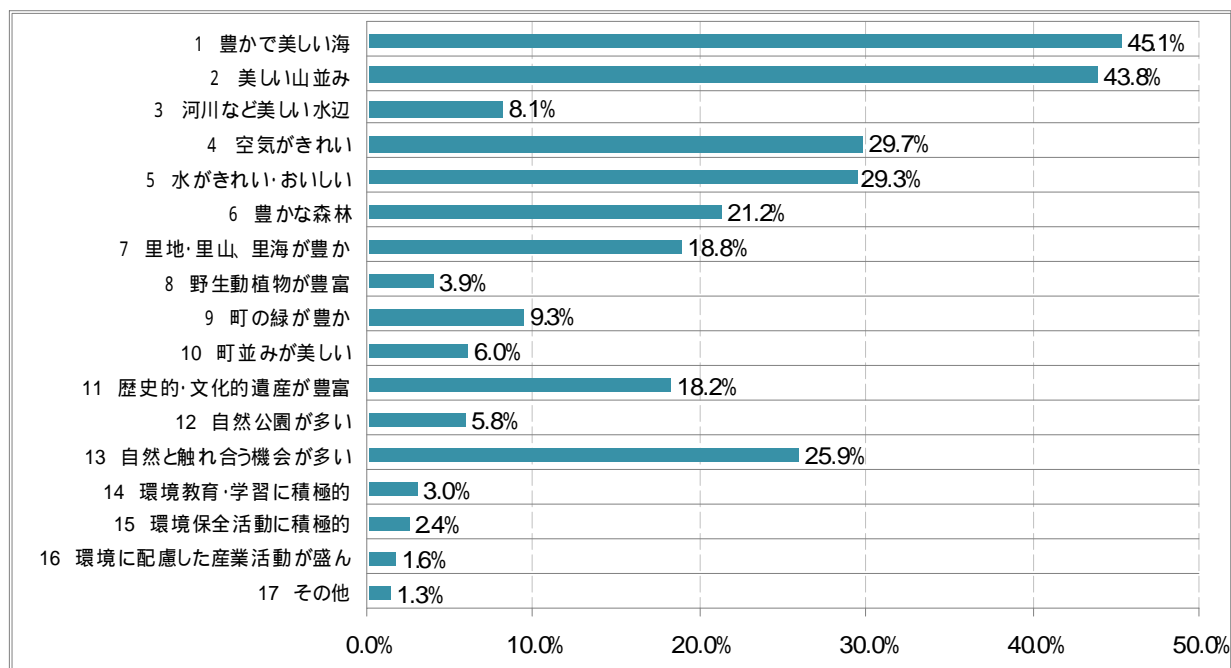
さらに、重要性、緊急性の観点から、「環境と自然が生きる社会づくり」を重点課題として、環境と調和し美しく豊かな自然と共生できる生活スタイルとシステムづくりのため総合的に施策を推進してきたところです。

そして、後期実施計画では、基本施策「快適えひめ」を実現するための重点目標を「安全・安心で快適な暮らしの実現」として、「循環型社会システムの構築」や「生活環境の保全」などの優先施策を重点的に実施しています。

県民意識調査では、将来の愛媛県の環境のイメージについて、「豊かで美しい海」と答えた人の割合が 33.8%と最も高く、以下、「環境に配慮した産業が盛ん」が 26.0%、「水がきれい・おいしい」が 25.9%、「河川などの美しい水辺」が 25.0%、「環境保全活動に積極的」が 22.3%の順となっており、愛媛の豊かな自然環境を将来においても保全していくこと、そのために環境に配慮した産業や環境保全活動が盛んに行われることを望んでいることがうかがえます。

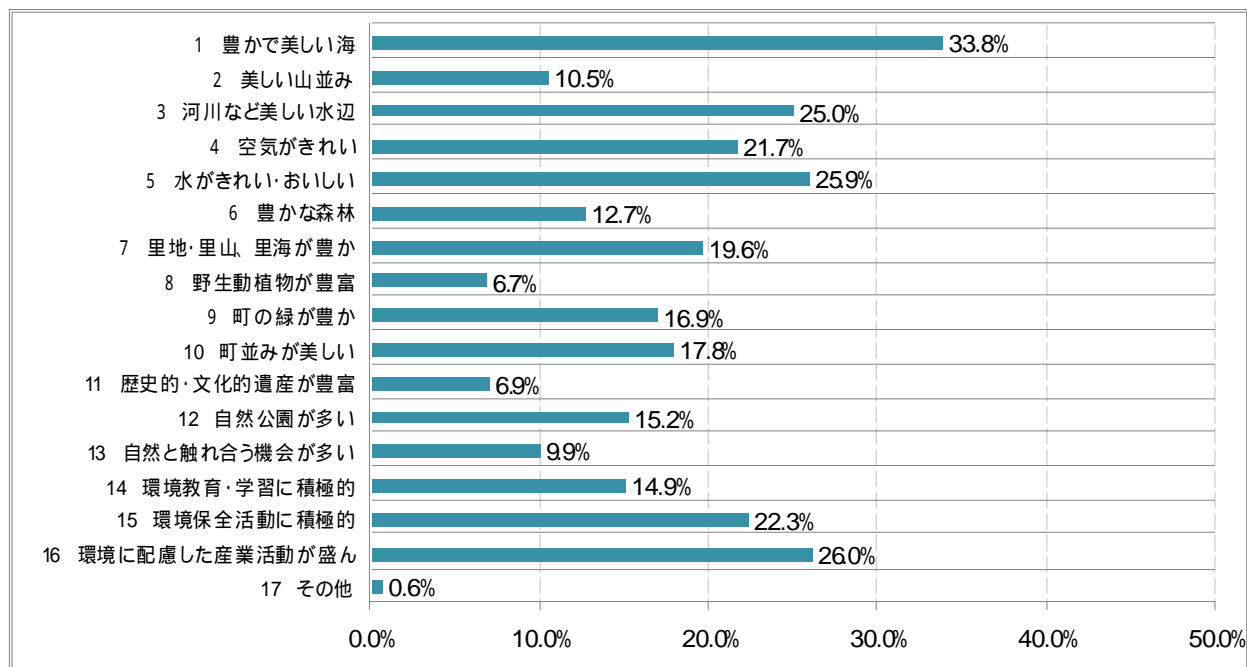
特に、現在と将来の愛媛県の環境のイメージの比較では、現在のイメージとして 3%以下の回答であった「環境に配慮した産業活動が盛ん」(1.6%)、「環境保全活動に積極的」(2.4%)、「環境教育・学習に積極的」(3.0%)が、将来のイメージでは、それぞれ 26.0%、22.3%、14.9%と割合を大きく増加させており、県民は、環境に配慮した産業活動や環境保全活動、さらに環境教育について、率先した取組がなされるとともに、自らも積極的に取り組んでいかなければならないと考えていることがうかがえます。

図 20 現在の愛媛県環境のイメージ



【環境に関する県民意識調査】

図 21 将来の愛媛県環境のイメージ



【環境に関する県民意識調査】

1 基本目標

県ではこれまで、愛媛県環境基本条例や第五次愛媛県長期計画に基づき、環境の保全に係る各種施策を計画的に実施してきたところですが、第2章において検証したように、今日の環境問題は、広域化・多様化するとともに、ますます重要性を増してきています。健全で恵み豊かな愛媛の環境を守り、育て、及び将来の世代に引き継いでいくためには、環境が人類を含めすべての生命の生存基盤であり、限りあるものであることを深く認識し、すべての主体があらゆる場面で環境とのつながりを意識し、自主的かつ主体的に環境に配慮した行動を取るとともに、相互の連携・協働の下、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会「えひめ環境新時代」に向けて、取組を推進することが必要です。

そこで、本計画における目指す将来像として、「基本目標」を次のとおりとします。

基本目標

県民と共に築く「えひめ環境新時代」の実現

～環境とのつながりを意識し、守り、育てるとともに、持続的な発展を図る～

「えひめ環境新時代」

県民すべてがあらゆる場面で環境とのつながりを意識し、現在の環境を守り、よりよいものに育てるため、自主的・主体的に環境との調和や適合を図る積極的な行動を取るにより実現する持続的発展が可能な地域・社会

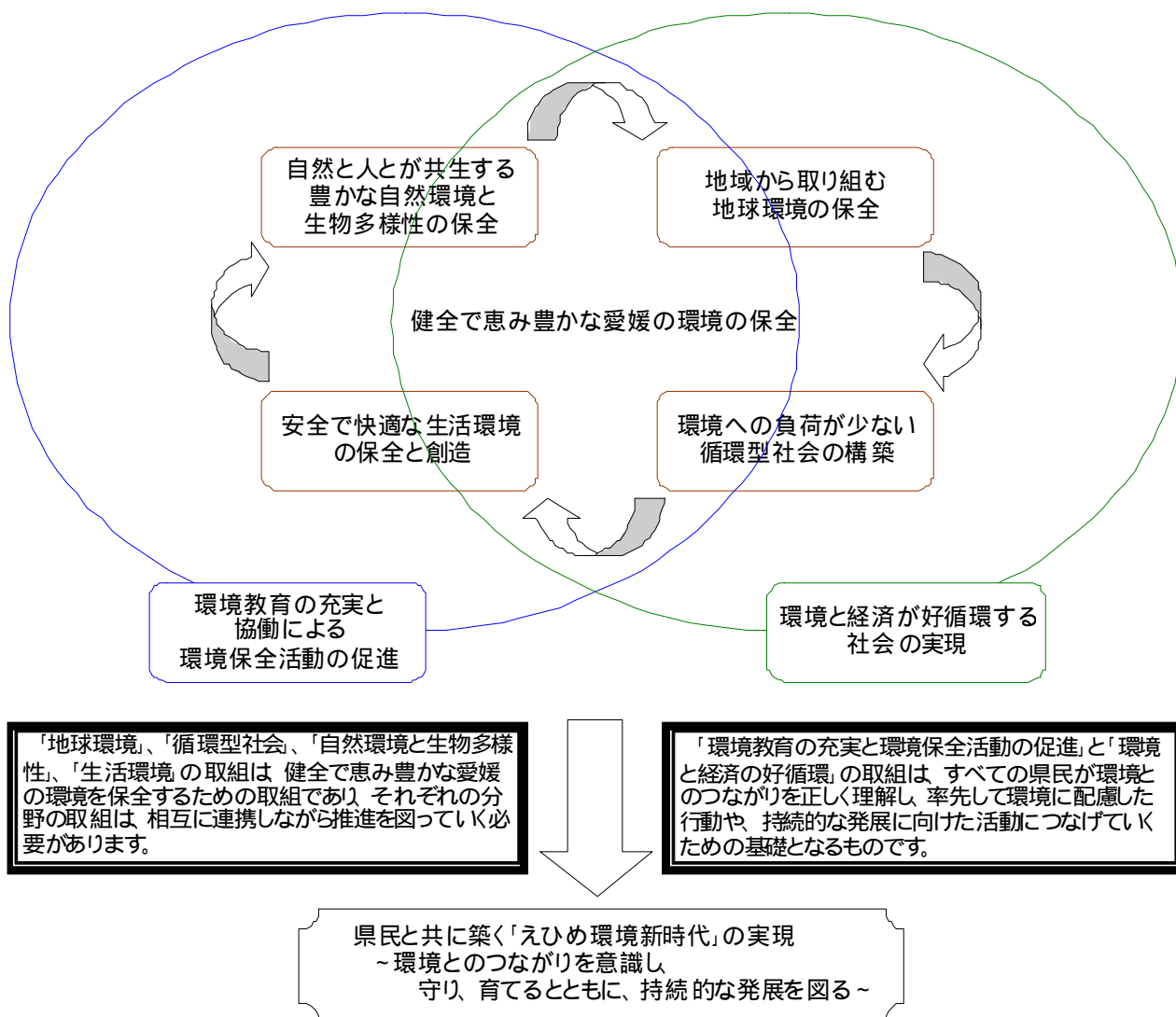
2 基本方針

また、この「基本目標」を実現するため、環境分野ごとに目指す方針として、次の6項目を「基本方針」と位置付け、分野ごとに各種施策や取組を推進することとします。

基本方針

- 1 環境教育の充実と協働による環境保全活動の促進
- 2 地域から取り組む地球環境の保全
- 3 環境への負荷が少ない循環型社会の構築
- 4 自然と人とが共生する豊かな自然環境と生物多様性の保全
- 5 環境と経済が好循環する社会の構築
- 6 安全で快適な生活環境の保全と創造

基本方針の関連図



3 基本方針ごとの将来像

(1) 環境教育の充実と協働による環境保全活動の促進

本県の健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、更に豊かで快適な環境を積極的に創造し、よりよい環境を将来の世代へ引き継いでいくには、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体が環境に関する正しい認識を持ち、自主的、主体的に環境保全活動に取り組むとともに、互いに連携、協力を進め、活動の輪を広げていく必要があります。

このため、次世代を担う子供たちへの環境教育・学習はもちろん、子供から高齢者までの各年齢層に応じた環境教育・学習が、学校、地域、家庭、職場など多様な場で活発に行われ、環境の保全に意欲的に取り組む人材が育成され、これらの人材が地域における環境活動リーダーとなり、環境活動リーダー相互の交流や、教員、企業のCSR担当者、行政等との連携や協働が推進されることで、すべての県民が自らの暮らしの中で常に環境について考え、活発に環境保全活動が行われる社会を目指します。

また、だれもが必要な環境情報を容易に入手できるように情報の収集と提供を推進します。

(2) 地域から取り組む地球環境の保全

地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊などの地球環境問題は、その影響が地球規模で大きいこと、将来の世代にも及ぶことなどから、人類を含めた生物の存続基盤にかかわる重要な問題であり、しかも、私たち一人ひとりの便利で快適な日常生活や事業活動がその主な原因となっています。

こうした地球環境問題を克服するには、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体は、自らの行動が地球環境に様々な負荷を与えていることを十分認識し、身近なところから、地道な取組を推進していく必要があります。

このため、県民等の各主体が一体となって地球環境保全に取り組む意識の高揚を図ることはもとより、一般家庭や事業活動における省エネ型機器や設備の導入、節電や節水、公共用交通機関の利用等自動車交通対策、みかん搾汁残さを利用したバイオエタノールなどの地域資源を活用した再生可能エネルギー利用技術の確立・普及、森林の二酸化炭素吸収源として機能を向上させるための計画的な森林整備など、地域の特性を最大限に生かして地球環境の保全に率先して取り組む社会を目指します。

(3) 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

循環型社会を構築するためには、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる3R（スリー・アール）の取組を推進するとともに、どうしても循環利用できない廃棄物については適正処理することが基本となります。

このため、県民一人ひとりが従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制やリサイクルなど循環を基調としたライフスタイルに転換していくとともに、事業活動においても廃棄物の発生を抑制しつつ、リサイクルに配慮した製品・サービスを提供し、更には排出者責任・拡大生産者責任などを踏まえた廃棄物の適正処理など、環境への配慮を進めていきます。

また、廃棄物を循環資源としてリサイクルを推進していくためには、循環型社会ビジネスの育成や新たなリサイクル技術・システムの開発とともに、地域の特性や循環資源の性質に応じて最適な規模での循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源は地域で循環させ、困難なものは広域的に対応していく「地域循環圏」の考え方に基づいて、リサイクル及び適正処理の体制を構築し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

(4) 自然と人との共生する豊かな自然環境と生物多様性の保全

本県には、人の手が余り入っていない神秘的で原生的な自然環境とともに、人間生活とのかかわりの中で保全と利用の調和が図られてきた里地・里山、里海などの多様で美しい自然環境があり、それぞれの地域に特徴的な生活文化や豊かな生態系が形成されています。

このようなすばらしい自然環境の中で、自然公園などに地域の特徴的な自然環境を生かした触れ合いの場が整備されるとともに、自然観察会やエコツアーなど、自然と触れ合う機会に恵まれていることが望まれます。

また、自然公園や里地・里山、里海などでは、地域固有の生物が生育・生息する場所を保全し、そこに生息・生育する希少野生動植物の存在を明らかにするとともに、地域の生態系として保全するための対策を講じるなど、自然と人との共生する自然環境と生物多様性が保全された社会を目指します。

(5) 環境と経済が好循環する社会の構築

事業活動は環境に大きな負荷を与えます。事業者等の環境に配慮した行動は、経済活動を制限することに加え、環境配慮にはコストがかかることなどから、従来は、環境を経済の阻害要因として、環境と経済は相反するという考え方があり

ました。しかし、持続的発展が可能な社会の実現には、環境問題を経済の制約要因ではなく、新たな成長要因ととらえ、環境の保全と経済の活性化を一体化させていくことが重要となっています。

このため、環境マネジメントシステムや事業者の社会的責任活動について普及、促進を図るとともに、環境に適合した技術、商品やサービスの開発などを推進し、環境保全型の産業を創出、育成し、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって更に環境も良くなっていくような、環境と経済の好循環する社会の構築を目指します。

(6) 安全で快適な生活環境の保全と創造

生活環境の保全に関しては、大気、水・土壌、騒音・振動・悪臭などについて、これまでの公害防止対策や発生源に対する規制などを行った結果、環境基準の達成率や規制基準の遵守状況は、現在までに大きく改善が図られ、生活環境は、おおむね良好な状況となっています。

将来においても、事業者等が自主的に法令を遵守することはもとより、監視体制の整備や適切な指導を実施していくことにより、県民の健康が保護され、生活環境が保全されるとともに、生活環境が適正に保全され、良好な状況に保持されることが必要です。

また、歴史的・文化的な町並みや段々畑など、地域特有の美しい景観を保存し、景観と調和した周辺地域の整備や、これらの積極的な活用を図るとともに、都市公園などの緑地や河川やため池などの水辺の整備などにより、やすらぎと潤いのある快適な生活環境の創造を目指します。

第4章 施策の展開

第1節 環境教育の充実と環境保全活動の促進

<環境教育の充実と協働による環境保全活動の促進>

1 環境教育・学習の充実

<現状と課題>

今日の環境問題に対応するには、県民一人ひとりが日常生活と環境との関係について理解と認識を深め、環境と暮らしの調和を目指した責任ある行動を自主的・主体的に行っていくことが不可欠であり、このため、学校、地域、家庭、職場など多様な場で、また、子供から高齢者までの各年齢層に応じ、環境教育・学習を推進する必要があります。

県では、環境教育・学習の拠点として、平成15年に愛媛県体験型環境学習センター（えひめエコ・ハウス）を設置し、省エネルギー、省資源のイベントや環境教育イベントなどの実施、環境学習教材や図書の貸出し等を実施しており、今後、一層の活用に努める必要があります。

県では、県民が自主的に環境学習に取り組む際の支援制度として、県内在住の環境活動リーダー等を「環境マイスター」として登録し、学校、地域の環境活動グループや自治会等が実施する学習会や講演会などに講師として派遣する「環境マイスター派遣事業」を実施しており、今後も、この制度の継続実施などにより、学校や地域での環境教育・学習の機会の拡充を図る必要があります。

<施策の方向>

(1) 学校における環境教育の充実

次代を担う子供たちに対する学校での環境教育は、子供たちの今後の環境に対する姿勢を決定付ける大きな要素となることから、学校教育活動の全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた環境教育の充実を図ります。

主な取組	内 容
小中学校における環境教育の充実	・ 小中学校では、環境教育の年間指導計画を作成するなどして、「総合的な学習の時間」の活用など、様々な機会をとらえて環境教育を推進することにより、児童生徒の環境に対する適切な判断力を養い、良好な環境の保全や創造に主体的

	<p>に関わっていこうとする意欲や態度を育てます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 少年自然の家での自然体験的な活動など、自然と触れ合う機会を通しての環境教育の充実に努めます。 指定校等での産業廃棄物処理に関する学習など、環境をテーマとした実践的な学習を支援するとともに、成果の各校への普及に努めます。
高校における環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「総合的な学習の時間」の活用など、様々な機会をとらえて環境教育を推進することにより、環境を意識した生活スタイルの生徒への定着に努めます。 ボランティア活動などの様々な体験活動の一環として、地域や各校の特色を生かした学習を推進します。 指定校等での地域と連携した環境体験学習や地球温暖化問題等の調査・研究の活動を支援するとともに、成果の各校への普及に努めます。
環境教育・学習の拠点施設や地域の環境活動リーダー等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育・学習においては、えひめエコ・ハウスなどの環境教育・学習拠点の活用努めます。 えひめエコ・ハウスを中心に、大学や各市町の環境教育・学習拠点施設等との連携を図り、学校への情報提供等に努めます。 環境マイスター、地球温暖化防止活動推進員、自然公園指導員等の地域の環境活動リーダーを講師として活用するなど、効果的で専門的な環境教育・学習の実施に努めます。 国と連携して、学校施設のエコ改修や環境教育モデル校への支援などに努めます。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
えひめエコ・ハウスの年間入館者数	17,631 人 (H20)	前年度より増加	



【環境マイスターを学校へ派遣】

県内に在住する環境活動のリーダーや研究者などの環境マイスターを、学校の学習会等の講師として派遣。



【ブックトーク&エコ・トーク】

県立図書館が実施するブックトーク（子どもと本の出会い推進事業）の一環で、地球温暖化防止活動推進員等を講師に招き、学校の授業において、エコ・トーク（環境の現状と地球温暖化防止等の講義）を実施。

【資料】愛媛県立図書館

(2) 地域における環境学習の拡充

地域における環境学習の活性化を図るため、地域の資源を学習素材として積極的に活用するとともに、家庭や職場などの多様な場での環境学習を推進し、県民の環境に対する意識の高揚に努めます。

主な取組	内 容
生涯学習における環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛媛県生涯学習センターのコミュニティ・カレッジなどの一環として、環境学習講座の実施に努めます。 ・ 生涯学習に関する活動を行う団体や機関等との連携を図り、環境に関する講座情報の収集・提供に努めます。
地域における環境学習、活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マイスター派遣制度の実施などにより、地域における環境学習や環境保全活動の促進に努めます。 ・ 県職員による「出前講座」を行い、環境問題や県民等に求められる取組等を分かりやすく説明します。 ・ 地域において子供たちが主体的に環境活動を進めるこどもエコクラブの活動を支援します。 ・ 地域の高齢者等が持っている昔ながらの環境との共生を図るための知恵を活用するため、学校のPTA活動や公民館活動の推進に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ えひめエコ・ハウスや公民館などが実施する環境に関する体験学習や環境保全活動を促進します。 ・ 環境家計簿の活用などによって、学校や職場の環境学習で学んだ取組の家庭での実践を促進します。 ・ 環境マネジメントシステム等を活用するなどして、事業者が実施する職場での環境教育や環境保全活動の促進に努めます。
--	--

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
こどもエコクラブ登録者数	1,285 人 (H20)	2,350 人 (H22)	
環境マイスター派遣回数	42 回 (H20)	50 回 (H26)	



【環境マイスター派遣事業】

県内に在住する環境活動のリーダーや研究者など 86 人（平成 21 度）を専門分野別に「環境マイスター」として登録し、学校（保護者団体を含む。）地域の環境活動グループ、自治・町内会、事業者団体等が学習会や講演会などを開催する場合に、マイスターを講師として派遣する事業。



【えひめエコ・ハウスでの環境学習】

【資料】えひめエコ・ハウス

2 環境教育・学習を推進する人材の育成

<現状と課題>

学校における環境教育の推進役として重要な役割が期待される教員については、環境に対する豊かな感受性や見識を高め、指導力の向上を図っていく必要があります。

環境マイスター、地球温暖化防止活動推進員及び自然公園指導員などの環境活動リーダーは、各地域において、各専門分野の環境保全に関する活動を積極的に展開しており、県では、えひめ環境大学の開催などにより、環境活動リーダー等のスキルアップを図るとともに、新しい環境活動リーダーの育成に努める必要があります。

環境教育を担う教員と地域で活動する環境活動リーダーのスキルアップを図るとともに、交流の促進やネットワークづくりを推進する必要があります。

<施策の方向>

(1) 環境教育・学習を推進する人材の育成

環境教育・学習の充実を図るため、学校教育において環境教育の担い手となる教員の資質の向上や地域で活動する環境活動リーダーの育成に努めるとともに、これらの環境教育・学習を推進する人材の相互交流の促進やネットワークづくりに努めます。

主な取組	内 容
環境教育の指導者の育成	<ul style="list-style-type: none">・ 環境教育を担当する教員の指導力強化や資質向上を図るため、中核となる教員を養成する環境教育指導者養成研修への参加に努めるとともに、教員研修での環境教育に関する講座の実施に努めます。・ 全国環境学習フェアへの参加などにより、優秀な環境教育の実践事例を収集し、普及に努めます。・ 環境学習プログラムや教材の作成を行い、学校教育現場への普及に努めます。
環境活動リーダー等の育成	<ul style="list-style-type: none">・ 愛媛県環境創造センターの講演会やえひめ環境大学の実施などにより、環境マイスター等の環境活動リーダーの資質の向上や人材の育成に努

	<p>めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の環境活動リーダーのスキルアップ、学校や企業のCSR担当者との交流を促進するため、これらを対象とした研修会等の実施に努めます。 ・ 国や四国環境パートナーシップオフィス等と連携して、地域の環境活動リーダーへの情報提供に努めるとともに、学校や事業者等と地域の環境活動リーダーをつなぐコーディネーターの育成に努めます。
--	--

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
環境教育指導者養成研修を修了している教員数（累計）	29人 (H21)	小中学校での環境教育の中核となる教員の育成に努める。	独立行政法人教員研修センター主催
環境マイスター登録者数	86人 (H21)	100人 (H26)	
えひめ環境大学受講者数	延べ419人 (H21)	前年度より増加	



【えひめ環境大学】

環境先進県を目指して、県内に在住する環境関連の実務者や環境保全活動者などに、より高度な環境知識を習得してもらうため、学識経験者や環境分野の専門家を講師として迎えて、専門的で質の高い講義を実施。



【環境リーダー元気アップ講座】

環境マイスターなど地域で活動する環境活動リーダーや教員、企業のCSR担当者、市町職員等を対象に、地域での環境保全活動を効果的に進めるための手法等を習得するための講義と、相互の交流によるパートナーシップの構築を図るワークショップを実施。

3 協働による環境保全活動の促進

<現状と課題>

顕在化している様々な環境問題に対応するには、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体が、それぞれの立場や役割分担に応じた環境に配慮した自主的かつ主体的な取組を促進する必要があります。

本県において、定款に環境保全活動を掲げているNPO法人は、110団体(平成22年1月末現在)ありますが、今後も、県民等の自主的な環境の保全のための活動を推進し、これらの法人を含めた環境活動団体の活性化に努める必要があります。

県では、「三浦保」愛基金を活用し、環境保全や自然保護活動に積極的に取り組む団体や個人を表彰するとともに、テレビ番組で広く紹介することにより、これらの団体等の活動の活性化に努めています。

地域における環境保全活動は、自治会など地縁に基づくコミュニティ組織やNPOなどが自主的かつ主体的に実施していますが、自己資金不足など、十分な活動ができない場合もあることから、今後も「三浦保」愛基金を活用するなど、これら団体に対する支援に努める必要があります。

環境活動団体は、それぞれの地域での活動が中心であり、他の団体との相互の連携や協働による広域的な環境保全活動の展開は余り進んでいません。このため、環境活動団体や環境活動リーダーと教員、市町職員及び企業のCSR担当者などを対象とした研修会の開催などにより、環境パートナーシップの構築を図り、協働の促進に努める必要があります。

地域に密着した道路、河川及び海岸の清掃や植樹管理については、地域の方々の参加により、行政と協働して維持管理、愛護する活動が広がっており、今後も、これらの取組を積極的に促進していく必要があります。

<施策の方向>

(1) 自主的な環境保全活動の促進

県民、事業者、環境活動団体などの自主的な環境保全活動の促進や支援に努めるとともに、県民の日常生活での環境に配慮した行動の普及に努めます。

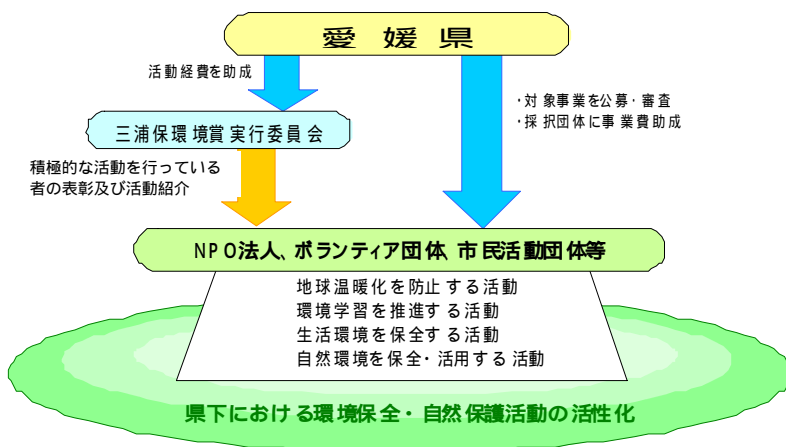
主な取組	内 容
環境保全活動等の促進、支援	・ 地域における環境保全等の積極的な活動を行う団体や個人を表彰するとともに、広く活動を紹介し、環境保全活動の活性化に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自主的な環境保全活動等を促進するため、活動費の助成などの支援に努めます。 環境啓発ポスターコンクールや愛鳥ポスターコンクールの実施などにより、県民の環境意識の高揚に努めます。
日常生活における環境に配慮した行動の普及	<ul style="list-style-type: none"> 環境家計簿の普及など、日常生活での省資源、省エネ運動を促進します。 マイバック運動や環境に配慮した商品の普及や購入、簡易包装の促進など、環境に配慮した消費行動の普及、啓発に努めます。 クリーン愛媛運動の実施など、県民総参加による清掃美化活動を推進します。

環境指標

項目	現状	目標	備考
三浦保環境賞受賞者数	5 団体 (H20)	現状を維持	
環境啓発ポスターコンクール応募数	2,719 件 (H21)	前年度より増加	

「三浦保」愛基金環境保全活動支援事業の実施イメージ



〔助成事例〕

千丈川水辺のにぎわい体験隊



（NPO法人かわうそ復活プロジェクト）

【「三浦保」愛基金環境保全活動支援事業】

県では、株式会社ミウラ（代表取締役会長 三浦 昭子氏）からいただいた三浦工業株式会社の株式 100 万株の寄附を基に、『愛媛県「三浦保」愛基金』を創設し、株式配当金等を財源として、三浦工業株式会社の創業者の故・三浦保氏が生前熱意を持たれていた「環境保全・自然保護」や「社会福祉」等の分野において、団体への助成や県直営事業に取り組んでおり、環境分野においては、その一環として、平成 20 年度から、環境保全活動又は自然保護活動を行う非営利団体等を公募し、その活動に係る費用を助成しています。



【三浦保環境賞】

愛媛県「三浦保」愛基金を活用した環境保護活動顕彰・啓発事業の一環として、優れた活動を行っている団体や個人に「三浦保環境賞」が授与されています。

[平成 21 年度]

表彰式 平成 22 年 2 月 5 日(金)

表彰者	三浦保環境賞・大賞	新興工機株式会社
"	・知事賞	松山市立日浦中学校
"	・奨励賞	NPO法人 愛媛生態系保全管理
"	・県奨励賞	有限会社富士タクシー
"	・特別賞	上林を考える会



【環境啓発ポスターコンクール】

県民の環境意識の高揚を図るため、小中学生、高校生を対象に環境意識啓発用ポスターを募集し、優秀作品をえひめエコ・ハウスに展示するとともに、環境白書等へ掲示しています。

[平成 21 年度]

募集期間 平成 21 年 6 月 15 日(月)～平成 21 年 9 月 25 日(金)

応募点数 2,719 点

(小学生 924 点、中学生 1,621、高校生 174)

優秀作品

金賞 3 点、銀賞 6 点、銅賞 9 点、佳作 12 点



小学生の部 金賞
松山市立北条小学校 6年
青木 悠さん



中学生の部 金賞
東温市立重信中学校 3年
重松 幹大さん



高校生の部 金賞
愛媛県立松山南高等学校
砥部分校 2年
小山 恵子さん

(2) 環境活動団体との協働の推進

地域での環境保全活動等の活性化を図るため、環境活動団体の相互の連携や行政や学校等との協働の促進に努めます。

主な取組	内 容
環境パートナーシップの推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境活動団体や教員、企業のCSR担当者等を対象とした研修会、交流会などの実施に努め、環境活動団体の相互連携と行政や学校、事業者等とのパートナーシップの構築に努めます。 事業者のCSR活動を促進するとともに、環境活動団体への支援などについて、事業者と連携した情報発信などを検討します。
協働による環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の住民と行政が連携・協働し、地域の道路、河川及び海岸などの維持管理や愛護の活動の促進に努めます。 環境活動団体と行政との協働による環境保全活動の提案募集を行い、モデル事業の実施などを検討します。

環境指標

項 目	現 状	目 標	備 考
愛リバー登録団体数 (モデルサポーター)	167 団体 (H20)	前年度より増加	
愛ロード登録団体数 (モデルサポーター)	125 団体 (H20)	前年度より増加	
愛ビーチ登録団体数 (モデルサポーター)	28 団体 (H20)	前年度より増加	

愛リバー・サポーター清掃美化活動



4 環境情報の充実

<現状と課題>

県民、事業者、環境活動団体等の各主体が連携、協力して環境保全活動等に取り組むには、環境に関する情報の共有化が重要となることから、積極的な情報の提供に努める必要があります。

県では、環境情報を広く提供するため、県のホームページに「えひめの環境」のページを掲載しており、環境に関する情報の一元的な提供に努めていますが、環境に関する社会情勢が広域化・多様化するとともに、ますます重要性を増していることから、今後更に、情報の充実を図り、分類や情報の整理を行うなど、分かりやすい提供に努める必要があります。

県では、毎年度、本県の環境の現状とこれまでに講じた施策を取りまとめた環境白書を刊行し、図書館や教育機関などに配布するとともに、県のホームページにも掲載しています。この計画の進捗状況については、環境白書に環境指標の現状を掲載するなどして、情報の共有化を図ることとしています。

本県の大学や試験研究機関等で確立した環境関連技術について、積極的な情報提供を行い、国内はもとより、国際的な普及にも努めます。

<施策の方向>

(1) 環境情報の収集と提供の促進

県民、事業者、環境活動団体等の各主体の環境保全活動等を促進するため、環境に関する情報の収集と積極的な情報提供により情報の共有化を図るとともに、愛媛発の環境関連技術の普及の促進に努めます。

主な取組	内 容
環境情報の収集と積極的な提供	<ul style="list-style-type: none">・ 県民や事業者等のニーズを踏まえ、各種刊行物、インターネット、マスメディアでの広報など、多様な媒体を活用した情報提供に努めます。・ 環境情報の体系的な収集、整理に努め、環境白書や県ホームページでの一元的で分かりやすい情報提供に努めます。・ この計画の進捗状況については、環境白書に環境指標の現状を掲載するなどにより、情報の共有化に努めます。

環境関連技術の普及の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛媛発の優れた環境関連技術について、積極的な情報の提供を進め、これら技術の実用化、普及に努めます。 ・ 環境関連分野での青年海外協力隊などの派遣を促進するとともに、海外からの技術研究生の大学や企業への受入れを推進し、環境関連技術の国際的な普及に努めます。
--------------	--

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
えひめの環境ホームページのアクセス数	21,062 件 (H20)	前年度より増加	分かりやすい情報の提供に努める。

えひめの環境ホームページ : <http://www.pref.ehime.jp/kankyou/k-hp/index.html>

愛媛の環境ポータルサイト！ここから始まる愛媛の未来。

えひめの環境

キーワード検索 検索

文字サイズ変更 大 中 小

HOME サイトポリシー サイトマップ お問い合わせ

お知らせ 環境政策に関する情報 環境白書 リンク

地球温暖化対策 バイオマス 環境教育関係情報 環境アセスメント 大気・水・土壌化学物質 その他

県民と共に築く「えひめ環境新時代」の実現

このサイトについて

「えひめの環境」は、県のさまざまな環境情報を集めたポータルサイトです。県の条例や指針をはじめ、県民のみならず、企業のみならずに関係する情報を幅広く紹介しています。

「環境にやさしい愛媛づくり」を目指して… 今日から始める、ここから始まる愛媛の未来。きっとお役に立つ情報があるはずです！

お知らせ

※ (2010/4/1) 「えひめの環境」ホームページリニューアル

環境クイズ さっそく挑戦してみる GO

干潟を守ろう

第2節 地球環境の保全 ＜地域から取り組む地球環境の保全＞

1 地球温暖化防止対策

<現状と課題>

県では、平成20年6月に「愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議」を設立し、県民総ぐるみの温暖化防止活動の実施を宣言するとともに、2008年（平成20年）を地球温暖化防止元年として様々な活動を実施していますが、地球温暖化の防止には、県民一人ひとりが地球温暖化防止に対する意識を持ち、身近な対策に取り組むことが重要であることから、今後一層の取組の推進が必要となります。

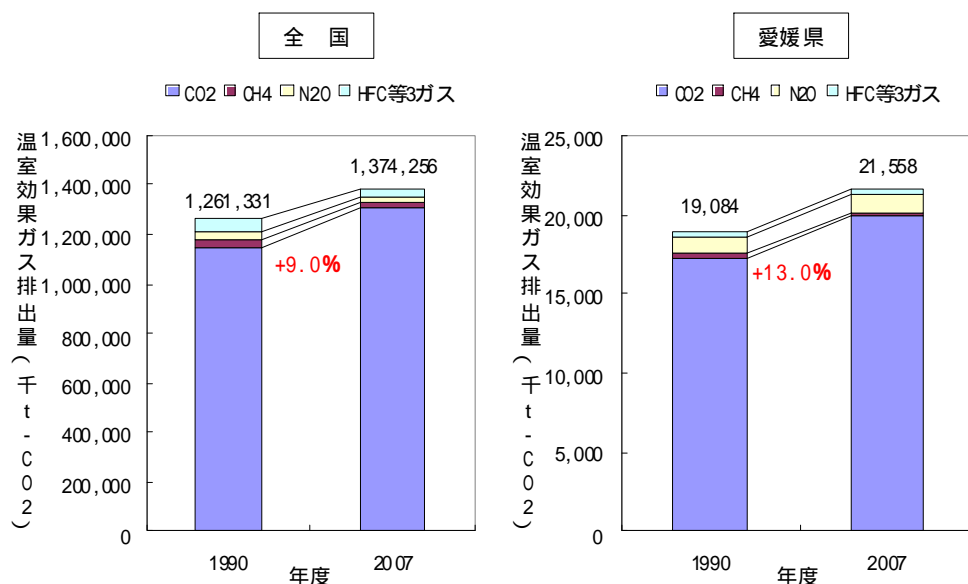
県では、平成14年3月に「愛媛県地球温暖化防止指針」を策定し、2010年度（平成22年度）の県内での温室効果ガス排出量を基準年の1990年度（平成2年度）と比べ6%削減する目標を掲げ、県民、事業者、県や市町の各主体が温暖化対策に取り組んできたところですが、2007年度（平成19年度）の排出量は、21,558千t-CO₂と基準年比で13.0%の増加となっています。

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日法律第117号）が平成20年6月に改正されたことを受け、地域の実情に応じた温室効果ガス排出量削減を推進するため、平成22年、新たな温室効果削減目標等を定めた「愛媛県地球温暖化防止実行計画」（平成22年2月策定）を策定し、温室効果ガス排出量削減に向け、排出源である家庭や事業所などでの一層の削減の取組を進めるとともに、森林整備等による二酸化炭素吸収源対策や再生可能エネルギーの利活用などを推進することとしています。

愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議



図22 基準年度と現況年度の温室効果ガス総排出量の比較（全国、愛媛県）



<施策の方向>

(1) 地球温暖化防止対策の総合推進

県民一人ひとりが地球温暖化防止に対する意識を持ち、積極的な取組を推進するため、温暖化防止の啓発や機運の醸成を図るための組織体制の整備や県民総ぐるみ運動の推進を図ります。

主な取組	内 容
地球温暖化防止推進体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県地球温暖化防止実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するよう、総合的な地球温暖化防止対策を推進します。 市町等と連携の上、愛媛県地球温暖化防止実行計画の県民等への周知に努めるとともに、温暖化防止のための施策の着実な推進に努めます。 市町の温室効果ガス削減計画の策定について、助言等を行い、策定を支援します。 地球温暖化防止活動推進員の育成に努めるとともに、愛媛県地球温暖化防止活動推進センターを中心とした活動の促進を図り、地球温暖化対策の普及・啓発を図ります。 学校教育はもとより、愛媛県体験型環境学習センター（えひめエコ・ハウス）や環境マイスター制度などを活用した環境教育・環境学習を促進します。

地球温暖化防止県民運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民総ぐるみで地球温暖化防止対策を推進するため、「愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議」の活動の促進を図ります。 ・ 事業者、NPOなどの地球温暖化防止活動の推進を図ります。 ・ 地球温暖化問題への県民の関心を高めるため、県内の温室効果ガス排出量の現状等について、県ホームページなどで積極的に公表します。
県自らの率先行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛媛県地球温暖化防止実行計画に基づき、県自らの事務・事業における温室効果ガスの削減目標の達成に努めます。 ・ 県独自の環境マネジメントシステムの運用などによる徹底した節電やコピー用紙の削減等の省資源化の推進、愛媛県グリーンニューディール基金を活用した県有施設の省エネルギー化や、敷地内の緑化など、県自らが温室効果ガス削減に率先して取り組みます。

環境指標

項 目	現 状	目 標	備 考
県内の温室効果ガス総排出量	21,558 千 tCO ₂ (H19)	19,084 千 tCO ₂ (H24)	1990 年度 (H2) 比 ± 0%
県自らの二酸化炭素排出量	65,969 tCO ₂ (H20)	62,011 tCO ₂ (H25)	2008 年度 (H20) 比 6%
地球温暖化防止活動推進員数	77 人 (H21)	100 人 (H26)	
県内市町の温暖化防止計画策定数	16 市町 (H21)	20 市町 (H22)	
地球温暖化防止県民運動推進会議の会員数	244 会員 (H21)	350 会員 (H26)	



【愛媛県体験型環境学習センター】

(えひめエコ・ハウス)

所在地：松山市西野町乙 103 番地 1 えひめこどもの城内

建 物：木造平屋造り 面積：約 330 m²

(親子エコライフ室、エコ活動支援室 等)

開館時間：9：00～17：00 (水曜日休館)

導入設備：太陽光発電設備、太陽熱利用設備、雨水循環設備、
屋上緑化設備 等

(2) 家庭における地球温暖化防止対策の推進

温室効果ガス排出量は、私たちが便利で快適な生活を送ることにより増加します。このため、家庭からの温室効果ガスの排出量の削減に向け、家庭でのエネルギーの効率的な利用などを推進し、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を図っていきます。

主な取組	内 容
家庭における温暖化防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境家計簿の普及や、節電や節水の啓発や家庭の省エネ診断の仕組みづくりなどを進め、家庭における身近な省エネルギーなどの取組の実践を促進します。 ・ 地域でとれたものは地域で消費する地産地消の県民運動の拡大に努め、農産物等の輸送によるエネルギー消費の削減を図るとともに、県産農林水産物の安定供給と消費拡大を図ります。 ・ 家庭でできる温暖化対策の普及、周知を図るため、環境マイスター制度の充実など、環境教育・学習の推進に努めます。
省エネ住宅、家電等の普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の断熱化、冷暖房や給湯の効率化、太陽光発電設備などを導入した省エネ住宅の効果の啓発や国等の助成制度の周知に努め、省エネに配慮した住宅の普及を促進します。 ・ エアコンや冷蔵庫などの家電製品について、メーカーや販売店等の事業者が実施する環境に配慮した製品の情報提供を側面的に支援するとともに、これら環境に配慮した製品を優先的に選択するグリーン購入制度の普及など、省エネ家電等の購入・使用を促進します。

環境指標

項 目	現 状	目 標	備 考
家庭部門からの二酸化炭素排出量	1,944 千 tCO ₂ (H19)	1,768 千 tCO ₂ (H24)	2007 年度 (H19) 比 9 %

家でできる温暖化対策

私たちの生活を見直し、二酸化炭素の排出を減らすためにはどうすればいいのでしょうか。まず、下に挙げた10の取り組みのうち、できるものから始めてみましょう。

- 1** 冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する

カーテンを利用して太陽光の入射を調整したり、クールビズやウォームビズを取り入れることにより冷暖房の設定温度を工夫して過ごしましょう。



年間約33kgのCO₂の削減、
年間で約1,800円の節約
- 2** 週2日往復8kmの車の運転をやめる

通勤や買い物の際にバスや鉄道、自転車を利用しましょう。歩いたり自転車を使う方が健康にもいいですよ。



年間約184kgのCO₂の削減、
年間で約9,200円の節約
- 3** 1日5分間のアイドリングストップを行う

駐車や長時間停車するときは車のエンジンを切りましょう。大気汚染物質の排出削減にも寄与します。



年間約39kgのCO₂の削減、
年間で約1,900円の節約
- 4** 待機電力を50%削減する

主電源を切りましょう。長期間使わないときはコンセントを抜きましょう。また、家電製品の買い換えの際には待機電力の少ない物を選ぶようにしましょう。



年間約60kgのCO₂の削減、
年間で約3,400円の節約
- 5** シャワーを1日1分家族全員が減らす

身体を洗っている間、お湯を流しっぱなしにしないようにしましょう。



年間約69kgのCO₂の削減、
年間で約7,100円の節約
- 6** 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす

洗濯や庭の水やりのほか、トイレの水に使っている人もいます。残り湯利用のために市販されているポンプを使うと便利です。



年間約7kgのCO₂の削減、
年間で約4,200円の節約
- 7** ジャーの保温を止める

ポットやジャーの保温は利用時間が長いと、多くの電気を消費します。ごはんは電子レンジで温めなおす方が電力の消費は少なくなります。



年間約34kgのCO₂の削減、
年間で約1,900円の節約
- 8** 家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割減らす

家族が別々の部屋で過ごす、暖房も照明も余計に必要になります。



年間約238kgのCO₂の削減、
年間で約10,400円の節約
- 9** 買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ

トレーやラップは家に帰れば、すぐごみになります。買い物袋を持ち歩けばレジ袋を減らせます。



年間約58kgのCO₂の削減
- 10** テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす

見たい番組だけ選んでみるようにしましょう。



年間約14kgのCO₂の削減、
年間で約800円の節約

全国地球温暖化防止活動推進センター
<http://www.jccca.org>

JCCCA
 Japan Center for Climate Change Actions

(3) 自動車からの温室効果ガス排出削減対策の推進

環境に配慮した交通体系の構築、公共交通機関の利用促進などによるマイカー利用の縮減やエコドライブの推進などで自動車からの温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、環境負荷の小さい鉄道・海運を利用した貨物輸送へ転換するモーダルシフトの推進に努めます。

主な取組	内 容
環境に配慮した交通体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通の円滑化、渋滞緩和のため、交通状況等に応じてきめ細かな信号制御が可能な高性能信号機の導入や光学式車両感知器による適切な交通情報の提供など、環境に配慮した交通管理システムの構築を促進します。 ・ 交通渋滞の緩和を図るため、環状道路やバイパスの整備、交差点の改良等、道路整備を計画的に実施します。
公共交通機関の利用促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノーマイカー通勤デーなどの取組により、マイカーからバス・鉄道等への利用転換を促すとともに、近距離は、自転車や徒歩で移動するよう普及・啓発に努めます。 ・ 事業者が実施するパーク・アンド・ライドなどの普及を側面的に支援し、バス・鉄道等の効果的な利用を促進します。 ・ 市町や事業者と連携し、バス路線などの維持・確保に努めます。 ・ 環境負荷の小さい鉄道・海運を利用した貨物輸送へ転換するモーダルシフトについて、国と連携して推進に努めます。
エコドライブ等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイドリングストップや急発進、急加速を行わない燃料効率の良い自動車の運転（エコドライブ）の普及、拡大を促進します。 ・ ハイブリッド車や電気自動車などのエコカーの普及を促進するため、県や市町におけるエコカーの率先導入を推進するとともに、エコカー減税等の国の優遇措置等が適正に実施されるよう働き掛けます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガソリン車を電気自動車に改造する「コンバートEV」などについて、愛媛県産業技術研究所内に「EV開発センター(仮称)」を設置し、産学官連携によるEV化技術の開発支援に取り組みます。 ・ バイオディーゼル燃料やバイオエタノールなどバイオ燃料の導入、普及を促進します。
環境に配慮した都市機能の集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市機能の集約や歩道、自転車道の整備に努め、安全で快適な都市整備を推進します。 ・ 自家用車を利用しなくても暮らしやすい街づくりを推進するため、都市計画マスタープランを必要に応じて見直し、より環境に配慮した「低炭素都市づくり」を検討します。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
LED信号機の設置率	14.6% (H20)	25.0% (H26)	
渋滞損失時間	42.4 百万人時間/年 (H19)	40.3 百万人時間/年 (H24)	国の目標(四国全体で5%削減)
ノーマイカー通勤登録者数	5,592 人 (H21)	前年度より増加	H21.8.31 現在
公共交通利用促進優良企業認定数	11 企業 (H20)	増加に努める。	
公共交通機関の旅客輸送分担割合	1:9 (H19)	前年度より増加	公共交通機関:マイカーの割合
エコドライブ推進事業所数	353 事業所 (H21)	500 事業所 (H26)	

公共交通機関の旅客輸送分担割合における公共交通機関については、鉄道、乗合バス、貸切バス、自家用バス、旅客船、航空機としています。

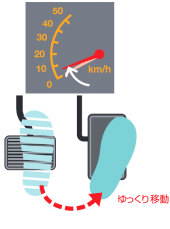
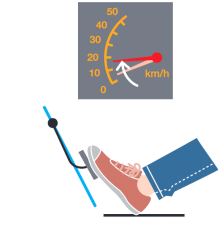
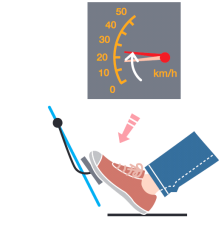
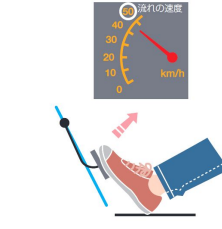


地球と財布にやさしいエコドライブを始めよう！

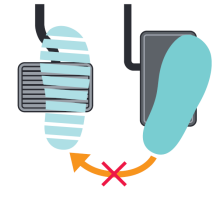
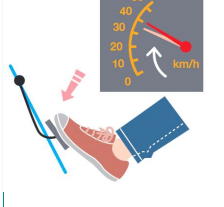
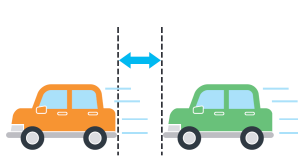
運転を少し変えれば大きな燃料削減！費用も装置も要らないエコしませんか？

【省エネ運転のポイント】

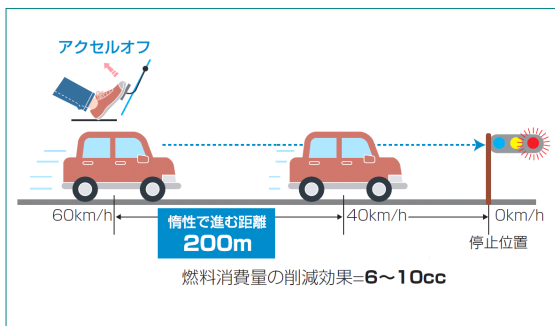
1 発進 まず一呼吸おいてから、アクセルをゆっくり踏みましょう

			
ブレーキからアクセルへ一呼吸おく感じで足を移す	アクセルへ足を乗せる感で踏み始める	速度の上昇とともに徐々に踏む力を増やす	流れの速度になる手前で少し戻す

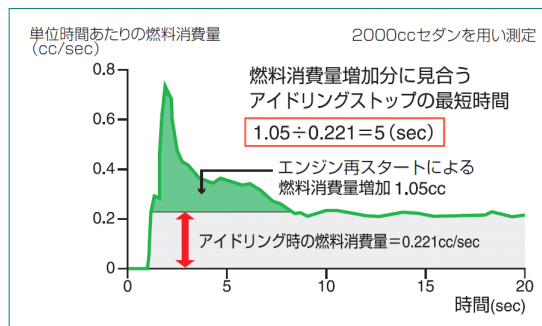
2 巡航 先を見ながら、速度変動の少ない運転をしましょう

		
予測運転をして、ブレーキを踏まなくてもよい速度にコントロール	速度が変化したらアクセルでゆっくり修正する	アクセルの微調整で定速走行できる車間距離をとる

3 減速 早めにアクセルOFF 停止位置を予測しましょう



4 停止 停止時はアイドリングストップ 5秒で省エネ



【資料】財団法人省エネルギーセンター

(4) 事業活動における地球温暖化防止対策の推進

事業活動から発生する温室効果ガスは、温室効果ガス総排出量のうち非常に大きなウエートを占めていることから、事業者の環境マネジメントシステム導入促進や省エネ機器や設備の導入による省エネルギー化の推進などに努め、事業活動からの温室効果ガスの排出量の削減を促進します。

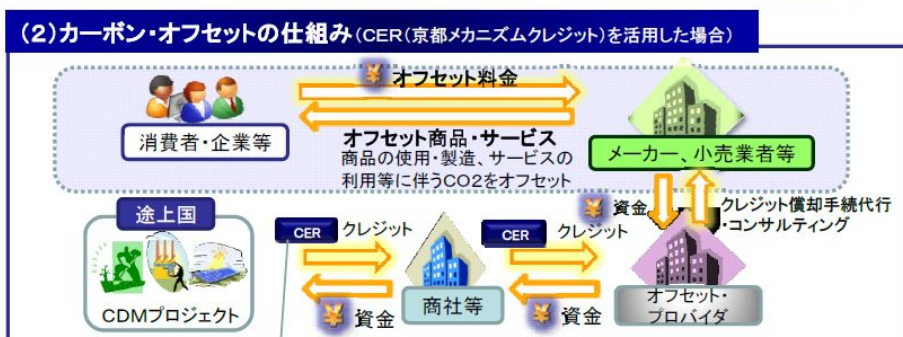
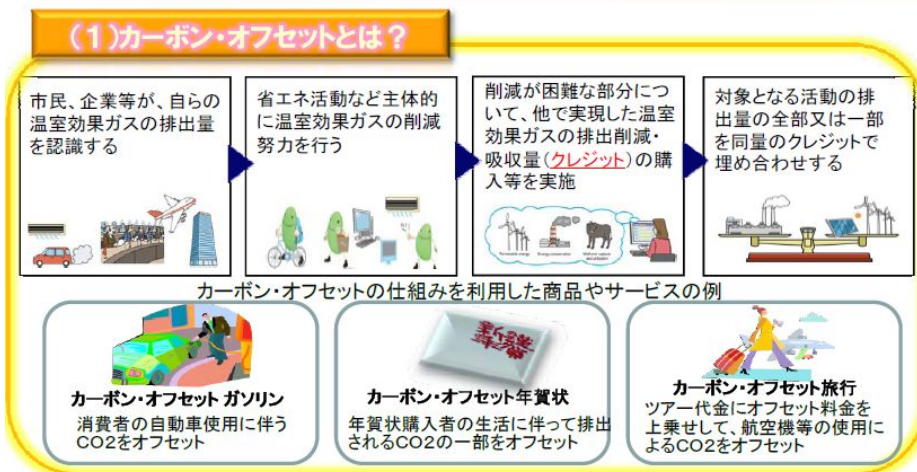
主な取組	内 容
温室効果ガス排出量の適正な把握の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、国に温室効果ガス排出量を報告する義務のある事業者に対しては、制度の適正な運用を働き掛けるとともに、国からデータの提供を受け、温室効果ガス排出量の実態把握に努めます。 ・ 法で報告義務のない事業者に対しては、簡易な方法で温室効果ガス排出量を算定できる方法を示し、自らの排出量の把握を促進するとともに、温暖化防止対策の必要性、事業活動での省エネ等の有益性を示し、自主的な温室効果ガス排出量削減の取組を推進します。
省エネルギー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ I S O 14001 やエコアクション21 など事業者の環境マネジメントシステムの導入を促進し、事業活動における温室効果ガス排出量削減や省エネルギー化の推進を図ります。 ・ 商工団体等と連携して、事業者の省エネ診断などの普及を促進します。 ・ 省エネ機器などに対する国等の支援制度の情報提供などに努め、事業所における省エネルギー型設備・製造工程の導入を促進します。 ・ 環境保全資金融資制度やグリーンニューディール基金を活用した補助制度により、中小事業者等の省エネルギー施設の導入を支援します。
国内排出量取引制度、カーボン・オフセット(二酸化炭素吸収認定制度)等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が、平成20年10月から試行を開始した国内排出量取引制度について、国等と連携して制度の普及に努めます。 ・ 事業者の温室効果ガス排出削減に取り組む意識の向上を図るため、少量からでも参加できる愛

	<p>媛県独自の温室効果ガス排出削減量の認証制度の創設を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者ごとの削減目標などの統一的基準の設定等、国に対して公平な国内排出量取引市場の創設がされるよう働き掛けます。 カーボン・オフセットやカーボン・フットプリントなど、国等と連携して制度の普及に努め、事業者や県民などの自発的な温室効果ガスの排出削減の取組を促進します。
--	---

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
CO ₂ 排出量削減宣言事業所数	20 事業所 (H21)	100 事業所 (H26)	
環境保全資金融資制度による省エネ設備導入件数	1 件 (H21)	件数の増加	
県内事業者の国内排出量取引制度利用件数	5 件 (H21)	普及拡大に努める。	H21.12.28 現在

カーボン・オフセットの仕組み



(5) 二酸化炭素吸収源としての森林整備等の推進

本県の森林面積は、約 401 千 ha で、県土面積（568 千 ha）の 71% を占めており、豊かな森林資源を有していることから、適切な森林管理と木材利用を促進することにより、将来にわたって森林による二酸化炭素吸収の効果が期待されます。

また、都市部における都市公園や街路樹などの緑地は、身近な二酸化炭素吸収源としての役割とともに、蒸散作用による気温上昇を抑制する効果があることから、都市の緑化を積極的に推進します。

主な取組	内 容
森林の保全と整備の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 森林の二酸化炭素吸収などの多面的機能が十分発揮されるよう、人工林については、間伐をはじめとする森林整備を加速化するとともに、天然林については、適正な維持管理により多様な森林づくりを推進し、森林の保全機能を高めます。・ 高度な林業技術者の養成と高性能林業機械の導入などを推進し、林業従事者の確保と労働生産性の向上に努めます。・ 地域住民、NPO、事業者等による植樹や間伐など、県民の主体的な参加による森林づくりを支援します。・ 森林の多面的機能や森林整備の必要性等について、県民の理解を深めるため、森林環境税を活用した普及啓発活動などを推進します。
木材の利用促進	<ul style="list-style-type: none">・ 県産木材を活用した住宅の普及のほか、公共施設の木造・木質化や公共土木工事等への木質資源の利用を推進します。・ 県産木材の新たな利用方法の開発などにより、県産木材の利用を促進するとともに、消費者ニーズに的確に対応した生産・流通・消費のネットワークシステムの確立を推進します。・ 全国一の生産量を誇る愛媛県産ヒノキに関する品質向上対策を実施し、ブランド化による信頼性の向上と差別化を図り、県産木材の消費拡大を促進します。

	<ul style="list-style-type: none"> 未利用間伐材等、木質バイオマス資源の利用促進を図るため、利用技術の開発や搬出等への支援に努めます。
都市緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園や街路樹などの整備に努め、都市の緑化を推進します。 壁面緑化や屋上緑化などによる気温上昇の抑制効果などの有効性を啓蒙し、家庭や事業所での緑化の取組の普及に努めます。

環境指標

項目	現状	目標	備考
森林面積	400.98 千 ha (H21)	現状を維持	民有林と国有林の合計
間伐面積（民有林）	8,712ha/年 (H20)	9,500ha/年 (H26)	
森林の二酸化炭素吸収量 （CO ₂ 換算）	748 千 tCO ₂ (H19)	860 千 tCO ₂ (H24)	京都議定書に基づく森林吸収
県内素材生産量	521 千 m ³ /年 (H20)	565 千 m ³ /年 (H23)	
都市計画区域人口 1 人当たり都市公園面積	11.0 m ² (H19)	全国平均以上	H19 全国平均 9.4 m ²

森林整備の事例

【整備前】

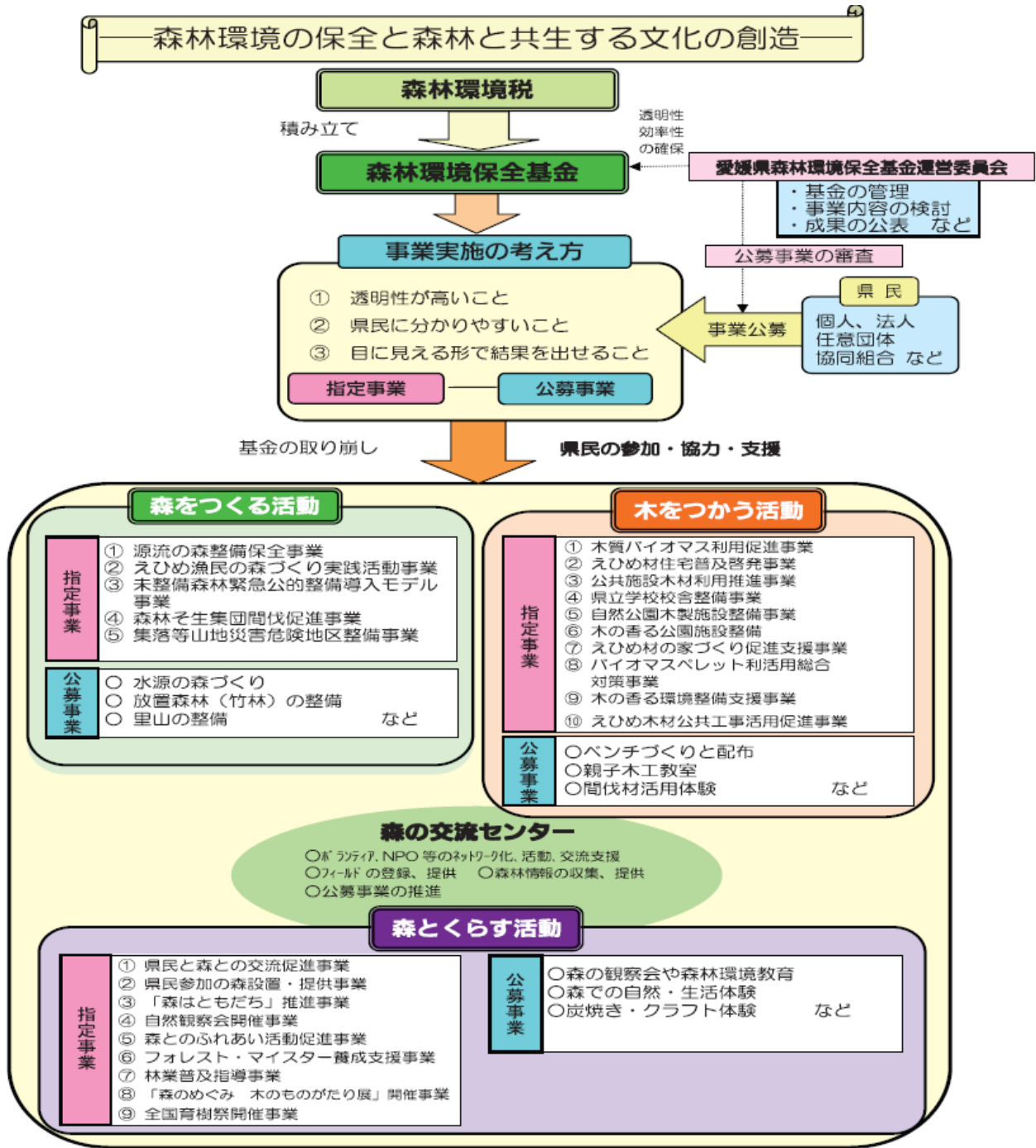


【整備後】



【資料】愛媛県林業政策課

森林環境税を活用した施策の仕組み（平成 20 年度実績）



税込（実績）

税込額 395,729 千円（平成 20 年度）

【資料】愛媛県森林整備課

(6) 再生可能エネルギーの導入促進

バイオマスエネルギーや太陽光、風力、水力発電、太陽熱利用など、地域の特色を生かした再生可能なエネルギーの利活用技術の開発や導入を促進します。

主な取組	内 容
バイオマスエネルギーの利活用の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 油糧作物や使用済食用油等からのバイオディーゼル燃料の製造及び利用の拡大を図ります。・ みかん搾汁残さ等、地域特有の未利用バイオマス資源からのバイオエタノール製造技術の開発、普及に努めます。・ 木質バイオマスの利用促進を図るため、木質バイオマス発電施設や燃料ペレット製造施設などの整備を推進します。
太陽光、風力などの自然エネルギー等の導入促進	<ul style="list-style-type: none">・ 太陽光発電、風力発電、小水力発電など自然エネルギーの情報提供に努めるとともに、公共施設への率先導入などで普及に努めます。・ 国や市町による太陽光発電設備の普及支援の施策と連携して、一般家庭等への太陽光発電設備の導入を促進します。・ 景観や野生生物、騒音対策等に留意しながら、風力発電施設の普及に努めます。・ エネルギー変換効率が高く、設備費用が比較的安価なことから費用対効果の面で有効な太陽熱について利用の拡大を推進します。・ 工場や廃棄物処理施設等から生じる未利用廃熱の有効活用について検討します。
グリーン電力証書システム等の普及支援	<ul style="list-style-type: none">・ 再生可能エネルギーから発電されたグリーン電力の環境付加価値を証書化し、事業者等がカーボン・オフセットでの活用や環境配慮商品としての差別化を図るシステムなどの普及に努めます。・ 公共施設におけるグリーン電力の活用方策について検討します。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
県内のバイオディーゼル燃料(混合軽油)生産量	86kl (H21)	5,000kl (H32)	
県内のバイオエタノール生産量	0 kl (H21)	1,000kl (H32)	
木質バイオマス利用施設数	11 施設 (H17)	16 施設 (H23)	5,720 件 (H22)
住宅用太陽光発電施設設置件数(累計)	6,145 件 (H19)	更なる増加を図る。	第五次愛媛県長期計画後期実施計画の目標値 5,720 件 (H22)

太陽光発電



(松山市: 小学校への太陽光発電システムの設置)

【資料】 松山市

小水力発電



(栃木県那須野ヶ原地区農業用水路小水力発電)

【資料】 農林水産省関東農政局

風力発電



(伊方町: せと風の丘パーク)



(大洲市: 肱川風の博物館の小型風力発電設備)

(7) 原子力発電所の安全・安定運転の確保

原子力発電は、現在、国内総発電電力の約3割を賄う基幹電源であり、また、運転中に二酸化炭素を排出しないことから、地球温暖化防止の上でも極めて重要な電力源です。

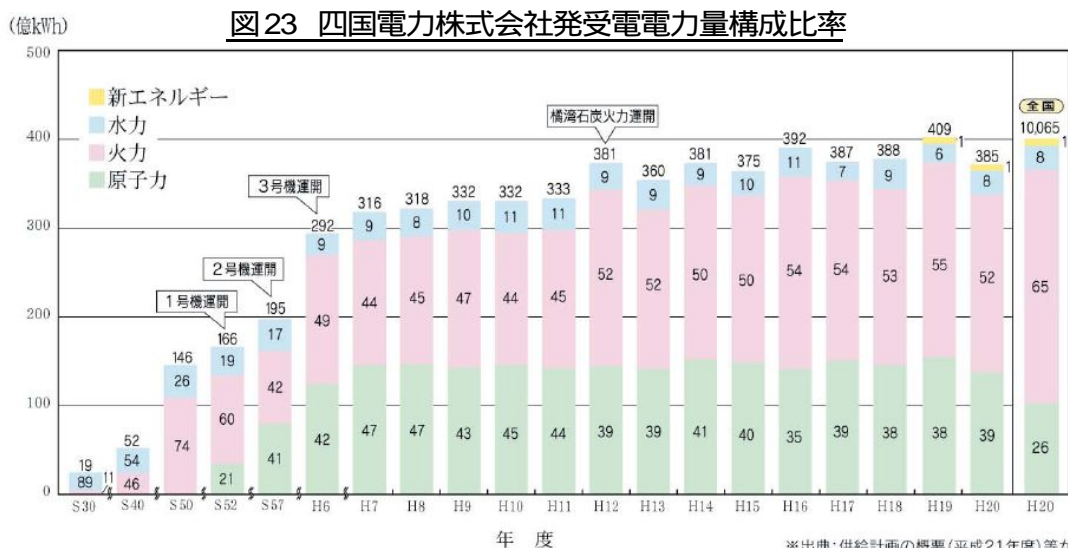
このため、原子力発電所及び周辺住民の安全確保を大前提に、伊方原子力発電所の安全で安定した運転が確保されるよう指導等を徹底します。

主な取組	内 容
安全を大前提とした伊方原子力発電所の安全・安定運転の確保	<ul style="list-style-type: none"> 「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」(昭和51年3月31日協定)に基づき、伊方原子力発電所の安全で安定した運転が確保されるよう四国電力株式会社に対する指導等に努めます。 原子力発電所の安全性、信頼性をより一層向上させるとともに、運転管理等に関する情報公開が徹底されるよう、国や四国電力株式会社に働きかけます。

環境指標

項 目	現 状	目 標	備 考
伊方原子力発電所の設備利用率	84.5% (H20)	安全性を大前提に設備利用率の維持に努める。	過去10年間の設備利用率83.6%

設備利用率は高い方が望ましいが、定期検査及び保守、燃料の取替などにより発電ができない時間があることから、日本の原子力発電所の平均設備利用率は80%程度となっています。



【資料】四国電力株式会社

※出典:供給計画の概要(平成21年度)等から
注)四捨五入により、割合の合計が100%にならないことがあります。

2 オゾン層保護、酸性雨対策

<現状と課題>

オゾン層を破壊するフロン類については、各種の法規で生産規制や大気中への放出禁止、業務用冷凍空調機器等からの回収が義務付けられ、許可業者によって回収、破壊処理が進められており、今後とも、適正な回収、処理を推進していく必要があります。

酸性雨の原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物など大気汚染物質の発生源となっている工場のばい煙や自動車排ガスについては厳しい規制が実施されており、本県においても、工場密集地域である東予地域を対象に県独自の硫黄酸化物の排出総量規制を導入するなど、汚染物質の削減に努めています。

本県における酸性雨の降雨については、継続して確認されているものの、全国の調査結果とほぼ同レベルであり、現状では目立った被害は発生していません。しかしながら、今後とも、定期的な観測を続け、変化の動向を注視していく必要があります。

表5 フロン類回収量(H20)

フロン類	業務用冷凍空調機器(kg)
CFC	3,489.8
HCFC	21,329.2
HFC	6,918.1
計	31,737.1

<施策の方向>

(1) オゾン層保護対策の推進

フロン類の適正な回収、処理等を推進し、オゾン層の破壊等の進行の防止などを推進します。

主な取組	内 容
フロン類の適正な処理、排出削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ オゾン層破壊等の進行を防ぐため、フロン類の適正な回収、処理を推進します。 ・ フロンや代替フロンに代わって、オゾン層を破壊せず地球温暖化にも影響の少ない物質を用いた「ノンフロン」製品の普及、利用を推進します。 ・ オゾン層の状況やオゾン層破壊物質の大気中濃度などの情報の提供に努めます。

環境指標

項 目	現 状	目 標	備 考
フロン類回収量	31,737.1kg (H20)	適正回収・処理の徹底を図る。	

(2) 酸性雨対策の推進

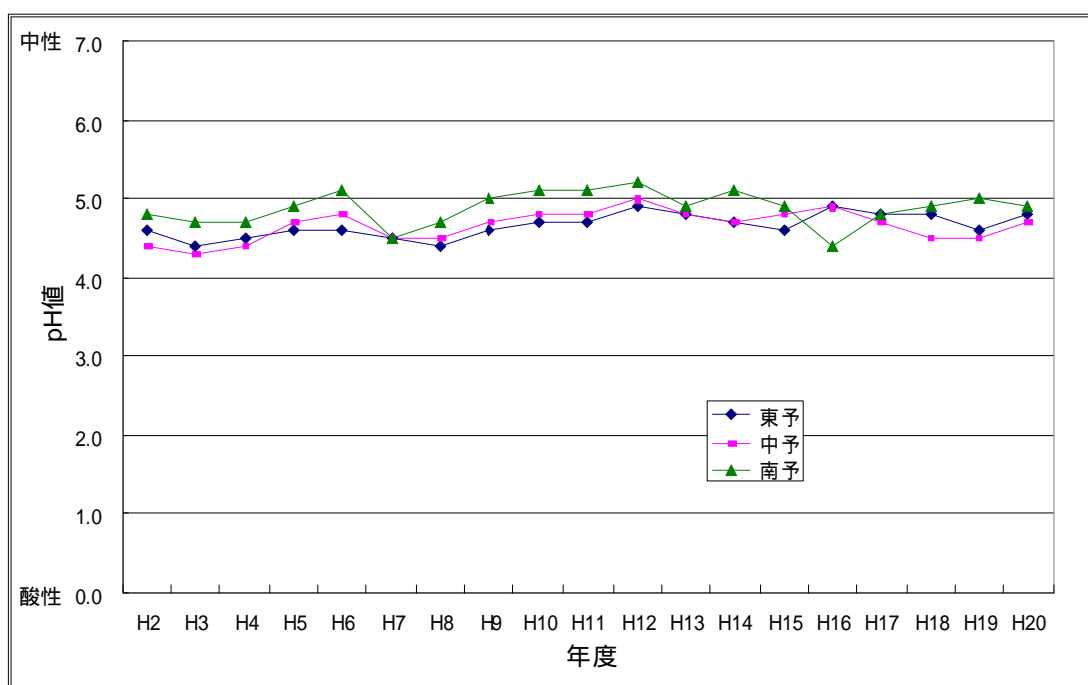
酸性雨の原因物質である硫黄酸化物など大気汚染物質の排出抑制を行うとともに、定期的なモニタリング調査の継続や酸性雨の影響についての調査など、酸性雨対策の推進を図ります。

主な取組	内 容
硫黄酸化物、窒素酸化物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 酸性雨の原因物質である硫黄酸化物などの発生源となっている工場のばい煙や自動車排ガスの厳正な規制を行うとともに、東予地方を対象とした硫黄酸化物の排出総量規制を引き続き実施します。 酸性雨の定期的なモニタリング調査を実施し、酸性雨の降雨状況の把握に努めます。 酸性雨による環境への影響について、調査、研究に努めます。

環境指標

項 目	現 状	目 標	備 考
酸性雨観測地点数	3 地点 (H20)	酸性雨による影響 調査の継続	

図 24 酸性雨の調査結果



第3節 循環型社会の構築 ＜環境への負荷が少ない循環型社会の構築＞

1 3Rの推進

＜現状と課題＞

県では、循環型社会の構築を目指して、平成12年に全国に先駆けて「えひめ循環型社会推進計画」(平成12年3月策定：平成12～16年度)を、平成17年度からは「第二次えひめ循環型社会推進計画」(平成17年3月策定：平成17～22年度)を策定し、廃棄物の減量化とリサイクル及び適正処理の取組を推進しているところです。

この計画では、基本方針として「発生抑制(リデュース)」、「再使用(リユース)」、「再資源化(リサイクル)」のいわゆる3R(スリー・アール)と「適正処理(プロパー・ディスポーザル)」の4つを掲げ、県民、NPO、事業者及び行政の各主体が連携しつつ、それぞれの役割を果たすことにより、循環型社会の構築に向けた取組を推進していくこととしており、一般廃棄物の排出量やリサイクル率などの数値目標を設定しています。

県内の一般廃棄物の年間排出量は、平成12年度の約65万8千トンピークに減少傾向にあり、平成19年度実績で約52万8千トンと目標(平成22年度で50万トン)に向けて順調に減少しています。また、リサイクル率は、近年の資源価格の高騰による資源ごみの持ち去り等の影響により、平成19年度実績は16.5%(平成22年度目標24%)と伸び悩んでいます。各市町における分別収集の強化などによって、リサイクルの意識は県民の間に徐々に浸透してきています。

また、平成19年4月からは「資源循環促進税」を導入し、産業廃棄物の排出抑制及び減量化、リサイクル等を促進するための施策に必要な財源を確保するとともに、課税による経済的誘引効果により最終処分量の削減を図っています。

今後、更に循環型社会の構築に向けた歩みを確かなものとするためには、廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルの3R活動をより一層推進していく必要があります。

「愛媛の3R企業展」の開催状況



平成21年9月5日(土)、
6日(日)に、伊予郡松前町の
エミフルMASAKIで
開催

<施策の方向>

(1) 3 R活動の普及啓発

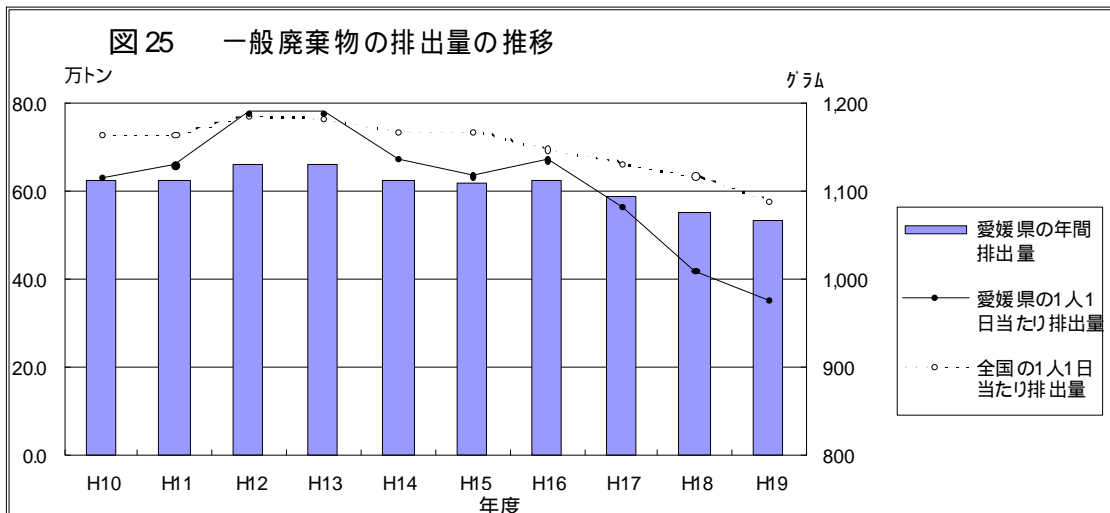
循環型社会の構築に向けた活動を更に活発にして定着させていくためには、県民一人ひとりが循環型社会づくりの担い手としての意識を持ち、家庭や地域、さらに企業の一員として継続的な取組を続けていく必要があります。そこで、環境に配慮したライフスタイル、事業活動の定着に向け、県民、事業者など各主体の意識を高めるため、子供から大人までを対象とした環境教育・環境学習を充実させるとともに、イベント等による普及啓発活動を展開するほか、ホームページをはじめ様々な機会をとらえて3 Rに関する情報提供に努めます。

主な取組	内 容
環境教育・環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ問題やリサイクルなど循環型社会の構築をテーマとする環境教育、だれもが3 Rについて学べる参加型・体験型の環境学習の場・機会の提供に努めます。 ・ 学校やPTA、公民館、地域グループ等が開催する学習会等に対し、愛媛県環境マイスター等を講師として派遣するとともに、3 Rに積極的に取り組む事業者の参加を促進します。
普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境月間(6月)、3 R推進月間(10月)などの機会をとらえて、3 Rの必要性や各主体の役割などについて啓発活動を推進します。 ・ レジ袋の削減や過剰包装、使い捨て商品の購入自粛、環境配慮型商品の選択など、環境負荷の少ない買物を推進し、消費者の意識・行動の転換を図ります。
適確な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 R活動の先進事例やユニークな取組事例など、県ホームページ(えひめの循環型社会づくり)等において、県民や事業者が求める情報を分かりやすく迅速に提供します。 ・ 生産、流通、消費など各界の代表で構成する「えひめ循環型社会推進会議」を開催し、3 Rに関する情報収集・交換を通じて、各主体の実践活動を促進します。

(2) リデュース（発生抑制）の推進

3 R活動のうち最優先で取り組むべきなのがリデュース（発生抑制）です。

県民一人ひとりが大量消費、大量廃棄型の生活様式を改め、ごみの発生抑制を意識した暮らしを実践するため、市町や環境活動団体と連携して意識啓発に努めるとともに、一般廃棄物の減量化に向けた市町の取組を支援します。また、事業活動においても、廃棄物になりにくい製品設計、製造工程の見直し、過剰包装の抑制など、廃棄物の発生抑制の取組を推進するとともに、多量排出事業者に対する指導など必要な措置を講じます。



【資料】愛媛県循環型社会推進課

主な取組	内 容
家庭ごみの減量化 (一般廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理の有料化など経済的手法について、市町と連携して検討し、適切な助言、情報提供を行います。 県民の環境意識の高揚のため、市町や環境活動団体などと連携して啓発に努めるとともに、特に、家庭ごみの約6割(容積比)と大きなウェイトを占める容器包装ごみについては、レジ袋の削減策など、市町や事業者とともに有効な対策を検討します。
排出事業者への指導等 (産業廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の多量排出事業者が策定する廃棄物処理計画について、その作成と進行管理に関する指導・助言を行い、事業者の自主的かつ積極的な取組を促進します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の発生及び排出抑制を図るため、民間、大学と連携するなどして新たな研究・技術開発を進めるとともに、融資制度や助成制度を活用して事業者の技術開発や施設・設備の整備を支援します。 ・ 資源循環促進税の導入による廃棄物の排出抑制や減量化等の効果を検証し、適切な運用を行います。
--	--

(3) リユース（再使用）の推進

いったん使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処理を施した後に製品として再使用することにより、廃棄物の発生を抑制する取組が必要とされており、消費者に対し、繰り返し利用可能なリターナブル容器や再使用可能な製品の利用促進を図ります。

また、事業者に対しては、製品の設計・製造段階から製品・部品のリユースが可能な仕様の採用や、流通・販売事業者と連携して再使用を行うための回収システムの構築の促進を図ります。

四国・九州アイランドリーグのリユースカップ



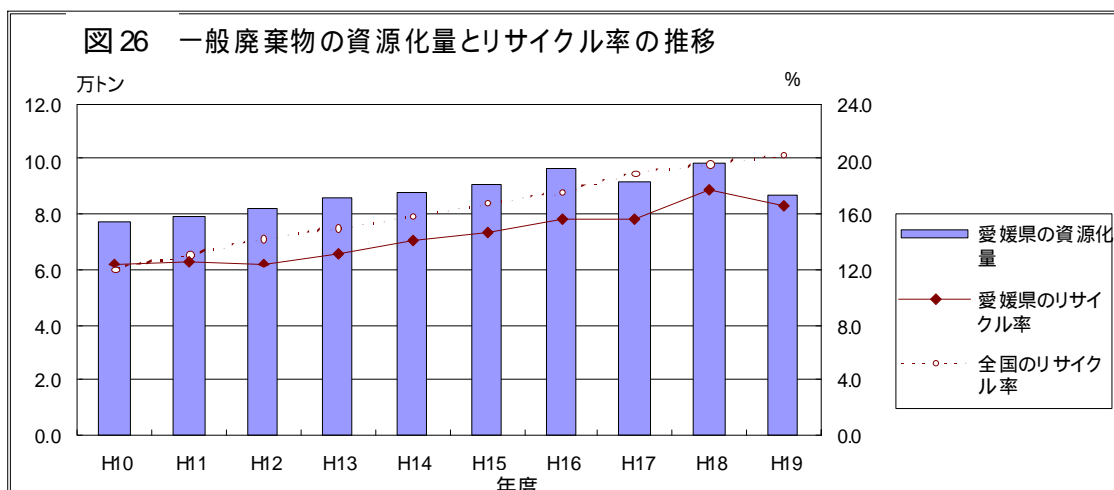
愛媛マンダリンパイレーツ
 香川オリーブガイナーズ 高知ファイティングドッグス 徳島インディゴソックス

主な取組	内 容
再使用製品の利用促進 (一般廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> ・ フリーマーケットやリサイクルショップの有効活用や、リターナブル容器の利用を推進するなど、消費者の意識・行動の転換・誘導を図ります。 ・ 部品交換、修繕可能な製品設計やリターナブル

	容器の導入など、事業者の再使用に向けた取組を促進します。
事業活動における再使用の促進 (産業廃棄物)	・ 融資や助成制度を活用して、事業者の技術開発や施設・設備の改良を支援するなど、事業活動における廃棄物の再使用を促進します。

(4) リサイクル(再資源化)の推進

発生抑制、再使用してもなお排出された廃棄物は、資源ごみとして分別し再資源化を徹底する必要があります。このため、資源ごみの分別排出を強化し、地域の特性や資源ごみの性質に応じた多様なリサイクルシステムの普及・定着を促進します。また、再資源化が容易な製品の開発や再生資源を活用した製品作りなど、事業者によるリサイクル技術等の研究開発を促進するとともに、個別リサイクル法の円滑な施行とグリーン購入の普及を図ります。



【資料】愛媛県循環型社会推進課

主な取組	内 容
資源ごみの分別収集の充実 (一般廃棄物)	・ 市町における資源ごみの分別収集や地域住民による集団回収を推進するとともに、生ごみや使用済食用油の回収など、地域の実情に応じた多様なリサイクルシステムの普及・定着を促進するため、市町に対して適切な助言、情報提供を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物について、容器包装リサイクル法に基づいて分別収集促進計画を策定し、市町の分別収集を促進します。
リサイクル施設・設備の整備と技術開発 （一般廃棄物・産業廃棄物）	<ul style="list-style-type: none"> 市町におけるリサイクル拠点施設等の計画的な整備を推進するため、国の交付金制度の活用などに対して必要な助言、指導を行います。 廃棄物の循環的利用を一層促進するため、民間や大学と連携するなどして新たな研究、技術開発を進めるとともに、融資・助成制度を活用して事業者による技術開発や施設・設備の整備を支援します。 廃棄物の排出情報及び受入情報に関する情報交換の場を提供するなど、循環資源のマッチングを支援するとともに、リサイクルの先進的な取組事例の紹介など情報提供に努めます。
リサイクル関連法の着実な施行 （一般廃棄物・産業廃棄物）	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装、家電、建設、食品、自動車の各種リサイクル関連法の周知、徹底を図るとともに、公共事業における建設廃棄物の再資源化を促進するなど、リサイクル関係法の着実な施行を図ります。 リサイクル製品の需要拡大を図るため、環境に配慮した商品・サービス等を優先的に選択するグリーン購入の普及に努めます。 県では、「愛媛県グリーン購入推進方針」に基づき、率先してグリーン購入に取り組みます。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
一般廃棄物の年間排出量 （1人1日当たり排出量）	52.8万t （977g） （H19）	50万t （950g） （H22）	平成23年度改定予定の「えひめ循環型社会推進計画」及び「愛媛県廃棄物処理計画」において、新た
一般廃棄物の年間最終処分量	7.3万t （H19）	6万t （H22）	

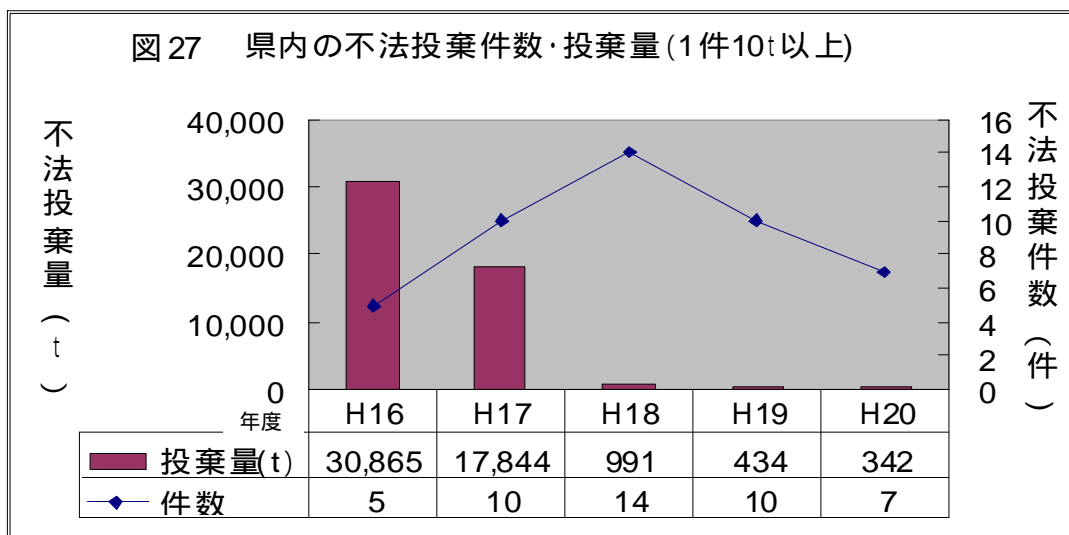
一般廃棄物のリサイクル率	16.5% (H19)	24.0% (H22)	な目標値を設定する 予定
産業廃棄物の年間排出量	951.4万t (H16)	914.7万t (H22)	
産業廃棄物の年間最終処分量	103.4万t (H16)	60.6万t (H22)	
産業廃棄物のリサイクル率	25.9% (H16)	33.4% (H22)	
グリーン購入に取り組んでいる市町の割合	90.0% (H21)	すべての市町が組織的にグリーン購入を実施するとともに、県内事業所においても、積極的にグリーン購入を実施するように努める。	
グリーン購入に取り組んでいる事業所(建設業・製造業)	13.2% (H19 アンケート調査)		
グリーン購入に取り組んでいる事業所(小売業)	20.7% (H19 アンケート調査)		

2 廃棄物の適正処理の確保

<現状と課題>

本県では、1件当たり10トン以上の不法投棄量は、年々減少傾向ですが、小規模事案を含めた悪質なケースは、跡を絶たない状況となっています。

このため、引き続き、不法投棄に対する監視指導体制の拡充・強化や不適正処理の防止を図る必要があります。



(注) 数値は、年度別の新たに発覚した不法投棄件数・投棄量である。

【資料】愛媛県循環型社会推進課

また、一部の処理業者による不適正行為が、業界全体の社会的信頼を損なうことにつながっています。こうした状況を一掃し、産業廃棄物の適正処理を推進するためには、優良な処理業者が市場で優位な立場に立てるようにするとともに、排出事業者が信頼できる処理業者を選択できる環境を整えていくことが重要です。

産業廃棄物処理施設については、処分基準を遵守した適正処理を推進するとともに、PCBやアスベストなどの有害廃棄物についても無害化・安定化を進めていく必要があります。また、行政の厳正な設置許可審査や運用状況の監視により、県民の信頼性を確保することが重要です。

市町の一般廃棄物処理施設については、現在、ごみ焼却施設23施設、再生利用施設8施設、最終処分場28施設、し尿処理施設19施設などが整備されていますが、今後、耐用年数等を踏まえて更に適正かつ効率的な施設への更新を計画的に進めていくことが必要となっています。

<施策の方向>

(1) 適正処理の確保と不適正処理の防止

廃棄物の処理に伴う環境負荷を低減するため、廃棄物処理基準等に基づく適正処理を確保するとともに、不法投棄等の不適正処理の防止を徹底します。

また、廃棄物を適正に処理するため、優良な処理業者が市場で優位な立場に立てるようにするとともに、排出事業者が信頼できる処理業者を選定できる体制を構築します。

主な取組	内 容
適正処理の確保 (一般廃棄物・産業廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者及び処理業者に対して関係法令等を周知するため、講習会や研修会を定期的を実施するとともに、マニフェスト制度の普及を図ることにより適正処理を確保します。 ・ ダイオキシン類の排出量を更に削減していくため、処理基準等の遵守の徹底、監視・指導を強化するとともに、PCBやアスベストなど有害廃棄物の適正処理を推進します。 ・ 処理施設の機能が十分発揮され適正な管理運営が図られるよう指導するとともに、運営状況に関する情報を積極的に公開することにより、県民への信頼性を確保します。
不法投棄対策の強化 (一般廃棄物・産業廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境パトロールカー等による監視・指導を行うとともに、関係機関で構成する「不法投棄防止対策推進協議会」等による巡回指導や意識啓発に取り組みます。 ・ 悪質、広域化する不法投棄事件等に迅速・的確に対応するため、現職警察官及び警察OBを配置することにより、監視・指導を強化します。 ・ 県民から通報を受ける不法投棄110番の設置や監視カメラの増設により、不法投棄の早期発見、早期是正に努めます。
優良な処理業者の育成 (産業廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者が信頼できる処理業者を選定できる体制を構築するため、処理業者の優良性の判断に係る評価基準に適合する処理業者の情報を提供します。 ・ 産業廃棄物処理業者に対する監視・指導などを行うほか、優良な処理業者を育成するため、社団法人愛媛県産業廃棄物協会と連携して研修会等を開催します。

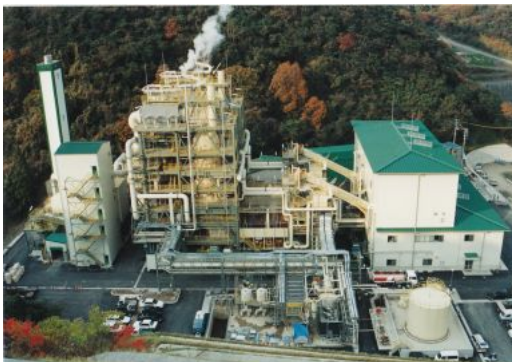
(2) 適正な処理施設の確保

廃棄物の循環的利用を促進し、環境負荷を低減するため、効率的で安全性の高い処理施設を確保します。

主な取組	内 容
一般廃棄物処理施設の整備促進 (一般廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> 市町における一般廃棄物処理計画の策定・変更にあたって適切な助言、指導を行います。 国の循環型社会形成推進交付金制度を活用した廃棄物処理施設の重点的、効果的かつ効率的な整備や他の市町との連携等による広域的な取組に対して、必要な調整及び助言、指導を行います。
民間事業者による処理施設の整備促進 (産業廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理施設に対する県民の信頼を確保するため、維持管理状況の公開など施設運営の透明性を高めるとともに、処理施設・設備の高度化、安全性の向上を図るため、施設・設備の改良に対する融資制度等の活用に対して助言を行います。
公共関与による処理施設整備の促進 (一般廃棄物・産業廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> 財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の焼却・溶融施設は、循環型社会の先導的モデルとなる施設であり、今後、一層の活用を図るとともに、引き続き支援、協力等を行います。

環境指標

項 目	現 状	目 標	備 考
不法投棄件数 (1件当たり10t以上)	7件 (H20)	撲滅	
不法投棄量 (1件当たり10t以上)	342t (H20)		



【財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所】

所在地 新居浜市磯浦町 18-78
敷地面積 10,400 m²
建物面積 1,193 m² (延床面積 2,098 m²)
焼却処理方法 ロータリーキルン式焼却溶融炉 2炉
処理対象物 焼却灰、有機汚泥、廃プラスチック、
感染性廃棄物、廃油、粗大ゴミなど
標準処理能力 100 t / 24h (50 t / 24h × 2 炉)
資源回収物 スラグ

【資料】愛媛県循環型社会推進課

3 循環型社会ビジネスの振興

<現状と課題>

県では、「第二次えひめ循環型社会推進計画」(平成17年度策定、平成20年2月中間見直し)に基づき、廃棄物の減量化・リサイクルを進めていくため、平成19年度に導入された資源循環促進税を活用して、循環型社会ビジネスの振興を図るための施策を実施しています。

具体的には、県内企業のリサイクル事業を推進し、循環型社会ビジネスの育成を図るため、他の模範となるようなリサイクル製品等を資源循環優良モデルに認定し、他の事業者への波及を図っているほか、県内産業廃棄物の約4割を排出する製紙業界や産業廃棄物の適正処理を担っている産業廃棄物処理業界の3R活動への取組を促進するため、これらの業界や試験研究機関等が行う廃棄物の発生抑制や再資源化等の技術研究開発を支援しています。

昨今の厳しい社会経済情勢は、循環型社会ビジネスに少なからず影響を及ぼしており、とりわけ、リサイクル製品にとっては、一般の製品と比べ価格面や品質面で不利になることから、製品の販路拡大や原材料の安定確保が困難で、こうした製品を消費者に優先購入してもらうためには、環境意識の更なる高揚が求められています。


今後、リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスを振興していくためには、リサイクル製品の販路拡大や原材料となる循環資源の回収システム、温暖化対策やエネルギー革命など新たな再資源化技術等を導入したリサイクルシステムの事業化を図るための技術研究開発を促進するなど、地域資源を活用した循環型社会を形成していくための基盤整備を推進していく必要があります。

<施策の方向>

(1) 循環型社会ビジネスの育成・支援

地域の特性を生かし、県内で発生する廃棄物等循環資源の性状に適したリサイクル事業等3R活動の活性化を図っていくためには、事業者自らの自覚と実践活動を積極的に支援していく必要があります。

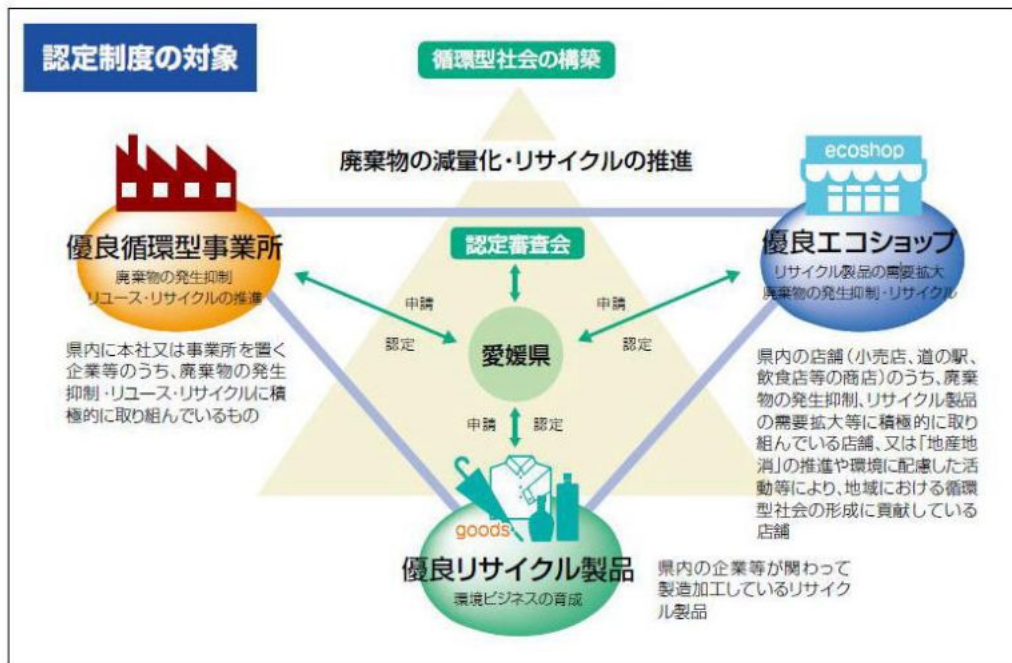
このため、環境に配慮した製品やサービスの普及・実践に取り組む循環型社会ビジネスを育成していくほか、産学官連携による技術研究開発及び施設整備等を支援することにより、新たな循環型産業の創出・育成に向けた取組を促進します。

主な取組	内 容
<p>資源循環優良モデル認定制度の充実</p>  <p>資源循環優良モデルシンボルマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が平成 13 年度から実施している「資源循環優良モデル認定事業」により、他の模範となるようなリサイクル製品や、3 R に積極的に取り組む事業所・店舗等を優良モデルに認定します。 <ul style="list-style-type: none"> ア 優良リサイクル製品 イ 優良循環型事業所 ウ 優良エコショップ ・ 認定した優良モデルの取組を県民や県内企業等に普及啓発し、他の事業所への波及を図るため、環境イベントの開催やリサイクル製品の販路拡大を支援するなど、エコビジネス支援プログラムの内容を拡充して実施します。
<p>製紙業界の産業廃棄物の有効利用等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県産業廃棄物の最終処分量の約 4 割を占める製紙スラッジの発生抑制や減量化、有効利用を促進する技術開発を推進するため、製紙業界における産業廃棄物の「ゼロ・エミッション」の具体化を図る再資源化技術等の研究開発事業を支援します。
<p>廃棄物の 3 R 技術・システム等の研究開発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特徴を生かして、循環資源の 3 R 技術・システム等の研究開発やビジネスモデルの事業化を推進し、「地域循環圏」の構築を図っていくため、社団法人愛媛県産業廃棄物協会や県試験研究機関等が取り組む廃棄物の 3 R 技術等に関する研究開発を促進するとともに、大学や民間企業等と連携して共同研究を行います。

環境指標

項 目	現 状	目 標	備 考
「資源循環優良モデル」の認定件数	95 件 (H21)	認定件数の増加	H22.2.5 現在

「愛媛県資源循環優良モデル認定制度」とは？



平成21年度「愛媛県資源循環優良モデル」の認定一覧

【優良リサイクル製品】

製品名 〔事業所名〕 〔所在地〕	製品の概要
ピタリット 〔機カスタムテック・東温市〕	牛乳パック古紙100%利用の簡単・便利な緩じ紐
エコクワソイル 〔機高原クリーン・久万高原町〕	地域内で発生する木くずや下水汚泥等を堆肥化した法面緑化基盤材
アッシュストーン 〔機予州興業・四国中央市〕	製紙企業から出る「製紙スラッジ焼却灰」と「石灰灰」を造粒固化した土木資材(路盤材等)

【優良エコショップ】

店舗名	取組概要
エミフルMA SAKI 〔松前町〕	廃棄物の徹底した分別でリサイクル率向上と地産地消を推進
喜寿庵 〔四国中央市〕	地域と連携しながら地産地消の推進や循環型農業を実践
コープ三津 〔松山市〕	リサイクル、省エネ機器の導入など環境配慮への取組を実践

【優良循環型事業所】

事業所名 〔所在地〕	取組概要
(有)オートパーツ新居浜 〔新居浜市〕	使用済自動車の適正処理及びリサイクル部品の販売
久保興業株 〔内子町〕	自社内廃棄物削減や地域循環資源(木質ペレット)を活用したしいたけ栽培
(有)富田養鶏 〔今治市〕	食品加工残さを活用したエコフィードを鶏に給餌して卵を生産
(有)内藤鋼業 〔内子町〕	環境イベントへの参加等を通じて木質バイオマスペレットの普及促進
株ふく紗 〔松山市〕	古着物のリサイクルによる衣類の廃棄物の発生抑制、再資源化
補助工業株 〔四国中央市〕	「レジ袋 to レジ袋」システムを構築し、レジ袋の3Rを推進
富士ゼロックス四国株 松山支店 〔松山市〕	廃棄物の再資源化、CO2削減等環境の付加軽減を推進

平成21年度の認定証交付式



(平成22年2月5日、知事会議室にて)

【資料】愛媛県循環型社会推進課

第4節 自然環境と生物多様性の保全 ＜自然と人が共生する 豊かな自然環境と生物多様性の保全＞

1 優れた自然環境の保全と適正な利用の推進

＜現状と課題＞

県では、昭和33年10月に県内の優れた自然の風景地の保護と利用の増進を目的に「愛媛県県立自然公園条例」(昭和33年10月17日条例第50号)を制定し、これに基づき、「肱川」、「金砂湖」、「奥道後玉川」、「四国カルスト」、「篠山」、「佐田岬半島、宇和海」及び「皿ヶ嶺」の7つの県立自然公園を指定しています。

このほかにも、自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号)に基づき、環境大臣が指定している「瀬戸内海」及び「足摺宇和海」の2つの国立公園と「石鎚国定公園」があります。

これらの自然公園の面積は、41,121ha(平成22年1月末現在)と、県土の約7.2%を占めています。

また、昭和48年10月には、人の手がほとんど入っていない、優れた自然環境を維持している地域を保全するため、「愛媛県自然環境保全条例」(昭和48年10月12日条例第32号)を制定し、これに基づき、赤石山系及び小屋山の2つの自然環境保全地域を指定しており、環境大臣が指定している笹ヶ峰自然環境保全地域とともに保全に努めています。

これらの地域は、原生的な自然環境が残され、豊かな生態系を育む重要な地域となっており、本県における生物多様性保全の観点からも適切に管理し、保全に努めていかなければなりません。

このため、自然公園や自然環境保全地域では、自然環境に影響を及ぼす一定の開発行為を規制し、指定地域の適正な管理に努めてきたところですが、社会的経済的環境や温暖化などの地球環境の変化により、保全すべき地域の変動も予想されることから、市町や関係団体等と連携し、県内の自然環境に関する情報収集等に努め、引き続き適正な管理に努めなければなりません。

また、優れた自然との触れ合いは、私たちの心を豊かにし、「人と自然が共生する社会」づくりの基礎となることから、引き続き、自然公園などにおいて、適切な利用を促進するための施設整備に努めるとともに、自然観察会やエコツアーなどを積極的に推進し、自然との豊かな触れ合いや環境教育の場として利用を促進していくことが必要です。

<施策の方向>

(1) 優れた自然環境の保全

自然環境保全地域などの優れた自然環境の保護管理を図るため、法令に基づき県民や事業者等が行う各種行為の規制に努めるとともに、県民一人ひとりが、自然の大切さを理解し、責任ある行動を行うよう自然環境保全に係る県民意識の向上を図ります。

主な取組	内 容
自然環境保全地域等の優れた自然の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域固有の貴重な野生動植物が生息・生育するなど、特に自然環境の保全を図る必要がある地域内においては、各種開発行為の規制等による適正な管理に努めます。 ・ 地域で活動する団体等が実施する保全活動等を支援し、地域の自然環境が健全な状態で維持されるよう努めます。 ・ サンゴ食巻貝等によるサンゴの食害など、貴重な自然環境が失われるおそれのある地域においては、関係機関が連携し、適切な対策に努めます。
自然保護意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民一人ひとりが、地域の自然環境を正しく理解し、行動できるよう、県のホームページなどを通じ自然環境の保全及び再生等に関する情報を発信します。 ・ 自然環境保全に係る情報の蓄積や多様な主体との連携等による自然環境教育や体験学習の機会を提供します。
監視・指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然保護指導員による監視・指導を実施します。 ・ 自然保護指導員を中心に、地域で活動する団体や個人によるネットワークを形成し、活動の連携や情報の共有化を図り、効果的かつ効率的な監視・指導を行います。

環境指標

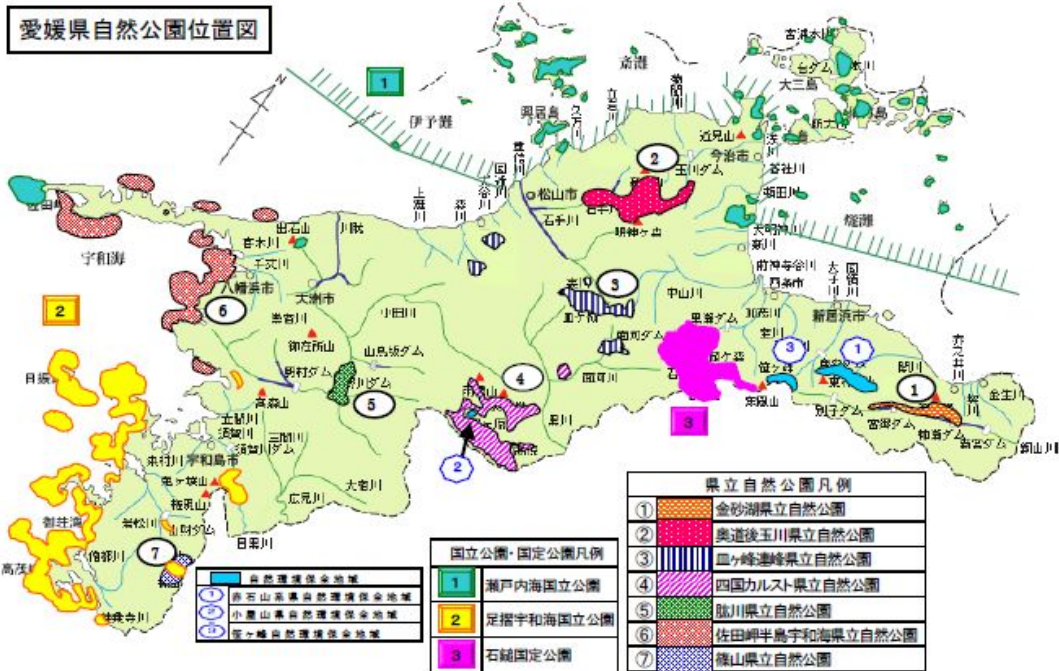
項 目	現 状	目 標	備 考
自然環境保全地域の指定地域、面積	2 地域 1,914ha (H21)	2 地域の維持・拡大	環境大臣指定地域(33ha)を除く。
自然保護指導員数	90 名 (H21)	自然保護指導員の維持・増員	



瀬戸内海国立公園



石鏡山国立公園



【資料】愛媛県自然保護課

(2) 自然公園、森林公園などの保全と利用

本県を代表する優れた自然の風景地として指定している自然公園や自然との豊かな触れ合いの場として整備している森林公園等について、生物多様性などの観点から保護すべき地域と利用の促進を図るべき地域等に区分し、その特性に応じた適正な管理を行うとともに、適正な利用を促進するための施設整備を進めます。

主な取組	内 容
自然公園の適正な管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園区域内における開発や大規模公共工事等の自然景観に影響を与える行為について、法令に基づく管理を徹底します。 生物多様性保全の観点から、開発や大規模公共工事等については、野生動植物の保護等に対する適切な配慮を求めます。

自然公園等の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 優れた自然との触れ合いを促進するため、自然公園の利用拠点となる園地・駐車場等を整備します。 安全で快適な自然公園等の利用を確保するための遊歩道・案内板・防護柵等を計画的に整備します。
適正な利用の指導及び自然環境情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護指導員による自然公園の適正な利用指導を強化します。 地域で活動する団体等と連携して、自然環境に関する情報の収集、共有化を図ります。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
県立自然公園面積	7公園 19,184ha (H21)	7公園の維持・拡大	
自然公園利用者数	4,790千人 (H20)	自然公園利用者の維持・拡大	
森林公園利用者数	91,217人 (H20)	100,000人 (H26)	



【資料】愛媛県自然保護課

(3) 自然との豊かな触れ合いの推進

自然公園等における県民の自然との適切な触れ合いを促進するための施設整備を進めるとともに、自然観察会などの自然との豊かな触れ合いの機会を提供するほか、自然環境の保全に配慮したツーリズムを推進します。

主な取組	内 容
長距離自然歩道(四国のみち)の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民が安全かつ快適に自らの足で豊かな自然と親しむことができるよう「四国のみち」の適切な管理に努めるとともに、利用施設の整備を計画的に進めます。 ・ 「四国のみち」の利用促進を図るため、ホームページ等を利用した情報の発信に努めます。
豊かな自然を生かした学びや体験の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優れた天然林を有する森林など豊かな自然環境やそこで生息・生育する野生動植物等に関する理解を深め、自然保護意識の高揚を図るため、自然観察や環境学習の機会の拡充を図ります。
自然環境の保全に責任を持った利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優れた自然景観や歴史的・文化的資源等の保全のための仕組みがあり、地域への理解と自然保護意識の向上を図るための適切な解説を行う「エコツアー」の県内への普及・定着に努めます。 ・ 県内で実施されているグリーン・ツーリズムなどにエコツーリズムの理念が導入されるよう努めます。 ・ 自然観察指導員など、適切な自然利用に関する指導者の育成・活用に努めます。

環境指標

項 目	現 状	目 標	備 考
自然観察会参加人数	133 人 (H21)	320 人 (H26)	県主催の自然観察会の参加者数
四国のみち利用者数	944 千人 (H20)	利用者数の維持・拡大	
森づくりフィールド登録面積	1,530.16ha (H21)	2,000ha (H26)	
エコツアー運営団体(事業所)数	団体 (H21)	活動実態の把握に努め連携を図る。	

自然観察会については、環境活動団体等の実施状況の把握に努めるとともに、これらの団体等と連携して開催情報の収集・提供に努めます。

四国のみち



自然観察会の様子



エコツアーの様子



【資料】愛媛県自然保護課

2 生物多様性の確保

<現状と課題>

県内の自然生態系を保全し、生物の多様性を確保していくための基礎資料とするため、平成 15 年 3 月に県内の絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、その希少性の評価や生息・生育状況を取りまとめた「愛媛県レッドデータブック」を作成しています。

また、平成 17 年には「愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針」(平成 17 年 3 月策定)を策定するとともに、平成 20 年 3 月に「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」(平成 20 年 3 月 28 日条例第 15 号)を制定し、同年 9 月には、同条例で規定する各施策の方向性を明確にするための「愛媛県野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針」を定めています。

さらに、条例に基づき、捕獲等を禁止する「特定希少野生動植物」13 種と開発等の行為を規制する「特定希少野生動植物保護区」6 地区を指定しました。

自然界では、個々の野生動植物が単独で生存するのではなく、多くの種が生態系という 1 つの系の中で深くかかわり合い、つながり合って、複雑な関係を保ちながら生きていますが、近年、過度の捕獲・採取や埋立て・護岸等の開発行為など、人間活動が直接与える影響をはじめ、過疎化や第一次産業の衰退等に伴う自然環境の劣化、外来生物の影響等によって、多くの野生動植物の種が絶滅の危機に瀕しています。

生物多様性には、遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性の 3 つのレベルの多様性があり、同じ種類の生き物の中にもそれぞれ違った個性があり、生き物が生息する地域にも森林や湿原、河川、海岸など様々なタイプの自然があります。

これらの多様さは、人類の生存や存続の基盤となり、また、地域固有の財産として、多様な文化の根源ともなっているものであり、この多様性を維持していかなければなりません。

私たちが将来にわたって自然の豊かな恵みを享受し、健康で文化的な生活を確保するためには、県民が一体となって野生動植物の多様性が保たれた健全で豊かな自然環境を適切に保全していくことが必要です。

<施策の方向>

(1) 希少野生動植物等の保護対策の推進

多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、人と自然とが共生できるよう、総合的かつ計画的に野生動植物の種の保存、生態系の多様性の確保その他の生物多様性の保全を図ります。

主な取組	内 容
野生動植物の生息・生育調査の推進	<ul style="list-style-type: none"> 野生動植物の保護管理を適切に推進するため、個体の生息・生育の状況、生息・生育地の状況等の調査を継続的に実施し、県内の野生動植物の実態把握に努め、県版レッドデータブックの定期的な見直し及び生物多様性配慮指針の策定を行います。
生息・生育環境の保全・回復	<ul style="list-style-type: none"> 生息・生育調査の結果を踏まえ、愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例に基づき、「特定希少野生動植物」や「特定希少野生動植物保護区」の指定を行い、捕獲・採取や開発行為等を規制します。 保護管理事業計画を定め、環境整備や個体の増殖等に努めます。
監視・指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 野生動植物保護推進員の委嘱等により、野生動植物の多様性に関する啓発や生育地の所有者等に対する必要な助言及び指導を行います。
野生動植物保護意識の普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 野生動植物の多様性の保全について、県民等の理解が深まるよう、市町や関係団体と連携し、教育や学習機会の提供、啓発等を行います。
保護推進体制の整備と連携	<ul style="list-style-type: none"> 希少野生動植物の生息地等の監視及び指導等の保護活動を県民等の協力を得て行います。 県民、事業者、民間団体等が行う保護活動に対して、専門的な立場から必要な助言や支援等を行う推進体制の整備に努めます。 生物多様性基本法（平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号）に基づく生物多様性地域戦略を策定し、野生動植物の多様性の保全を計画的に推進します。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
特定希少野生動植物 指定数	13 種 (H21)	指定種の保護管理 に努める。	
特定希少野生動植物 保護区の指定数	6 地区 (H21)	6 地区の維持・拡大	
野生動植物保護推進員数	28 人 (H21)	推進員の維持・増員	
野生動植物保護活動団体 数	- 団体 (H21)	活動実態の把握に 努め、連携を図る。	

特定希少野生動植物一覧

カスミサンショウウオ



(撮影者: 田辺真吾氏)

コガタノゲンゴロウ



(撮影者: 酒井雅博氏)

トキワバイカツツジ



(撮影者: 橋越清一氏)

フクジュソウ



(撮影者: 永井保雄氏)

ウンラン



(撮影者: 松井宏光氏)

ダルマガエル



(撮影者: 宇和孝氏)

ハマビシ



(撮影者: 小沢潤氏)

サギソウ



(撮影者: 松井宏光氏)

シコクカッコソウ



(撮影者: 永井保雄氏)

ハッチョウトンボ



(撮影者: 酒井雅博氏)

ミズスギナ



(撮影者: 永井保雄氏)

クマガイソウ



(撮影者: 永井保雄氏)

チョウジガマズミ



(撮影者: 橋越清一氏)

特定希少野生動植物については、捕獲、採取、殺傷、損傷の禁止のほか、違法に捕獲等した個体の譲渡等が禁止され、違反者には罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科される場合があります。

【資料】愛媛県自然保護課

(2) 野生鳥獣の適正管理や外来生物対策の推進

人と野生鳥獣との共存や地域固有の生態系の維持及び農林水産業への被害の軽減を図るため、野生鳥獣の適正管理及び外来生物対策を進めます。

主な取組	内 容
野生鳥獣の適正管理の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 野生鳥獣の生息状況等の調査を実施し、生息地や渡来地など重要な区域を鳥獣保護区等に指定して、生息環境を保全します。・ イノシシやニホンジカについては、生息数が増加し、農林業への被害等が顕著となっているため、特定鳥獣適正管理計画に基づき、被害の防止と個体数の調整に努めます。・ 有害鳥獣による農林被害を防止するため、市町が行う捕獲事業を支援します。・ 有害鳥獣捕獲の担い手として、狩猟者の育成に努めます。
外来生物対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 地域外からの移入種による生態系への影響について、外来生物の生息・生育調査を行い、地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれのあるものを侵略的外来生物として公表します。・ 外来生物の進入や野生化を防止するため、外来生物の防除マニュアルを作成するとともに、市町等関係機関と連携し、外来生物による野生動植物の生息又は生育への影響等について普及啓発を行います。・ 既に本県に定着し、野生動植物の生息又は生育に影響を及ぼしている又は及ぼすおそれがある侵略的外来生物については、その生態的特性と予想される被害の状況を勘案した上で、駆除等による完全排除又は個体数の低減、影響の封じ込め、導入経路の遮断等に努めます。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
鳥獣保護区面積	67,238.8ha (H21)	現状維持に努める。	
特定鳥獣適正管理計画作成数	2 計画 (H21)	2 計画の維持・拡大	
侵略的外来生物の公表数	88 種 (H21)	状況把握に努める。	

表6 イノシシ等の捕獲数の推移

(単位:頭羽)

年 度	種 別	獣 類				鳥 類		
		イノシシ	ノウサギ	ニホンザル	ニホンジカ	カラス	ドバト (カラバト)	ヒヨドリ
平成16年度	有害鳥獣捕獲	3,351	155	210	308	7,278	352	1,854
	狩 猟	5,254	311		544	759		52,668
	合 計	8,605	466	210	852	8,037	352	54,522
平成17年度	有害鳥獣捕獲	2,862	100	80	503	4,910	310	252
	狩 猟	4,395	338		458	600		11,161
	合 計	7,257	438	80	961	5,510	310	11,413
平成18年度	有害鳥獣捕獲	3,948	93	143	681	3,804	444	1,639
	狩 猟	4,400	253		564	650		32,236
	合 計	8,348	346	143	1,245	4,454	444	33,875
平成19年度	有害鳥獣捕獲	3,426	90	100	794	4,136	345	458
	狩 猟	4,959	192		509	669		19,749
	合 計	8,385	282	100	1,303	4,805	345	20,207
平成20年度	有害鳥獣捕獲	4,851	22	171	921	3,711	374	377
	狩 猟	6,069	204		779	480		32,098
	合 計	10,920	226	171	1,700	4,191	374	32,475

ニホンザル及びドバトについては 非狩猟鳥獣

【資料】愛媛県自然保護課

3 農山漁村における里地・里山、里海の保全と再生

<現状と課題>

本県の大部分を占める中山間地域は、農産物や木材・林産品の生産の場であるとともに、水源かん養や水質浄化、災害の防止、野生動植物の生育・生息の場、環境学習の場などの多面的な機能を有し、また、やすらぎのある良好な景観を形成しています。

本県の自然豊かな沿岸海域は、良好な漁場、養殖漁業の場であるとともに、水質浄化や多様な生物の生育・生息の場、自然との触れ合いの場などの多面的な機能を有しています。

- 農山漁村では、人口の減少、高齢化の進行などにより、地域コミュニティ機能の低下や農林水産業の担い手の不足などが生じており、農林水産業の労働力のぜい弱化、耕作放棄地や放置森林、放置竹林の増加、開発等による農地や藻場・干潟の減少などの問題が顕在化しています。
- 里地・里山、里海の果たす多面的機能や自然に恵まれた美しい自然景観を保全、再生するため、環境に配慮した農山漁村の整備とともに、都市との交流の促進などによる活力ある農山漁村づくりが重要となっています。

<施策の方向>

(1) 農山漁村における里地・里山、里海の保全と再生

農山漁村の持つ水源かん養や水質浄化、生物多様性の保全などの多面的機能を維持、保全するとともに、農林水産業の振興を図るため、農山漁村の活性化、農地、森林等の適切な管理と自然環境に配慮した整備を行うなど、将来にわたって多面的機能を発揮できる里地・里山、里海の保全と再生に努めます。

主な取組	内 容
農業、農村の活性化による多面的機能の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地転用を適正に運用することで優良農地の確保に努めます。また、耕作放棄地の再利用にも取り組みます。 ・ 農業の担い手の確保や農地の利用の集積を図り、農業経営基盤の強化によって、耕作放棄地の発生防止に努めます。 ・ 農地や農業用排水路、ため池等の農業生産基盤について、水源かん養や親水機能、生物多様性の保全などに配慮した整備を推進し、人と自

	<p>然が触れ合える場としての活用などを図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 棚田など地域特有の良好な景観の保全を図るとともに、市民農園としての活用など、都市住民やボランティアが一体となった保全・活用を促進します。 ・ グリーン・ツーリズム等の実施による都市住民との交流の促進などに努めます。
<p>森林、山村の活性化による多面的機能の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業就労環境の改善や省力化に向けた高性能設備などの導入を促進し、林業従事者の確保に努めます。 ・ 保安林の指定や環境に配慮した適切な治山、造林事業による森林整備を促進し、森林の多面的機能の維持増進に努めます。 ・ 森林環境税の活用による計画的な森林整備を推進するとともに、県民が森林と親しみ、森林保全活動に参加する意識の高揚に努めます。 ・ 都市住民やボランティアなどによる植林や間伐等の森林整備を推進します。
<p>漁業、漁村の活性化による多面的機能の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質浄化や生物多様性の保全などの機能を持つ、干潟、藻場の保全や再生に努めます。 ・ 国等と連携して干潟や藻場の新たな再生技術の研究開発を促進します。 ・ 水産資源の適正な管理による生態系の維持に努め、魚類の豊かな漁場の保全に努めます。 ・ 経営基盤の強化を図り、漁業従事者の確保に努めます。 ・ 森、川、海を一体的にとらえ、森林の保全が将来の漁場環境の保全につながるとの認識の下、漁民の森づくりなどの活動の推進に努めます。



宇和島市岩松川流域



愛南町僧都川流域

【えひめ漁民の森づくり実践事業】

漁業者が主体となって豊かな海を育む「漁民の森」づくり活動を実施し、県民参加型の活動として定着促進を図っています。

実績額 2,188千円(平成20年度)

実施面積 1ha(平成20年度)

【資料】愛媛県森林整備課・漁政課

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
耕作放棄地面積	10,443ha (H21)	2,320ha の再生利用 に取り組む。(H25)	
グリーン・ツーリズム登録 メニュー数	603 件 (H21)	前年度より増加	「愛媛県グリーン・ツーリズム推進 協議会」開設以来ページ 情報データベース件数
民有保安林の指定面積	106,630ha (H20)	109,702ha (H30)	
干潟面積 (1ha 以上)	781ha (H18)	現状維持に努める。	
藻場造成面積	359.61ha (H21)	366.41ha (H26)	

耕作放棄地解消の事例



(西条市千町の棚田保全活動)



(新居浜市の自然農園)

【資料】愛媛県担い手対策推進室

第5節 環境と経済の好循環 <環境と経済が好循環する社会の構築>

1 環境保全型産業の育成

<現状と課題>

県民等の環境への関心が高まる中、事業者においては、事業活動に伴う環境への負荷を自らが低減するための手法として、ISO14001などの環境マネジメントシステムの導入に取り組んでいることから、環境マネジメントシステムに関する情報提供や認証取得に対する支援などにより、普及拡大を図る必要があります。

事業者においては、地域社会への貢献や地球環境に配慮した活動など社会的責任(CSR)に根ざした取組を進めていることから、商工団体等と連携して、取組事例などの情報提供を行うことなどにより、事業者のCSR活動を一層促進する必要があります。

環境に配慮した事業者の取組が事業者、県民双方にとってメリットを生み出すよう、グリーン購入や社会的責任投資(SRI)等の普及を促進する必要があります。

県では、脱石油・低炭素への対応が地域産業成長の鍵としてとらえ、新事業創出関連支援策を積極的に展開しているところですが、低炭素社会の構築が世界的な潮流となる中、今後更に、「低炭素ビジネス」分野への戦略的な取組が期待されています。

県民等の環境問題に対する関心や消費者の安心、安全な食品に対するニーズの高まりなど、農林水産業においても、農薬、化学肥料の削減など、環境と調和した生産活動が求められています。

<施策の方向>

(1) 環境に配慮した事業者の育成、拡大

事業活動は、環境に非常に大きな影響を与えることから、事業者には、法令遵守はもちろん、地域社会への貢献や環境への配慮が求められています。このため、環境マネジメントシステムの導入やCSRの取組の普及などを促進し、環境に配慮した事業者の育成に努めます。

主な取組	内 容
環境マネジメントシステムの普及拡大	・ ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの情報提供や普及・啓発に

	<p>努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マネジメントシステムの認証取得について、環境保全資金融資制度による支援を行います。 ・ 製品の製造、流通、使用、廃棄にわたるライフサイクルにおける環境負荷を評価するライフサイクル・アセスメント（LCA）や環境に適合した製品の開発・製造のための環境配慮設計の普及に努めます。 ・ 物品調達や公共事業の事業者選定の際に、事業者の環境配慮の取組を評価する仕組みの検討に努めます。
事業者の社会的責任活動の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工関係団体等と連携し、事業者に対してCSRの取組事例の情報提供などに努め、CSR活動の一層の促進に努めます。 ・ 環境報告書や環境会計など、事業者自らの環境情報の公表の取組を促進します。 ・ 環境保全資金融資制度などにより、中小事業者等の公害防止施設や環境保全施設の整備に必要な資金の支援を行います。 ・ 中小事業者等の環境負荷の低減、生産工程の改善などを促進するため、経営や技術の専門家の派遣などの支援に努めます。
環境保全を志向した消費行動、投資行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン購入やエコマーク商品等の普及や優先的な購入の意識啓発に努めます。 ・ 国等と連携して、社会的責任投資（SRI）や環境配慮契約の普及啓発、意識の醸成に努めます。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
I S O 14001 適合組織件数	148 件 (H20)	適合組織の増加に努める。	
環境保全資金融資制度利用件数	3 件 (H19)	前年度より増加	

(2) 環境産業の創出と育成

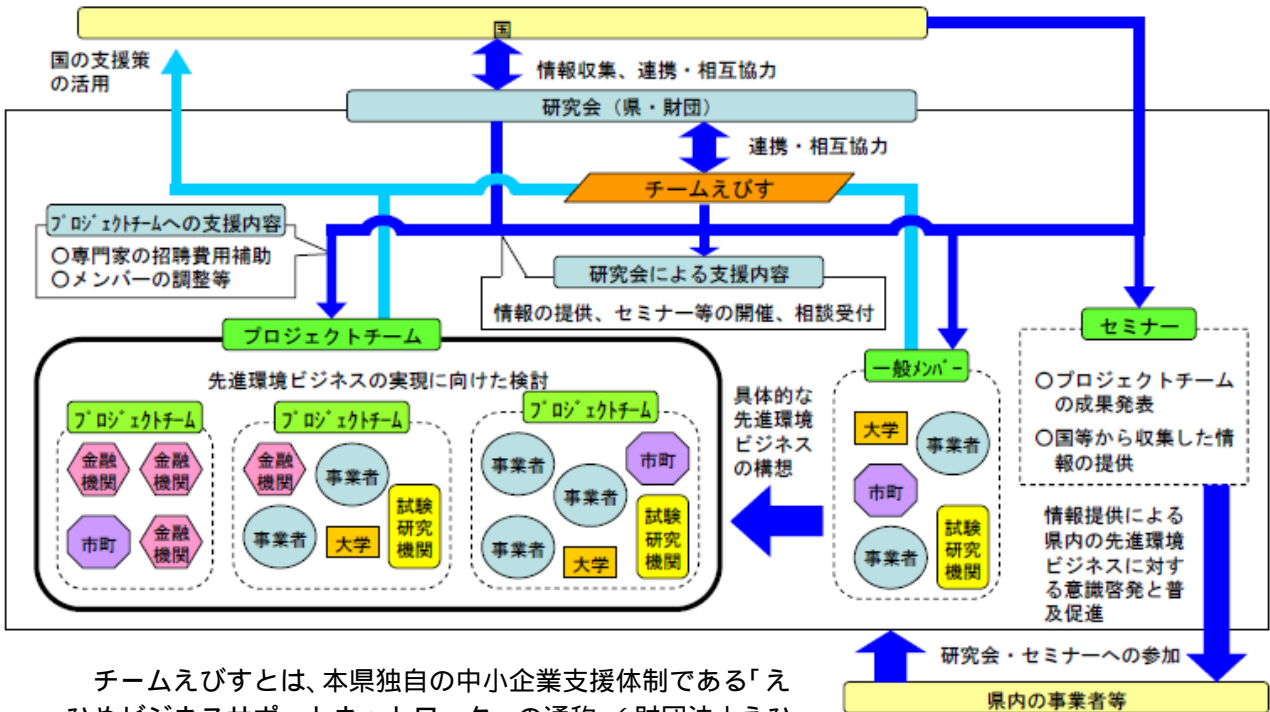
低炭素社会の構築が世界的な潮流となる中、電気自動車（EV）や太陽光発電に代表される「低炭素社会実現に向けたエネルギー技術」など、環境や新エネルギーに関する技術革新や環境ビジネスについての情報提供、研究開発への支援等を積極的に展開し、環境関連産業の振興を図ります。

主な取組	内 容
環境関連ビジネスの創出、起業化支援	<ul style="list-style-type: none">・ 「えひめ先進環境ビジネス研究会」の活動を通じ、先進環境ビジネスに関する情報の収集・提供、ビジネス化に向けた事業者の活動等を支援します。・ 低炭素をキーワードとした新たな製品・サービスとして、「CO₂排出ゼロビジネス」の育成や「CO₂が見える」ものづくりの推進を図ります。・ 財団法人えひめ産業振興財団等と連携し、中小企業者等の環境に適合した新商品開発や新たな事業展開に対する支援に努めます。
環境保全に関する研究開発の支援	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者が行う環境関連の技術開発に対する支援に努めます。・ 愛媛県産業技術研究所など県の試験研究機関において、ガソリン車を電気自動車に改造する「コンバートEV」や沿岸漁業用漁船の電動化コンバート技術など、環境関連の技術開発を積極的に進めるとともに、研究成果の実用化、普及に努めます。・ みかん搾汁残さを原料としたバイオエタノール効率的製造技術の開発を推進するとともに、バイオ燃料の普及のための支援に努めます。・ 事業者、大学、県の試験研究機関など、産学官における環境関連技術の共同研究の促進に努めます。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
環境関連試験研究課題数	36 件 (H21)	課題数の維持に努める。	

愛媛県内における先進環境ビジネス推進の取組体制（案）



チームえびすとは、本県独自の中小企業支援体制である「えひめビジネスサポートネットワーク」の通称。（財団法人えひめ産業振興財団をはじめとした「チームえびす支援拠点」と各地の商工会や大学など「チームえびすパートナー機関」で組織）

【資料】愛媛県産業創出課

(3) 環境保全型農林水産業の推進

県民等の環境問題に対する関心が高まる中で、農林水産業においても環境と調和のとれた生産活動の展開や環境への負荷を軽減する持続可能な農林水産業の推進に努める必要があります。

主な取組	内 容
環境と調和した農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 化学肥料や農薬の使用量の削減など、環境への負荷を低減するための技術の確立、普及指導に努め、環境に配慮した農業者の育成、農産物の生産拡大に努めます。 家畜排せつ物や食品加工残さ等の有機性未利用

	<p>資源を活用したたい肥等の農業分野での再利用を促進し、資源循環型農業のシステム構築に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用廃プラスチックなどの農業生産資材の適正処理を推進します。
環境と調和した林業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な間伐などにより、持続可能な森林の管理に努めます。 ・ 森林整備の担い手となる林業従事者の確保、育成に努めます。 ・ 県産木材のブランド化の推進や木造住宅への利用拡大の促進など、県産木材の利用拡大に努めます。 ・ 未利用間伐材等の木質バイオマス資源としての利用促進に努めます。 ・ 生態系や景観に配慮した林道等の林業基盤整備を進めます。
環境と調和した漁業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生態系に配慮した豊かな漁場づくりを推進するため、藻場や干潟の保全と再生に努めます。 ・ 漁場環境の監視を継続するとともに、えひめ漁民の森づくりなどの活動の推進に努めます。 ・ 漁業系廃棄物の適正な処理や循環的な利用を促進します。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
エコファーマー取組面積	908ha (H20)	1,200ha (H22)	愛媛県環境保全型農業推進基本方針
有機農業取組面積	365ha (H20)	570ha (H22)	同上
飼料化された食品残さ(エコフィード)生産量	7,140 t (H21)	前年度から増加	
農業用廃プラスチックの再生処理率	79.6% (H20)	100% (H24)	
木質ペレット県内年間生産量	600 t (H20)	3,000 t (H26)	

漁場改善計画の認定率	94.7% (H21)	100% (H26)	
------------	----------------	---------------	--

環境配慮型農業技術の事例



【環境配慮型農業技術の事例】

畜産農家から家畜排せつ物を活用したたい肥の供給を受けて土づくり（左上）

合鴨で米づくり（右上）

ナギナタガヤ倒伏により地表面を被覆（左下）

【資料】愛媛県農産園芸課

2 環境影響評価の推進

<現状と課題>

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に際し、事業者自らがあらかじめ地域の環境について、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、広く県民等の意見を聴きながら、環境保全の観点から適正な配慮を行うことにより、環境と開発の調和を図るものです。

県では、平成9年6月の環境影響評価法の制定に伴い、同法で対象外とされた事業について、県独自の環境影響評価制度を確立するため、平成11年3月に愛媛県環境影響評価条例を制定して環境影響の評価に取り組んでいます。

県では、これまで、環境影響評価法に基づく対象事業5件、愛媛県環境影響評価条例に基づく対象事業6件について審査を行っていますが、今後とも、科学的な知見の蓄積を進めるなど、適正な運用に努める必要があります。

国では、平成19年4月に「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」（平成19年4月5日付け環境省通知）を取りまとめ、事業の位置・規模等の検討段階において環境への影響を評価する制度の導入を検討していることから、今後、県においても検討を進める必要があります。

県では、交通対策、産業振興、農業振興及び都市整備など、県政の各分野において個別計画や指針を策定し、計画的に施策を推進していますが、これら計画等の策定に当たっては、環境に配慮した施策や取組の導入について、積極的に検討することが望まれます。

<施策の方向>

(1) 環境影響評価の推進

環境影響評価制度等の適切な運用を推進し、大規模事業等において、適正な環境配慮の措置を行い、環境悪化を未然に防止して、開発と環境保全との調整に努めます。

主な取組	内 容
環境影響評価の適正な実施	<ul style="list-style-type: none">環境影響評価法や愛媛県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の的確な運用を図ります。国の戦略的環境アセスメント導入ガイドラインを踏まえ、県における戦略的環境アセスメントのあり方の検討を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公有水面埋立法（大正 10 年 4 月 9 日法律第 57 号）大規模小売店舗立地法（平成 10 年 6 月 3 日法律第 91 号）等に基づく、適正な環境影響評価等に努めます。
環境に配慮した公共事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県政の各分野での個別計画や指針の策定に当たっては、環境に配慮した施策や取組の導入について、積極的に検討を行います。 ・ 公共工事の実施に当たっては、木材やリサイクル資材の積極的な利用に努めるとともに、自然景観の保全など、環境に配慮した工事等に努めます。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
県環境影響評価審査会の審査案件数	6 件 (H20)	対象案件の審査の適宜実施	
公有水面埋立法、大規模小売店舗立地法等に基づく環境審査件数	30 件 (H20)	対象案件の審査の適宜実施	

表 7 愛媛県環境影響評価条例の対象事業及び規模要件

事業の種類	規模要件
1 道路 (1) 国道、県道、市町道、農業用道路 (2) 林道	4 車線以上延長7.5km以上 幅員6.5m以上延長15km以上
2 河川 (1) ダム、堰 (2) 放水路	湛水面積50ha以上 土地改変面積50ha以上
3 鉄道、軌道	線路の長さ 5 km以上
4 飛行場 (1) 陸上飛行場 (2) 陸上ヘリポート	すべて 滑走路の長さ30m以上
5 発電所 (1) 水力発電所 (2) 火力発電所	出力15,000kw以上 出力75,000kw以上
6 廃棄物処理施設 (1) ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設 (2) し尿処理施設 (3) 最終処分場	処理能力50 t / 日以上 処理能力300k l / 日以上 面積15ha以上
7 埋立て、干拓	面積25ha以上 (干潟自然海浜等15ha以上)
8 土地区画整理事業	面積75ha以上
9 工業団地造成事業	面積50ha以上
10 流通業務団地造成事業	面積50ha以上
11 宅地造成事業	面積50ha以上
12 農用地造成事業	面積100ha以上
13 レクリエーション施設 (1) ゴルフ場 (2) スキー場 (3) その他運動・レジャー施設	すべて 土地改変面積50ha以上 土地改変面積50ha以上
14 工場・事業場	最大排出ガス量10万m ³ /時以上又は 平均排水量1万m ³ /日以上
15 下水道終末処理施設	予定処理区域人口10万人以上
16 土石採取	面積50ha以上
17 鉱物採取	面積50ha以上

第6節 生活環境の保全と創造 ＜安全で快適な生活環境の保全と創造＞

1 大気環境の保全

<現状と課題>

本県の大気汚染の状況は、工場・事業場のばい煙規制や自動車排出ガス削減対策等の結果、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素の各項目については、近年、環境基準達成率は100%となっています。

しかし、光化学オキシダントは、すべての測定局で環境基準を達成しておらず、また、浮遊粒子状物質（SPM）については、年によって、一部の測定局で環境基準が達成されていない状況となっており、今後とも、大気汚染常時監視測定局や移動測定車による監視を継続するとともに、ばい煙発生施設の届出事項の確認等のために工場や事業場への立入検査、指導等を適宜実施する必要があります。

光化学オキシダントについては、近年、大陸方面からの移流の可能性も指摘されていますが、詳細は解明されていないことから、今後、国や近隣県との連携による広域的な監視ネットワークの検討や、科学的知見の集積を行う必要があります。

本県における大気汚染の緊急時発令の状況については、近年、新居浜市、四国中央市及び松山市で光化学スモッグ注意報が発令されていますが、光化学オキシダントの発生は、気象要素の影響があることから、松山地方气象台との連携を強化するとともに、光化学オキシダントが発生しやすい5月から9月の時期に工場等に対する汚染物質の削減指導やばい煙発生施設の立入調査などを重点的に実施する必要があります。

本県においても、今後、建材としてアスベストを使用した建築物の解体などが増加することが見込まれることから、飛散防止対策の徹底を図る必要があります。

<施策の方向>

(1) 大気環境の保全対策の推進

大気汚染の監視体制の充実や工場、事業場への立入検査など適正な指導、光化学スモッグなど緊急時対策の実施などにより、安全で快適な大気環境の保全に努めます。

主な取組	内 容
大気汚染の監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染常時監視測定局を設置し、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントや、新しく環境基準が設定された微小粒子状物質などの適切な監視に努めます。 ・ 自動車が主要な発生源である一酸化炭素について、主要道路近傍での移動測定車による調査を実施し、自動車排ガスの影響の把握に努めます。 ・ ベンゼン、トリクロロエチレンなどの有害大気汚染物質について、定期的な調査を実施し実態の把握に努めます。
工場、事業場等対策の推進、指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）及び愛媛県公害防止条例（昭和44年10月11日条例第23号）に基づき、ばい煙発生施設の設置者に対して、法令遵守を徹底します。 ・ 愛媛県公害防止条例に基づき、硫酸化物の総量規制の対象工場への適正な指導を図ります。 ・ ばい煙濃度の測定や届出事項の確認等のため、工場、事業場への立入検査など、適正なチェックや指導の徹底に努めます。 ・ 自動車排出ガス対策として、エコカーの普及の促進に努めます。
光化学オキシダント対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気環境の常時監視により、光化学オキシダント濃度の把握に努めるとともに、市町や松山地方気象台などの関係機関と連携し、緊急時の通報体制等を強化し、被害の未然防止に努めます。 ・ 光化学オキシダントの発生しやすい5月から9月までの時期に、工場等に対して汚染物質の削減指導などを重点的に実施します。 ・ 国や近隣県と連携して光化学オキシダントの監視ネットワークづくりの検討や科学的知見の集積に努めるとともに、適切な情報提供に努めます。

<p>アスベスト対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物解体工事等におけるアスベスト粉塵の飛散防止を図るため、大気汚染防止法に基づいて規制、指導に努めます。 ・ 大規模建築物などの吹き付けアスベストの状況把握に努めるとともに、除去や飛散防止の徹底を図ります。 ・ 一般環境や解体工事現場周辺における大気中アスベスト濃度の調査を実施し、状況の把握に努めるとともに、アスベストによる健康への不安を解消するため、情報の適切な提供や県民相談の継続実施に努めます。
-------------------	--

環境指標

項 目	現 状	目 標	備 考
大気汚染の環境基準達成率 (二酸化硫黄)	100% (H20)	100% (H26)	
大気汚染の環境基準達成率 (一酸化炭素)	100% (H20)	100% (H26)	
大気汚染の環境基準達成率 (浮遊粒子状物質)	100% (H20)	100% (H26)	
大気汚染の環境基準達成率 (二酸化窒素)	100% (H20)	100% (H26)	
大気汚染の環境基準達成率 (光化学オキシダント)	0% (H20)	改善を図る。	
有害大気汚染物質の環境 基準達成率	100% (H20)	100% (H26)	
光化学スモッグ注意報発 令回数	1回 (H20)	0回 (H26)	

表8 大気汚染に係る環境基準適合状況(平成15年度~20年度)

(適合 × 不適合)

市 町	物質名 年度 測定局名	二酸化硫黄 (SO ₂)						一酸化炭素 (CO)						浮遊粒子状物質 (SPM)						二酸化窒素 (NO ₂)						光化学オキシダント (OX)										
		15	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	20					
四国中央市	吉祥院																																			
	金生*			-										×		-																				
	川之江													×		×											×	×	×	×	×	×				
	工業用水池*			-										×		-																				
	旧県事務所*			-										×		-																				
	寒川													×																						
	伊予三島**																×												×	×	×	×	×	×		
	土居													×																						
新居兵市	北小松原*			-												-																				
	多喜浜***																×																			
	金子																											×	×	×	×	×	×			
	新居兵工高																																			
	若宮*																																			
	中村																												×	×	×	×	×	×		
	大生院																																			
	高津*																													×	×	×	×	×	×	
	泉川																														×	×	×	×	×	×
西条市	飯岡																																			
	西条																														×	×	×	×	×	×
	神拝*																																			
	禎瑞																×																			
	氷見*																																			
	広江																	×													×	×	×			
	東中学校*			-														-																		
	北保育所*			-																																
	東予																														×	×	×	×	×	×
	小松中学校*			-																																
	石根																															×	×	×		
丹原																		×														×	×			
来見																																				
今治市	今治																																			
松山市	富久町																																			
	和気			-																																
	味生																																			
	本町消防																																			
	久米			-																												×	×	×	×	×
垣生小学校																																×	×	×	×	×
松前町	松前																																			
大洲市	大屋																																			
	港務所			-																																
測定局総数		35	35	35	27	27	27	8	8	8	8	4	4	4	34	34	34	26	26	26	13	13	13	13	13	13	11	11	11	11	11	11				
環境基準	有効測定局数	33	34	28	27	27	27	8	8	7	8	4	4	4	33	34	27	26	26	26	13	12	13	13	13	13	11	11	11	11	11	11				
	達成局数	33	34	28	27	27	27	8	8	7	8	4	4	4	23	34	22	22	18	26	13	12	13	13	13	13	0	0	0	0	0	0				
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	69	100	81	84	69	100	100	100	100	100	100	100	0	0	0	0	0	0				

注1 二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は長期的評価である。
 2 -印は、年間測定時間が6,000時間未満のため評価していない。
 3 有効測定局数は、年間測定時間が6,000時間以上の測定局である。ただし、光化学オキシダントは年間測定時間を考慮しない。
 4 *印は平成18年1月以降廃止。**印は平成18年1月以降二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質を追加。***印は平成18年1月以降新設。

2 水、土壌環境の保全

<現状と課題>

公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準は、カドミウム等の重金属類、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物など 26 項目（平成 21 年 11 月 30 日の告示改正により 27 項目）が定められており、平成 20 年度では、すべての調査地点で各項目とも環境基準を達成しています。

また、生活環境保全に関する環境基準は、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）など 10 項目の基準が定められており、平成 20 年度の達成率は、河川で 94%、湖沼 100%、海域 82%とおおむね良好な状況となっています。

環境基準を達成していない河川や海域は、流域に人口が集中していることや閉鎖性の強い海域であること等の要因が考えられますが、今後とも水質調査を継続し、環境監視に努める必要があります。

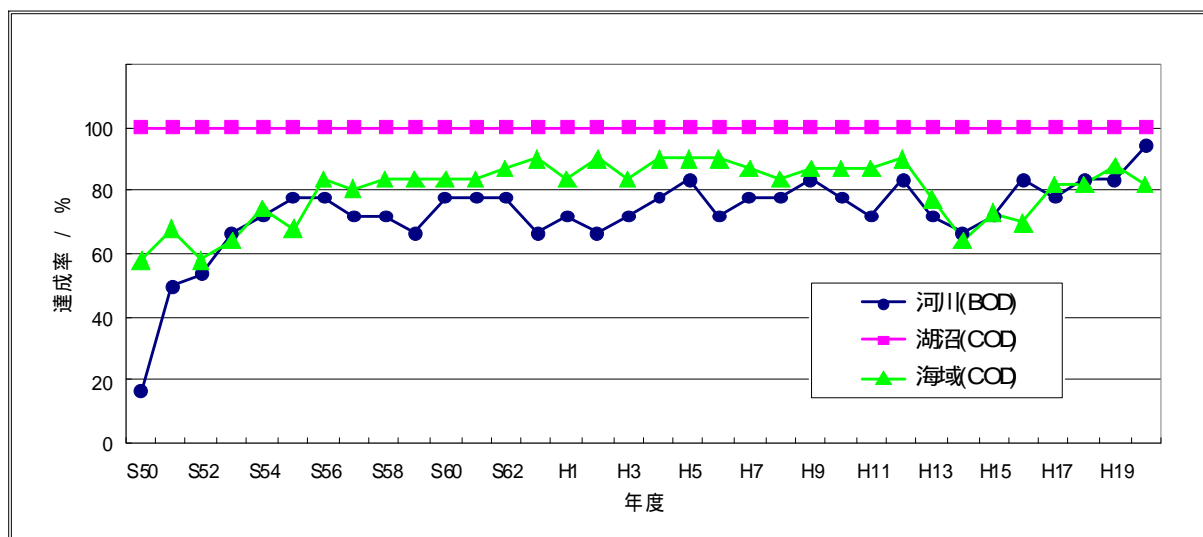
地下水の水質調査については、過去に汚染が確認された地区など 73 地点で継続的な定期モニタリング調査を実施しており、平成 20 年度は、1 地点でひ素、1 地点でテトラクロロエチレン、26 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過している状況であることから、関係市町を通じて飲用不適の通知などの衛生対策を指導していく必要があります。

土壌汚染については、有害物質使用特定施設の使用廃止時等における土壌汚染状況調査や汚染土壌の除去等の措置等、土地利用の経過及び現状、現地の実情を勘案し、土地改変等の機会をとらえ、汚染の的確な把握と事業者、土地所有者等に対する指導に努めています。

- 平成 21 年 4 月に土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）が改正され、一定規模以上の土地の形質変更時の届出、土壌汚染のおそれがある場合の土壌汚染状況調査の実施、規制対象区域からの汚染土壌搬出に係る事前届出及び汚染土壌処理業の許可制度等の法規制が強化・拡充されたことから、法に基づき適正な対応を行う必要があります。

過疎化や高齢化に伴い、森林や農地などの水源かん養機能の低下が懸念されることから機能向上対策を行うとともに、雑用水の利用など水の効率的利活用対策や水道水源の保全対策など、地域における健全な水循環の確保に努めていく必要があります。

図 28 公共用水域の環境基準達成状況



<施策の方向>

(1) 水、土壤環境の監視等の推進

水質汚濁物質や土壤汚染物質の発生源への対策、監視などにより、水や土壤を汚さないための未然防止対策を進めるとともに、身近な河川などの水質浄化への取組の促進などに努めます。

主な取組	内 容
水質、土壤環境の監視の実施	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域及び地下水の水質監視を水質測定計画に基づき継続的に実施し、監視結果の公表や事業場や市町などへの指導等により、生活環境の保全と健康被害の未然防止に努めます。 水質汚濁の状況、利水の状況等の変化に応じ、環境基準の類型見直しなどを適宜検討し、監視体制の充実を図ります。 有害化学物質や未規制化学物質等の適正な保管、取扱い及び適正処理の指導を強化し、土壤汚染の未然防止に努めます。 土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染状況調査の実施、汚染の除去等の措置及び汚染土壤の適正処理等の適切な実施を指導・推進し、健康被害の防止に努めます。 農用地における土壤環境基礎調査を継続実施し、安全な土壤環境の維持に努めます。

水質浄化対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁の原因に関する調査や水質浄化技術の試験、研究等に努めます。 「えひめA I - 2」等の微生物群や水草類等の水生植物を利用した自然環境が有する水質浄化機能の活用、普及を促進します。
-----------	---

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
河川の環境基準達成率	94% (H20)	100% (H26)	
湖沼の環境基準達成率	100% (H20)	100% (H26)	
海域の環境基準達成率	82% (H20)	100% (H26)	
汚濁負荷量 (COD)	60 t / 日 (H19)	現状の維持・削減	水質総量削減計画目標 (H21 63 t / 日)
汚濁負荷量 (窒素)	62 t / 日 (H19)	現状の維持・削減	水質総量削減計画目標 (H21 66 t / 日)
汚濁負荷量 (りん)	4.6 t / 日 (H19)	現状の維持・削減	水質総量削減計画目標 (H21 5.0 t / 日)

(2) 生活排水対策の推進

公共用水域における水質汚濁の大きな要因となっている生活排水について、「第二次愛媛県全県域下水道化基本構想」(平成16年3月31日策定、平成20年3月見直し)に基づき、地域の実状や特性に応じた公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽等の生活排水処理施設の効率的、計画的な整備を促進するとともに、市町等と連携、協働して日常生活における生活排水対策の普及啓発及び自主的な取組などを促進し、快適で良好な水環境の保全に努めます。

主な取組	内 容
生活排水処理施設の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 「第二次愛媛県全県域下水道化基本構想」に基づき、地域の実情や特性に応じた公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽等の生活排水処理施設の効率的、計画的な整備を促進します。 水質汚濁防止法に基づき、生活排水対策の実施

	<p>が特に必要と認められる地域を生活排水対策重点指定地域に指定し、指定を受けた市町の生活排水処理施設の整備を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理施設の維持管理の効率化と適正化、汚泥の適正処理や資源としての有効活用の促進に努めます。 浄化槽の法定検査の適正な実施及び検査で不適正となった浄化槽への立入指導の実施などにより、浄化槽の適正管理を推進します。
水質保全に向けた啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水対策には、県民の理解と協力、主体的な取組等が不可欠であることから、市町や環境活動団体等と連携や協働を図り、日常生活での汚濁物質の低減方法など生活排水対策の普及啓発など、県民意識の高揚に努めます。 県民や環境活動団体等の主体的な水質保全活動の促進に努めます。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
汚水処理人口普及率	67.2% (H20)	73.9% (H24)	
下水道処理人口普及率	45.9% (H20)	49.1% (H24)	
合流式下水道改善率	0% (H20)	100% (H25)	

(3) 工場、事業場等対策の推進

水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）瀨戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号）及び愛媛県公害防止条例に基づき、工場、事業場に対する排水基準の遵守の徹底や立入検査による指導を実施するとともに、農業などにおける化学肥料、化学農薬の使用削減対策や家畜の排せつ物による水質汚濁を防止するため畜産排水の適正な処理などに努めます。

主な取組	内 容
工場、事業場の排水監視、指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法、瀨戸内海環境保全特別措置法等に基づき、工場、事業場に対する排水基準の遵守の徹底や立入検査などを実施し、排水監視、

	<p>指導に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出基準が適用されない小規模事業者に対しても排出処理の適正な指導や自主的な取組の促進に努めます。
化学肥料、化学農薬の使用削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> 農業からの水質汚濁負荷の低減を図るため、化学肥料の使用について、施肥基準を基本に作物ごとの適正施肥を推進するとともに、局所施肥技術など化学肥料削減技術の導入を促進し、化学肥料使用量の削減に努めます。 農作物病害虫等防除指針や病害虫発生予察情報に基づき、病害虫の発生状況に応じた効果的な防除を推進するとともに、性フェロモンや天敵等を利用した防除技術などを確立し、化学農薬の使用削減に努めます。 ゴルフ場使用農薬による水質汚濁の防止等を図るため、立入調査等により農薬の安全かつ適正な使用の徹底を図るとともに、芝管理における省農薬の技術指導を行い、農薬使用の低減化に努めます。
家畜排せつ物の適正処理等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 畜産農家と耕種農家との連携による家畜排せつ物の農地還元を促進するとともに、巡回指導等により適切な家畜排せつ物の処理施設の設置及び管理技術の指導に努め、畜産排水の適正処理を推進します。 漁業に由来する汚濁負荷量を削減するため、養殖業における適正な給餌方法等の指導など漁場管理の適正化に努めます。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
化学農薬使用量	8.7kg/10a (H19)	7.0kg/10a (H22)	愛媛県環境保全型農業 推進基本方針
化学肥料使用量 (窒素成分)	8.1kg/10a (H19)	6.5kg/10a (H22)	同 上
家畜排せつ物農業利用量	860,000 t (H20)	1,053,000t (H27)	

(4) 健全な水循環の保全

森林や農地の持つ水源かん養機能の維持増進を図るとともに、雑用水の再利用など水の有効利用の促進を図り、健全で安全な水循環の保全に努めます。

主な取組	内 容
水源かん養機能の維持増進等	<ul style="list-style-type: none">・ 森林が持つ水質保全や保水機能などの水源かん養機能の維持増進を図るため、計画的な間伐の実施など森林整備を推進します。・ 森林の公益的機能を高度に発揮させるため、人工の針葉樹を中心とした単一的な森林から、広葉樹林や複層林などの多様な森林への移行を推進します。・ 水田や農業用排水路、ため池などの農業水利施設は、水源かん養機能を担っていることから、ほ場整備、かんがい排水施設整備、ため池整備などを計画的に実施します。・ 耕作放棄地の再生利用を図るため、農業農村整備事業などによる農業基盤の整備や放牧地としての利用などを推進します。・ 公共施設や事業場などへの雨水貯留タンクや雨水浸透ますの設置の普及に努めます。・ 都市公園などの緑地整備や道路整備における透水性舗装など環境に配慮した整備を推進します。
水の効率的な利活用の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 水は限りある貴重な資源であることについて、県民等の理解を深め、節水対策を推進します。・ 下水道処理水や雨水等の雑用水については、トイレの洗浄水や散水などへの利用を促進するため、公共施設への率先した導入に努めます。・ 農業用水の効率的な利用や工業用水の循環利用の促進などに努めます。
水道水源の保全	<ul style="list-style-type: none">・ 水道事業者等が実施する水道水源の水質保全対策や水質調査に対して、協力や助言等を行い、水道水の安全確保に努めます。・ 水道水源の汚染事故発生時の連絡体制の強化を

	<p>図るとともに、発生原因の把握や被害の拡大防止対策などを徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設の整備に対して、助言や指導を行い、水道施設におけるクリプトスポリジウム等の感染性微生物対策を推進します。
--	---

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
水源かん養保安林面積	57,255ha (H20)	58,200ha (H30)	
農地面積	55,600ha (H19)	55,000ha (H22)	新農業ビジョン
ほ場(10a 以上)整備率	51% (H20)	65% (H22)	
かんがい排水施設整備率	52% (H20)	57% (H22)	
ため池整備率	65% (H20)	75% (H22)	
公共施設等の雑用水利用施設数(累計)	44 件 (H20)	前年度より増加	雨水・再生水利用施設実態調査(国土交通省調査)
1人1日当たり水道使用量(上水道)	350l/人・日 (H19)	一層の節水に努める。	

透水性舗装の整備事例



下水処理水の再利用事例



(今治市上浦町井口浄水センター)

下水処理水を公園の庭木や柑橘類への散水などに利用

3 騒音・振動・悪臭の防止

<現状と課題>

騒音、振動、悪臭は、人の感覚に直接影響を与えるため、感覚公害と呼ばれており、県や市町に寄せられる公害苦情件数において大きな割合を占めています。

騒音、振動の発生源は、自動車などの交通機関、工場、事業場や特定の建設現場などによるものであり、また、悪臭は、特定の工場、事業場や畜産経営などに由来するものが多いことから、それぞれの発生源に対する規制や指導などを適切に行う必要があります。

本県の騒音環境基準達成状況については、一般地域（道路に面する地域以外の地域）におけるすべての時間区分での環境基準達成率は84%、道路に面する地域（自動車交通騒音）における環境基準達成率は97%、松山空港周辺における航空機騒音の環境基準達成率は100%となっています。県においては、今後とも土地の利用形態に応じて、地域や環境基準類型指定の見直しを適宜行うとともに、市町が行う監視、測定、基準超過の場合の改善命令等の規制が適正に行われるよう連携して取り組む必要があります。

振動規制については、県が住宅の集中している地域、病院、学校の周辺などを振動規制地域に指定するとともに、規制地域内の金属加工機械等の特定施設を設置している工場、事業場などに規制基準を設定していることから、今後も、状況に応じた地域指定の見直しなど適正な規制や指導に努める必要があります。

悪臭規制については、本県では、化学肥料製造業、クラフトパルプ製造業等の工場、事業場が立地している松山市、新居浜市、西条市、四国中央市及び松前町において悪臭規制地域の指定を行っており、規制地域内で悪臭発生が予想される主要な工場、事業場等について、市町が定期的な立入調査の実施や指導等を行っていることから、今後も市町と連携して指導の徹底に努める必要があります。

<施策の方向>

(1) 騒音・振動・悪臭対策の推進

騒音、振動、悪臭の防止を図るため、騒音等の調査を継続的に実施するとともに、状況に応じた規制地域や環境基準類型等の指定の検討等を行い、生活環境の保全に努めます。

また、良好な音風景やかおり風景の保全に努めるとともに、熱、光、かおり、音といった人間の感覚を重視したまちづくりを推進します。

主な取組	内 容
交通騒音、振動の監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車騒音の常時監視、市町の振動測定により実態の把握に努めるとともに、必要に応じて道路管理者等と連携して低騒音舗装や遮音壁、緑地帯、緩衝帯の整備などを促進します。 ・ 自動車騒音の低減を図るため、環状道路やバイパスなどの整備による交通の円滑化を推進します。 ・ 松山空港周辺の騒音については、騒音測定を継続するとともに、発着規制などの発生源対策や国や松山市と連携した住宅防音工事の助成等の航空機騒音対策の推進に努めます。 ・ 鉄道、バスなどの公共交通機関については、事業者の騒音等の低減対策を促進します。
工場、事業場等の騒音、振動対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の利用形態等に応じて、騒音、振動の規制地域の指定や騒音環境基準類型指定の見直し等を適宜実施します。 ・ 工場、事業場及び建設現場からの騒音、振動については、住工分離の促進に努めるとともに、市町の指導等への支援に努めます。 ・ 近隣騒音、深夜営業騒音について、市町等と連携を強化して、騒音防止の普及啓発に努めます。 ・ 低周波音による健康への影響等について、国等と連携して調査し、知見の集積を進めます。
悪臭対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭の実態等を踏まえて、規制地域や規制基準の見直しや臭気指数の導入の検討等により悪臭規制の充実を推進します。 ・ 市町が実施する定期的な立入調査について必要に応じた技術支援に努めるとともに、市町等と連携して苦情等があった工場、事業場等に対する改善指導の徹底に努めます。 ・ 住工混在地区については、発生源対策とともに住工分離の促進や土地利用の適正化に努めます。 ・ 畜産業については、畜舎の清掃や家畜排せつ物

	処理施設の整備など悪臭防止対策の促進に努めます。
良好な音風景、かおり風景等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「残したい日本の音風景」として選定された「道後温泉振鷲閣の刻太鼓」など、良好な音風景の保全と県民等への周知に努めます。 ・ 「かおり風景」として選定された「愛媛西宇和の温州みかん」、「西条王至森寺の金木犀」、「内子町の町並と和ろうそく」など、地域特有の良好な香りなどの調査や県民等への周知に努めます。 ・ 良好な音やかおりなどを重視した感覚環境のまちづくりの考え方の普及・啓発等に努めます。

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
騒音の環境基準達成率 (一般地域)	84% (H20)	100% (H26)	
騒音の環境基準達成率 (自動車騒音)	97% (H20)	100% (H26)	
騒音の環境基準達成率 (航空機騒音)	100% (H20)	100% (H26)	
騒音の苦情件数	79 件 (H20)	苦情件数の低減を図る。	
振動の苦情件数	2 件 (H20)	苦情件数の低減を図る。	
悪臭の苦情件数	106 件 (H20)	苦情件数の低減を図る。	

日本の音風景



(道後温泉振鷲閣の刻太鼓)

【資料】愛媛県観光物産課

かおり風景



(西宇和の温州みかん)

(西条王至森寺の金木犀)

【資料】環境省水・大気環境局

4 有害化学物質対策

<現状と課題>

近年の先端産業の進展などにより、新しい化学物質が開発され、日常生活などあらゆる面で利用されていますが、化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄等の様々な段階で、大気や水、土壌といった環境中に放出され、飲料水や食べ物などを通じて人体に取り込まれ、人の健康を損なったり、あるいは生態系に悪影響を与えたりすることが懸念されています。

現在、人工的に作られた化学物質は、世界中で10万種、我が国でも数万種と言われており、これらの化学物質による影響を防止するためには、有害な物質を個別に規制していくだけではなく、化学物質によるリスク全体を減らすよう、適切な管理を推進するとともに、化学物質問題に関する情報の共有や理解の促進などに努めることが課題となっています。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年7月13日法律第86号）に基づく対象化学物質の排出・移動量の届出制度（PRTTR）により、平成19年度は、516の事業者から、トルエン、キシレンなど137物質について届出があり、県内総排出・移動量は、13,477トンとなっています。

化学物質による影響について、汚染実態の把握に努めるとともに、化学物質による影響や発生の仕組みに関する調査、研究、事業者等による自主的な排出管理の徹底に努める必要があります。

本県のダイオキシン類の状況は、大気、水質及び土壌等における濃度がすべての調査地点で環境基準を下回っていますが、今後も定期的な調査を継続し、実態把握に努める必要があります。

<施策の方向>

(1) 有害化学物質による環境汚染の防止

有害化学物質の管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するとともに、科学的な環境リスクの評価や情報提供に努めます。

また、ダイオキシン類については、発生源に対する監視、指導の強化に努めるとともに、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な保管と計画的かつ確実な処理に努めます。

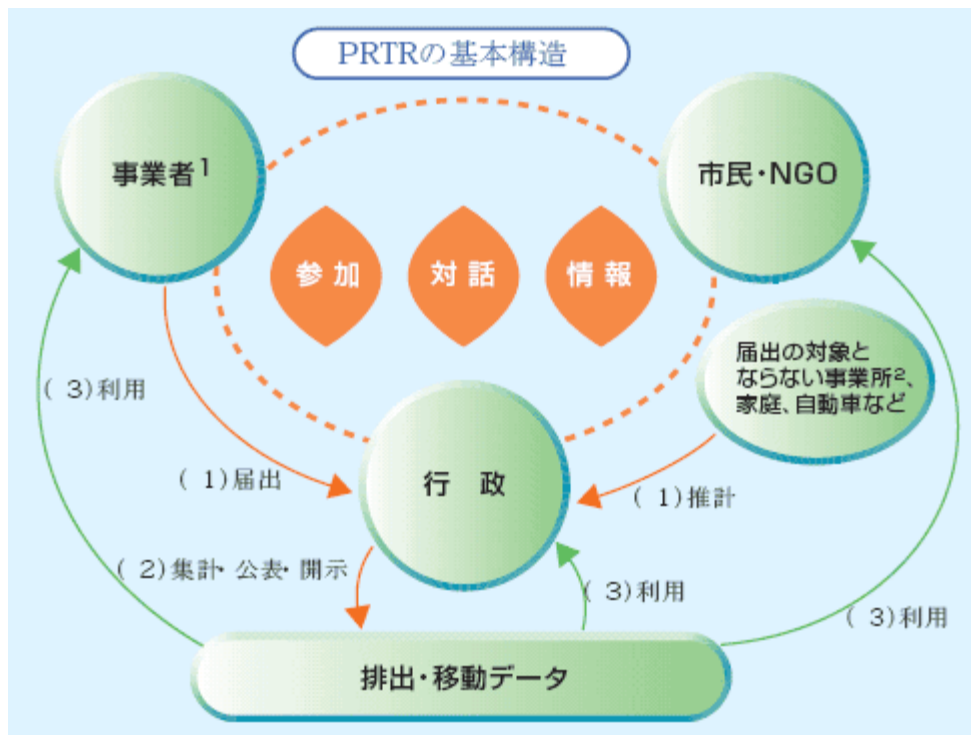
主な取組	内 容
事業者等の化学物質の自主的管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ P R T Rの円滑な運用により、化学物質の使用、保管及び処理状況を把握するとともに、事業者等の自主的管理の徹底に努めます。 ・ 既に生産や使用が禁止された廃化学物質の適正な保管や処理の徹底を図り、環境汚染の防止に努めます。
環境中の化学物質の調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未規制化学物質の環境への影響について、汚染実態の把握、健康や生態系などへの影響やその仕組みに関する調査、研究に努めます。 ・ 有害化学物質に関する正確で分かりやすい情報の提供に努めます。
ダイオキシン類対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気、水質、土壌中等のダイオキシン類の環境濃度について、継続して調査を実施し、実態の把握に努めます。 ・ ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉等の特定施設については、事業者の自主測定の実施と結果報告を徹底させるとともに、基準超過施設に対する使用停止指導や、必要に応じた巡回指導など発生源に対する監視、指導に努めます。 ・ ダイオキシン類の汚染状況等について、的確な情報提供に努めます。
P C B廃棄物の適正保管と処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ P C B廃棄物保管事業者に対する監視、指導の徹底や県民等への的確な情報提供に努めます。 ・ 愛媛県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成 20 年 7 月策定）に基づき、平成 27 年 3 月までに P C B 廃棄物の全量適正処理を目指します。

環境指標

項 目	現 状	目 標	備 考
ダイオキシン類環境基準達成率（大気汚染）	100% (H20)	100% (H26)	
ダイオキシン類環境基準達成率（水質汚染）	100% (H20)	100% (H26)	
ダイオキシン類環境基準達成率（底質汚染）	100% (H20)	100% (H26)	

ダイオキシン類環境基準 達成率（土壌汚染）	100% (H20)	100% (H26)	
化学物質排出・移動量	13,477 t (H19)	環境中への排出量 の削減に努める。	

PRTRの仕組み



PRTRとは

PRTR（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度）とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

（注）

- 1 「事業者」には民間の企業だけでなく、国や地方公共団体などの廃棄物処理施設や下水処理施設、教育・研究機関なども含まれます。
- 2 届出が必要な業種に該当しない、従業員数や対象化学物質の取扱量が少ないといった理由から、PRTR制度で届出を行うことが義務付けられていない事業所を指します。

【資料】環境省環境保健部

5 原子力発電所の安全対策

<現状と課題>

伊方原子力発電所は、1号機が昭和52年から、2号機が昭和57年から、3号機が平成6年から営業運転を開始しています。

発電所周辺住民の安全確保と環境保全を図るため、1号機運転前の昭和51年3月に県、伊方町及び四国電力株式会社の3者で「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」(安全協定)を締結し、環境放射線及び温排水並びに放射性廃棄物の保管・管理等について厳しく監視を行っており、今後とも、環境放射線等の監視を継続するとともに、安全協定の厳正な運用に努めていく必要があります。

県は、安全協定に基づき、正常状態以外のすべての異常について四国電力株式会社から通報連絡をさせ、公表しているところですが、今後も、適時、的確な情報提供に努める必要があります。

県では、原子力発電所の安全確認等の業務の集約とより迅速で的確な対応を行うため、伊方原子力発電所安全監視センター(仮称)を平成22年度に開所するため整備を進めています。

伊方原子力発電所では、3号機でプルサーマル計画が進められていることから、実施に当たっては、県としても、立入調査等により安全性の確認を行うとともに、原子力に対する「県民の安心の醸成」を図るため、原子力や放射線に関する情報の提供や知識の普及に努める必要があります。

<施策の方向>

(1) 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

原子力発電所周辺住民の安全確保と周辺環境の保全を図り、原子力発電所の安全性、信頼性をより一層向上させるため、安全対策の充実や原子力防災対策の強化、情報公開の徹底に取り組みます。

主な取組	内 容
伊方原子力発電所に関する安全協定の厳正な運用	<ul style="list-style-type: none">安全協定の厳正な運用に努めます。必要に応じて発電所への立入調査や適切な措置要求等を行い、周辺住民の安全確保に努めます。国に対し、安全審査や定期検査、運転監視体制の強化など安全対策の充実・強化を要望します。

<p>環境放射能の監視、測定及び結果の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全協定に基づき、環境放射線等の監視、調査を継続実施し、調査結果を定期的に公表します。 伊方原子力発電所安全監視センター（仮称）の整備など、安全監視体制の整備に努めます。 原子力防災力の向上のため、より実践的な訓練や研修を適宜実施するとともに、オフサイトセンターを中心とした緊急時の防災対策の充実に努めます。
<p>原子力や放射線に関する情報提供、知識の普及</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の安全性、運転管理等に関する情報を公開するとともに、異常が発生した場合には迅速、正確かつ分かりやすい情報提供に努めます。 国や四国電力株式会社と協力して、原子力や放射線に関する正しい知識等の普及・啓発に努めます。

環境指標

項目	現状	目標	備考
伊方原子力発電所周辺公衆の線量評価結果	年間0.030マイクシーベルト (H20)	現状水準を維持	安全協定に定める努力目標値 年間7マイクシーベルト

伊方原子力発電所安全監視センター（仮称）



【伊方原子力発電所安全監視センター（仮称）】

伊方発電所周辺における放射線監視機能、放射能分析機能及び伊方発電所への現地立入・安全確認機能を統合・強化するために整備中。

所在地 八幡浜市保内町宮内一番耕地 485 番地

開所予定 平成 22 年 10 月

6 快適な生活空間の創造

<現状と課題>

価値観の多様化や県民ニーズの高度化、高齢化の進展等への対応のため、人や環境に配慮した都市機能の集約化や地域特有の歴史的、文化的景観等と調和した生活空間の形成等への期待が高まっていることから、歩行空間・自転車走行空間の整備、公共施設などの緑化、都市公園等の整備を計画的に進める必要があります。

本県には、歴史的・文化的な町並みや建造物、棚田や段々畑など地域独特の景観が数多くあることから、これらの良好な景観を保存するとともに、景観と調和した周辺整備を進め、地域の資源として積極的な活用や情報発信に努める必要があります。

身近な緑や水辺は、生き物のすみかとしての役割のほか、生活にやすらぎと潤いを与えてくれるものであることから、街路樹や都市公園の整備、生態系や親水性に配慮した河川や海岸などの保全と整備を推進する必要があります。

内子町八日市護国の町並み



【資料】愛媛県観光物産課

西予市宇和町卯之町の町並み



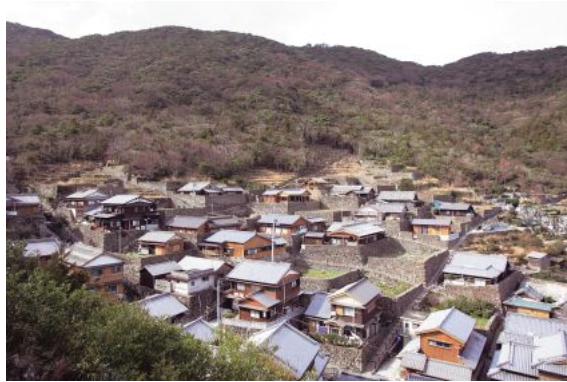
【資料】西予市

宇和島市遊子地区の段畑



【資料】愛媛県担い手対策推進室

愛南町外泊「石垣の里」



【資料】愛媛県観光物産課

<施策の方向>

(1) 環境と調和のとれた生活空間の整備

人や環境に配慮した生活空間の整備を推進するとともに、地域特有の歴史的・文化的な景観の保存と積極的な活用に努めます。

主な取組	内 容
人と環境に配慮した都市整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 歩道や自転車道の整備やバリアフリー化などを進め、コンパクトで環境に配慮した都市整備を進めます。 電線類の地中化など、景観に配慮した整備を推進します。 屋外広告物に対する規制を必要に応じて見直しを行うなど、環境と調和のとれた景観の保全に努めます。
歴史的、文化的景観の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的、文化的な建造物や町並みの保存に努めるとともに、地域特有の資源として景観と調和した周辺整備などを促進します。 地域特有の景観の調査を行うとともに、観光資源等としての積極的な活用や周知に努めます。 良好な景観づくりを推進するため、市町の景観計画の策定を支援します。

環境指標

項 目	現 状	目 標	備 考
景観行政団体数（市町）	18 市町 (H20)	全市町が景観行政 団体へ移行	
景観計画策定数	4 市町 (H20)	18 市町 (H24)	

景観に配慮した都市整備の事例



(松山市：ロープウェー通り道路景観整備)



(松山市：道後温泉本館周辺道路景観整備)

【資料】
松山市

(2) やすらぎと潤いのある緑と水辺空間等の整備

身近な緑や水辺空間等の整備により、やすらぎと潤いのある快適な生活環境の整備に努めます。

主な取組	内 容
やすらぎの緑空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の散策やレクリエーション活動など地域の憩いの場であるとともに、災害時の活動拠点としての機能も持つ身近な都市公園や緑地の計画的な整備を進めます。 ・ 緑化意識の普及啓発に努め、県民等の身近な緑化活動を推進します。 ・ 市町等と連携して事業所等における屋上緑化や壁面緑化の普及・促進に努めます。
潤いのある水辺空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市に近接した河川では、親水性、生態系等に配慮した護岸整備や河川敷を利用した遊歩道、公園等の整備など、身近な潤いのある水辺づくりを進めます。 ・ ため池や農業用排水路では、農村環境への調和に配慮した整備により、水のネットワークの保全・再生を進めます。 ・ 祭りや伝統漁法など、地域の伝統行事を行う場であり、地域住民の交流の場としての役割も持つふるさとの川について、地域の特性と調和した河川整備を推進します。
にぎわいのある水際空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾や海岸などについて、緑地や人工海浜の整備などにより、多様な人々が交流するにぎわいのある水際空間の整備を検討します。 ・ 海岸整備では、防護に加え、貴重な自然環境の保護や環境との調和、海岸利用の促進の視点から、人や自然に配慮した整備に努めます。

道後公園（湯築城跡）



環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
歩いていける身近なみどりネットワーク率	60% (H19)	61% (H24)	
海岸環境整備事業箇所数	14 箇所 (H21)	愛媛県海岸環境整備計画に基づき適宜整備	
人工海浜整備箇所数	16 箇所 (H21)	愛媛県海岸環境整備計画に基づき適宜整備	

歩いていける身近なみどりネットワーク率は、市街地において、徒歩圏内に様々な規模の公園・緑地が体系的に整備されている状態を 100 とした場合の実際の整備率です。

石手川の河川整備



地域のレクリエーション拠点・親水拠点となるよう水質浄化事業と併せて親水護岸・水辺部を整備。

今治市中寺弁天泉の整備



周辺環境と調和したふれあいの場を創出するため、自然石護岸による泉改修、遊歩道及び親水広場を整備。

西予市宇和町永長地区ほ場整備



老朽化のため廃止するため池から希少種の集団移植。ピオトープの形成。

松山市立岩海岸環境整備



周辺施設と一体となった海浜利用の促進や自然環境を考慮した越波対策を実施し、海洋スポーツ・レクリエーション交流空間を整備。

第5章 重点プロジェクト

今日の環境問題は、年々、複雑化・多様化しており、また、都市・生活型の公害問題や廃棄物の問題に加え、地球温暖化などの地球環境問題や生物多様性の減退などの環境の悪化をもたらす要因に対する迅速、的確な対応が求められています。

このため、第3章に掲げたこの計画の基本目標の実現に向け、第4章で整理した「施策の展開」の中で、本県の環境の現状と課題を踏まえて、特に対応を急がなければならない取組（緊急性）、本県らしさを発揮する取組（独自性）、総合的に取り組む必要がある取組（総合性）を「重点プロジェクト」に位置付け、計画期間中に率先して施策の推進を図ることとします。

【重点プロジェクト】

- 1 環境人材育成・協働化プロジェクト
- 2 ストップ温暖化プロジェクト
- 3 バイオマスエネルギー利活用プロジェクト
- 4 自然エネルギー利用促進プロジェクト
- 5 瀬戸内海環境保全・再生プロジェクト
- 6 循環型社会ビジネス振興プロジェクト
- 7 廃棄物適正処理推進プロジェクト
- 8 生物多様性保全プロジェクト
- 9 愛媛発・環境技術普及プロジェクト

1 環境人材育成・協働化プロジェクト 〔環境保全に率先して取り組むための人材の育成と協働の推進〕

目的・背景

今日の環境問題に対応するには、あらゆる場で、また、あらゆる年齢層において適切な環境教育・学習を実施して、すべての県民が環境とのかかわりについての正しい認識と理解を深め、日常生活や事業活動において、自らが率先して環境に配慮した行動を継続して実践していくことが重要となります。

また、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体は、それぞれの立場や役割分担に応じ、お互いが連携、協働して、それぞれの特徴を生かした環境の保全のための活動の輪を広げていくことで、より効果的、効率的に環境保全活動を展開していく必要があります。

このため、学校における環境教育・学習はもとより、地域における環境学習の充実を図り、自主的・主体的に環境保全のための行動ができる人材の育成に努めます。また、これらの人材が地域において環境活動リーダーとなって実施する環境保全活動に対する支援や、環境活動リーダー相互の交流、更に教員、企業のCSR担当者及び行政担当者等との連携や協働の推進に努めます。

目標（5年間の成果）

環境教育・学習の充実を図り、環境保全活動等に率先して取り組む人材を育成します。

環境マイスター登録者数100名以上を目指し、地域における環境教育・学習が活発に実施されるようにします。

「三浦保」愛基金による環境保全活動の推進や支援により、地域の環境保全活動の一層の活性化を図ります。

県民が希望に応じ、環境保全活動や自然観察会などに参加できるようにします。

重点的取組

(1) 環境教育・学習の充実

ア 学校における環境教育の充実

年間指導計画の作成などの計画的な環境教育の実施

指定校などでの重点的な取組の支援

知識や理解を行動に結び付ける体験学習の推進

環境活動リーダー等の受入れなどによる実践的な学習の推進

イ 地域における環境学習の充実

環境マイスター派遣制度などによる地域の環境学習等への支援

こどもエコクラブの活動の支援

愛媛県生涯学習センターや公民館などの社会教育施設、えひめエコ・ハウスなどの環境学習拠点における環境学習機会の拡充

(2) 環境教育を推進する人材の育成

環境教育指導者養成研修等への計画的な参加などによる教員の指導力強化や資質の向上

えひめ環境大学等の実施などによる環境活動リーダーの資質の向上及び人材の育成（環境マイスター、地球温暖化防止活動推進員等の増員）

教員と環境活動リーダー等との交流の促進

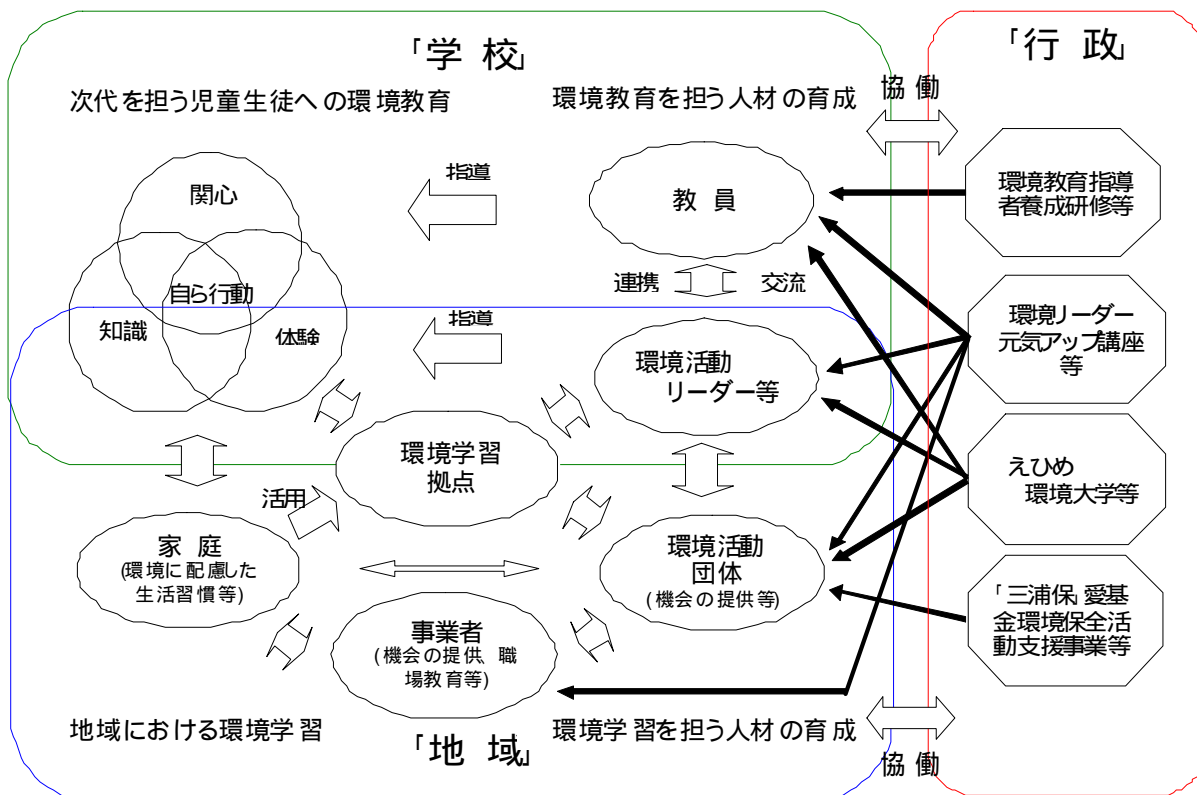
(3) 環境活動団体の環境保全活動の支援

- 「三浦保」愛基金による環境活動団体の活動に対する支援
- 「三浦保」愛基金による環境保護活動顕彰・啓発の推進
- 事業者の環境活動団体に対する支援の取組の促進及び情報の共有化
- 環境保全に関するボランティア活動の推進

(4) パートナーシップ構築の推進

- 四国環境パートナーシップオフィスなどと連携し、環境活動団体、事業者、行政などの多様な主体が交流するパートナーシップの場づくりを推進
- 環境活動団体、教員などの交流を促進するための仕組みづくりや交流会等の開催
- 環境活動団体や事業者の環境保全活動に関する情報の収集及び提供の促進

環境人材育成・協働化プロジェクト推進のイメージ



全国環境学習フェア



【全国環境学習フェア】

文部科学省が、毎年度、地球規模の環境問題や都市・生活型公害などの解決に向けた循環型社会の実現等を目指し、幅広く環境教育・環境学習の普及・充実を図るため、教員、保護者、産業界や大学関係者など様々な人々が環境について共に考える場を設け、全国各地の優れた実践の発表や情報交換などを行うために実施。

愛媛県では、平成 16 年 10 月に「みんなで守ろう 未来のために 地球は大事な宝物」をテーマとして第 7 回の全国環境学習フェアが開催されました。

えひめ環境大学



環境リーダー元気アップ講座



「三浦保」愛基金環境保全活動支援事業



(NPO法人愛媛生態系保全管理)



(NPO法人かわうそ復活プロジェクト)

2 ストップ温暖化プロジェクト

〔地域特性を生かした地球温暖化防止対策の推進〕

背景・目的

地球温暖化は、気温上昇による海水面の上昇、異常気象の増加、水需給や食糧問題、生態系への影響、感染症の拡大など、人類の生存基盤を脅かす最も重要な環境問題の一つとなっており、世界全体でその対策を早急に講じていく必要があります。

このため、本県においても、県民総ぐるみで温暖化防止活動を推進していくため、地球温暖化防止県民運動推進会議を設立するとともに、平成 20 年を地球温暖化防止元年として様々な活動を実施しているところであり、平成 22 年 2 月に策定した新しい「愛媛県地球温暖化防止実行計画」に基づき、本県の地域特性を最大限に発揮して、あらゆる分野で温室効果ガス排出量削減に取り組んでいく必要があります。

目標（5年間の成果）

2012年（平成24年）の温室効果ガス排出量を1990年（平成2年）比±0%まで削減します。

温室効果ガス削減のため、身近な環境に配慮した活動の普及を図ります。

重点的取組

「愛媛県地球温暖化防止実行計画」に基づき、温室効果ガス削減を図るため、次の基本理念に基づく、削減目標の達成に向けた対策・施策を総合的に実施します。

【基本理念】

県民の暮らしと低炭素社会が両立する「環境先進県えひめ」の実現

【基本方針】

(1) エネルギー消費の少ない“ライフスタイル”への転換

- 環境家計簿の普及
- 家庭の省エネ診断の推進
- 省エネ住宅、省エネ家電の普及促進
- エコカーの普及促進及びエコドライブの推進 など

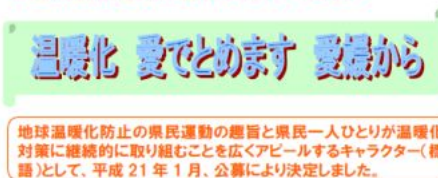
(2) 低炭素型の“ビジネススタイル”の実現

ア 事業者の省エネ化の支援

- 省エネ改修に係る補助制度等の創設
- 排出削減量の県独自の認証制度の創設検討 など

- イ 低炭素ビジネスへの支援
 - 「CO₂排出ゼロビジネス」の育成
 - 「CO₂が見える」モノづくりの推進 など
- (3) “地球にやさしいエネルギー”の導入拡大
 - バイオ燃料の普及拡大
 - オフセット・クレジット(J-VER)制度の活用によるバイオディーゼ
ル燃料の利用促進 など
- (4) 低炭素社会の実現に向けた環境負荷の少ない地域づくり
 - ア 健全な生態系の保全(生物多様性の保全)
 - 豊かな自然環境の保全
 - 自然環境データの収集体制の構築 など
 - イ CO₂吸収源としての森林整備の推進
 - 森林整備の推進
 - 県民参加の森林づくりの推進 など
 - ウ 循環型社会の構築
 - 3Rの推進
 - 循環型社会ビジネスの振興 など
 - エ 地域環境の整備
 - 「まちの緑」の保全と緑化の推進
 - 交通体系全体のグリーン化の推進 など
- (5) 環境教育・環境学習の充実とパートナーシップの推進
 - ア 環境教育の充実
 - 初等・中等教育における環境教育の徹底
 - 環境教育指導者の養成 など
 - イ 環境学習の展開
 - 地域活動のリーダーの育成
 - 体験学習機会の提供 など
 - ウ パートナーシップの構築
 - 地球温暖化対策地域協議会の設立の促進
 - 市町、NPO等との連携
 - エ 普及啓発の推進
 - 地域における地球温暖化対策の普及啓発
 - ホームページ等による情報の発信 など

愛媛県地球温暖化防止キャラクター&標語



3 バイオマスエネルギー利活用プロジェクト 〔地域特有の未利用バイオマス資源のエネルギーとしての利活用の推進〕

背景・目的

地球温暖化防止、循環型社会形成、戦略的産業育成、農地の保全や農山漁村の美しい景観形成などによる農山漁村の活性化等、それぞれの観点から、県の「えひめバイオマス利活用マスタープラン」(平成16年6月策定)の主要施策となっている地域の特性を生かしたバイオ燃料導入プロジェクト(バイオマスエネルギープロジェクト)の具体化に取り組みます。

目標(5年間の成果)

バイオディーゼル燃料について、使用済食用油等の収集システムなどの原料の安定供給体制の確立及び品質向上対策を推進します。

みかん搾汁残さからのバイオエタノール製造技術の実用化を図ります。

県内のすべての給油所において、バイオ燃料が販売されるよう、普及を推進します。

重点的取組

(1) バイオディーゼル燃料の普及対策

- 休耕田や耕作放棄地における油糧作物の生産の推進
- 使用済食用油等の収集システムの構築などによる収集の促進
- 搾油かす等の循環利用システムづくりの推進
- バイオディーゼル燃料の品質向上対策の推進
- バイオディーゼル燃料利用の普及・拡大(混合軽油の普及促進)
- バイオマスエネルギー普及のための県民等の理解促進対策の推進

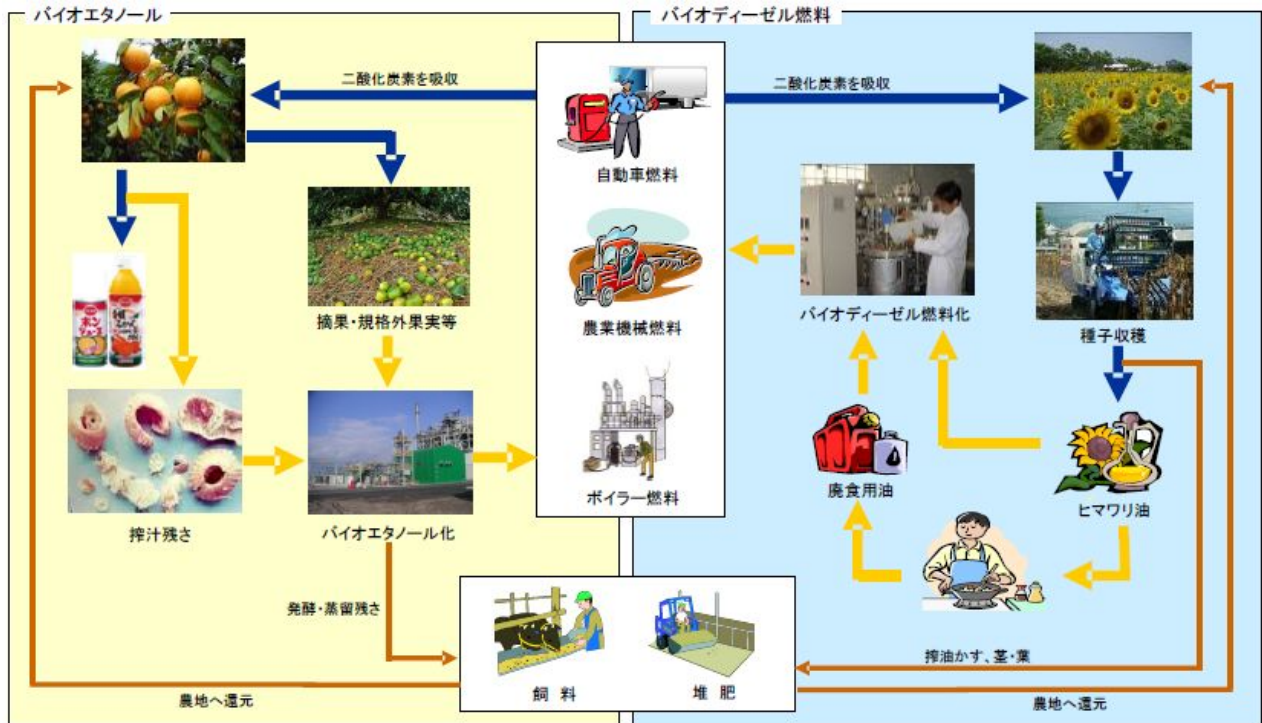
(2) バイオエタノールの普及対策

- 地域特有の未利用バイオマス資源(繊維くず等)の調査・原料確保の推進
- みかん搾汁残さを原料としたバイオエタノール効率的製造技術開発の促進
- 発酵・蒸留残さの循環利用技術の開発の推進
- バイオエタノールの利用方式の統一化の推進
- バイオエタノール利用の普及対策の推進
- バイオマスエネルギー普及のための県民等の理解促進対策の推進【再掲】

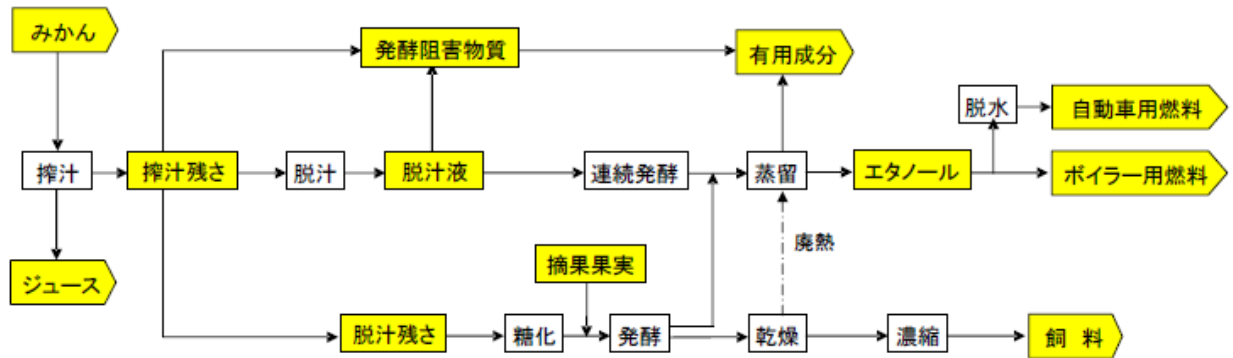
(3) 木質バイオマスなどのエネルギー利用の促進

- 地域特有の未利用バイオマス資源の調査・原料確保の推進【再掲】
- バイオマスペレット製造技術の開発及び普及の促進
- 火力発電所等での木質バイオマス利用の促進
- 家畜排せつ物などからのメタンガス効率利用技術の開発及び普及の促進

バイオマスエネルギープロジェクトの概要図



みかん搾汁残さからのバイオエタノール製造技術の概要



実証施設イメージ図



4 自然エネルギー利用促進プロジェクト 〔地域の自然的特性に応じた自然エネルギーの利用の促進〕

目的・背景

地球温暖防止を図るには、化石燃料を大量に消費し、二酸化炭素を排出するといったこれまでの生活スタイルを変えていく必要があります。

また、豊かで快適な生活に欠くことのできないエネルギー資源については、その大半を占める化石燃料の枯渇が懸念されており、これに代わる資源が求められています。

このため、環境への負荷が小さい太陽光や風力などの再生可能な自然エネルギーについて、気象や地理的条件などの地域特性を生かした自然エネルギーの導入・普及を促進します。

目標（5年間の成果）

住宅用太陽光発電設備の普及率の向上及び事業所等で太陽光発電設備の導入の拡大を促進します。

公共施設への太陽光発電設備、太陽熱利用設備、小規模風力発電施設などの設置を推進します。

重点的取組

- (1) 地域特性に応じた自然エネルギーの導入の促進
 - 地域特性に応じた自然エネルギーの利用可能性調査等の促進
 - 公共施設等への自然エネルギー設備の率先導入
 - グリーン電力証書制度の信頼性向上などシステムづくりの推進
 - 自然エネルギーの効率的利用技術等の開発の促進
 - 自然エネルギー普及に関する啓発の促進
- (2) 太陽光発電設備の導入促進
 - 国や市町等と連携し、太陽光発電設備の導入に係る助成制度の啓発等を行い、設備導入を促進
 - 余剰電力の買取制度の周知
- (3) 太陽熱利用設備の導入促進
 - 太陽熱発電の効率化技術の開発の促進
 - 太陽熱利用システムの導入の促進
- (4) 風力発電の導入の促進
 - 小規模風力発電設備の情報の提供及び普及の推進
 - 国に対して余剰電力の買取制度の対象の拡大を要請
 - 大規模風力発電施設の建設時の環境配慮と適正な維持・管理の推進

(5) 中小水力発電設備の導入の促進

- 中小水力発電に関する情報提供及び普及の推進
- 河川、農業用排水路での設備導入の可能性調査・検討の実施
- 国に対して余剰電力の買取制度の対象の拡大を要請【再掲】

(6) 未利用廃熱のエネルギーとしての利用の促進

- 工場や廃棄物処理施設等から生じる未利用廃熱を有効活用するシステムづくりの推進

公共施設等に対する太陽光発電設備の導入事例



(松山総合公園(都市環境学習センター))

【資料】松山市

公共施設等に対する太陽熱利用設備の導入事例



(えひめエコ・ハウス)

5 瀬戸内海環境保全・再生プロジェクト 〔瀬戸内海の美しい自然環境の保全と再生の促進〕

目的・背景

瀬戸内海は、我が国のみならず世界においても比類のない美しい自然景観を有し、また、貴重な漁業資源の宝庫ですが、高度経済成長期における工場排水や開発等によって、水質は汚染され、美しい自然景観も減少しました。

これまでの規制的措置により、水質は一時期の危機的状況からは脱したものの、近年は水質の改善が横ばいの状況であり、また、埋立ての実施等によって、藻場、干潟、自然海浜等の貴重な自然環境が徐々に減少しています。

このため、水質の汚濁負荷の削減を更に進めるとともに、失われた自然環境の回復に努めるなど、「瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画」(平成20年5月改定)に基づく各種施策を総合的に推進することにより、瀬戸内海の美しい自然環境の保全と再生に努め、次世代に継承します。

目標(5年間の成果)

瀬戸内海のすべての調査地点において、水質環境基準の達成率100%を目指します。

自然海浜の保全に努めるとともに、人工海浜の整備などにより景観の再生に努めます。

重点的取組

(1) 水質汚濁の防止対策の推進

- 水質等の監視測定及び工場、事業場への指導の徹底(水質環境基準及び水質総量削減計画の達成・維持)
- 下水道等の生活排水処理施設の整備の促進
- 海底及び河床の汚泥の除去等の促進
- 海ごみの適正処理の推進
- 農地や森林の適切な管理による健全な水循環の維持・回復の促進

(2) 自然環境、良好な景観の保全の推進

- 国立公園、県立自然公園などの優れた自然環境の保全
- 海岸部の自然緑地等の保全及び海浜公園等による緑地の修復の促進
- 藻場、干潟及び自然海浜等の保全及び再生
- 史跡、名勝、天然記念物等の文化財の保全
- 「瀬戸内しまなみ海道」のように、自然美と技術的な機能美が調和した世界に誇る美しい景観の保全と活用
- 埋立てを極力抑制するとともに、埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

の徹底

(3) 住民参加の促進

- 瀬戸内海的环境保全への理解や環境保全活動に参加する意識の高揚を図る環境教育・学習の推進
- 愛ビーチなど、住民との連携による環境美化活動等の促進
- 藻場、干潟及び自然海浜等での自然との触れ合いの促進
- 環境学習や環境保全活動等への参加を促進するため、瀬戸内海に関する情報の収集と提供の充実

(4) 広域的な連携の強化及び技術開発の促進

- 瀬戸内海環境保全知事・市長会議、社団法人瀬戸内海環境保全協会等による瀬戸内海沿岸の関係自治体等の連携の強化、広域的な施策の実施等の促進
- 藻場、干潟等の修復技術の研究・開発の推進
- カブトガニ等絶滅が危惧されている生物の保護及び生息域の保全と再生
- 環境浄化微生物の利用など、水質浄化技術の開発、普及の促進



【資料】愛媛県港湾海岸課



【資料】愛媛県観光物産課

瀬戸内海

このプロジェクトにおける瀬戸内海の範囲は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号）第2条第1項及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和48年10月29日政令第327号）第1条第1号の規定に基づく瀬戸内海のうち愛媛県の範囲としており、宇和海も含んでいます。

外国の地理学者も賞賛した瀬戸内海

ドイツの地理学者 リヒトホーフェンは、安政6年（1860年）に瀬戸内海に立ち寄り、その美しさを次のように旅行記に託して世界に発表しました。

広い区域に亙る優美な景色で、これ以上のものは世界にどこにもないであろう。
将来この地方は、世界で最も魅力ある場所のひとつとして高い評価を勝ち得、沢山の人を引き寄せるであろう。

<中略>

かくも長い間保たれて来たこの状態が今後も長く続かんことを私は祈る。

（支那旅行記、慶応書房、1943年）

6 循環型社会ビジネス振興プロジェクト 〔えひめの地域循環資源を活用した循環型社会ビジネスの振興〕

目的・背景

循環型社会の形成を図るためには、県内企業等の3Rを促進し、本県の地域特性や産業廃棄物の排出・処理実態に応じた循環型社会ビジネスを振興する必要があります。このため、県内の循環資源を用いた新たな再資源化システム・技術等を導入したリサイクル事業を活性化する取組の推進に向け、次の重点的取組を主体とした事業展開を図っていきます。

目標（5年間の成果）

紙産業の製紙スラッジの発生抑制や有効利用等を促進することにより、製紙スラッジの減量化と再生利用率（リサイクル率）の向上を目指します。

産業廃棄物処理業界におけるリサイクル事業への転換や新たな循環型社会ビジネスを創出していくことにより、「地域循環圏」の構築を目指します。

県内の廃棄物等循環資源を活用したリサイクル製品の販売促進や3R事業の活性化を図ることにより、循環型社会ビジネスを振興します。

重点的取組

(1) 紙産業の地域循環システムの構築

製紙業界が取り組む製紙スラッジ等産業廃棄物の「ゼロ・エミッション」の実現に向けた研究開発事業の支援（愛媛エコタウンプランの具体化）

製紙スラッジの発生抑制や有効利用に資する新たな再資源化技術の開発など産学官による共同研究の促進

(2) 産業廃棄物業界の再資源化システム等の構築

産業廃棄物処理業界が取り組む地域の循環資源を活用した再資源化システム等の具体化に向けた研究開発事業の促進

温暖化対策を加味した新たな再資源化技術の導入など産学官による共同研究の促進

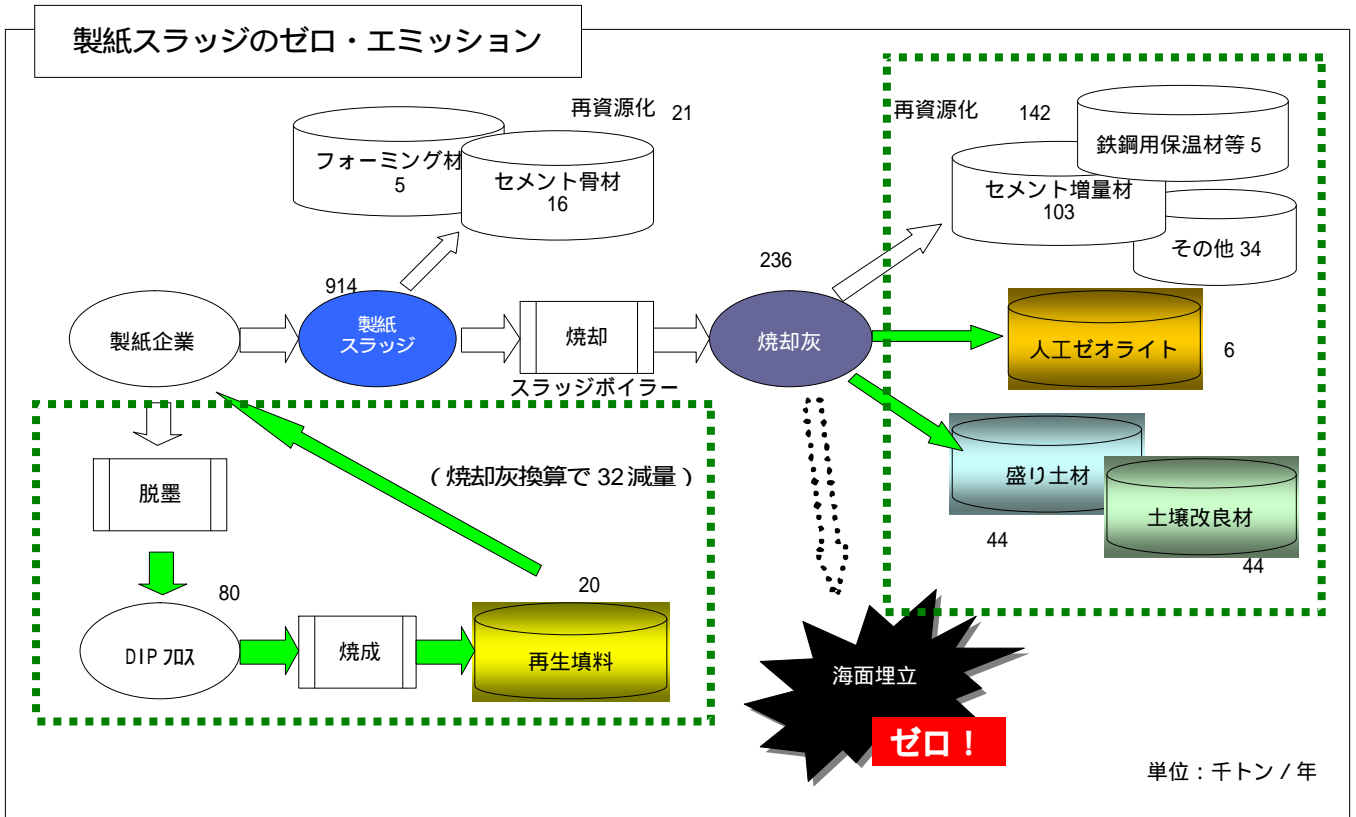
(3) 県内産業のリサイクル事業等の活性化

「資源循環優良モデル」の認定件数の増加

「資源循環優良モデル」で認定した優良モデルの普及・啓発事業の拡充

愛媛県資源循環優良事業者連絡協議会〔Re-えひめ〕が取り組む3Rの活性化に向けた普及啓発事業等の促進

県内の循環型社会ビジネスの育成・創出を図るための推進方策など産学官による共同研究の促進（愛媛大学と連携した調査研究事業の推進）



資源循環優良モデルの認定

・平成 21 年度の優良リサイクル製品



「アッシュストーン」
(施工例)



「エコ久万ソイル」
(施工例)



「ピタリット」
(使用例)

【資料】愛媛県循環型社会推進課

7 廃棄物適正処理推進プロジェクト 〔廃棄物の適正処理の確保と不適正処理の防止〕

目的・背景

廃棄物の処理に伴う環境負荷を低減するためには、廃棄物処理基準等に基づく適正処理を確保するとともに、不法投棄等の不適正処理の防止を徹底する必要があります。

県内において新たに発覚した1件当たり10トン以上の不法投棄量は、年々減少していますが、小規模事案を含めた悪質なケースは跡を絶たない状況にあり、引き続き、不適正処理の防止や不法投棄に対する監視指導体制の拡充・強化を図る必要があります。

また、不適正行為を一掃し、産業廃棄物の適正処理を推進するためには、優良な処理業者が市場で優位な立場に立てるようにするとともに、排出事業者が信頼できる処理業者を選定できる環境を整えていく必要があります。

目標（5年間の成果）

排出事業者及び処理業者に対する講習会の実施やマニフェスト制度の普及等により、廃棄物の適正処理を確保します。

不適正処理防止対策や不法投棄監視指導の強化、不法投棄未然防止システムの導入等により、不法投棄の未然防止、早期発見・早期是正を図ります。

社団法人愛媛県産業廃棄物協会と連携して処理業者の資質向上を図るとともに、優良性評価制度に適合するための経費に対して助成し、排出事業者や地域住民の信頼に応えうる優良な処理業者を育成します。

重点的取組

(1) 適正処理の確保

- 適正処理に関する講習会等の実施
- マニフェスト制度の普及
- 廃棄物処理基準等の遵守の徹底

(2) 不法投棄対策の強化

- 不法投棄防止対策推進協議会等による巡回指導や意識啓発の実施
- 現職警察官及び警察OB配置による監視・指導の強化
- 不法投棄110番の設置や監視カメラの増設

(3) 優良な処理業者の育成

- 社団法人愛媛県産業廃棄物協会と連携した研修会等の実施
- 優良性評価制度への適合経費に対する助成
- 優良性評価制度適合事業者に関する情報提供

8 生物多様性保全プロジェクト 〔生物多様性に配慮した自然環境の保全〕

背景・目的

人類は地球生態系の一員として他の生物と共存し、生物を食糧、医療、科学等に幅広く利用してきましたが、近年、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行するなど、生物の生息環境の悪化や生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなっており、地球的規模の課題として早急に対策を講じていく必要があります。

このため、本県においても、絶滅の危機に瀕している野生動植物の現状を明らかにした「愛媛県レッドデータブック」を踏まえ、平成 17 年 3 月に、県内に生息・生育する野生動植物の保護に関する基本的考え方や実施すべき保護施策を取りまとめた「愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針」を策定し、この指針に掲げる 8 つの施策を総合的かつ計画的に実施しています。

また、平成 20 年 3 月には「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」を制定し、この条例を軸として、県内の野生動植物の多様性の保全に取り組んでいます。

今後は、平成 20 年 6 月に施行された「生物多様性基本法」で都道府県の努力義務とされている「生物多様性地域戦略」を策定し、県民総ぐるみで県内の野生動植物の多様性の保全に取り組んでいきます。

目標（5 年間の成果）

生物多様性の現状と課題を踏まえ、生物多様性の保全・再生とその持続的利用について総合的、計画的に施策を推進するため、「生物多様性えひめ戦略(仮称)」を策定します。

野生動植物の生息・生育状況は常に変化していることから、最新の知見・情報に基づく評価による愛媛県レッドデータブックの見直しを検討します。

県内において絶滅が危惧されるなど、特に保護する必要がある動植物を特定希少野生動植物として、また、その生息・生育地を保護区として指定します。

各種指導員や地域活動団体等の連携による希少野生動植物保護等に係る指導・情報収集の強化を図ります。

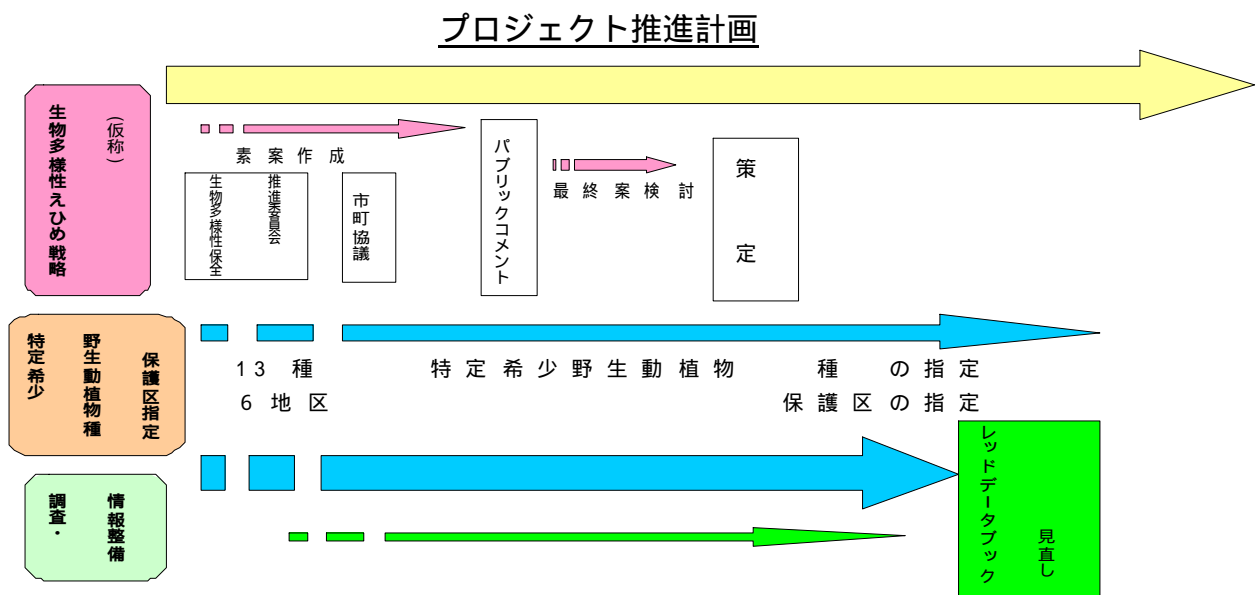
シンポジウムやセミナー、各種研修の実施等により、生物多様性保全などの自然保護意識の向上を図ります。

重点的取組

(1) 重要な生物の生育地等の保全

特定希少野生動植物（特に保護を図る必要があると認められるもの）及び保護区(特定希少野生動植物の保護のために重要と認めるもの)の指定

- 自然公園、自然環境保全地域等における自然環境の保全
- (2) 自然環境の保全と再生
 - 環境に負荷の少ない農林水産業の推進
 - 自然環境に配慮した公共事業の推進
 - 自然環境の保全と再生のための地域活動の育成
 - (3) 地域資源の活用
 - 地域の自然景観や動植物、歴史等の地域資源を活用した新しい観光の推進
 - 地域資源の適正な利用促進を図るため、自然保護指導員等の人材の育成
 - (4) 人と自然の触れ合いの促進
 - 自然観察会など自然と触れ合う機会の充実
 - 安全で快適な利用を促進するための自然公園施設等の整備
 - 地域の自然景観や動植物等を保全するためのルールの設定
 - (5) 調査・情報整備の充実
 - 県民参加による希少野生動植物調査の推進
 - 生物多様性配慮指針の作成
 - 愛媛県レッドデータブックの見直し
 - 自然環境を保全するための情報等の集積・共有
 - (6) 普及啓発の推進
 - 生物多様性及び自然保護のためのセミナーや研究会の開催
 - ホームページやパンフレット等を活用した意識啓発の推進
 - 自然保護指導員や野生動植物保護推進員等の育成
 - (7) 環境学習の推進
 - 地域における自然環境保全活動を促進するための教室の開催
 - 自然観察会やエコツアーの実施等による環境学習の推進



9 愛媛発・環境技術普及プロジェクト

〔愛媛発の環境関連技術の開発の促進と普及〕

目的・背景

第二の産業革命ともいわれる低炭素社会の実現を図り、環境と産業が両立していくためには、環境負荷を低減する技術、再生可能エネルギーの利活用技術などの革新的な技術開発を促進するとともに、これらの技術を商品化・実用化をして、国内はもとより海外まで広く普及を図っていくことが望まれます。

このため、環境関連の試験研究を促進し、愛媛で芽生えた技術シーズを新事業として育成するための支援などを重点的に実施するとともに、環境に適合した商品やサービスの優先的な選択行動により、県民等の環境保全意識の高揚を図るなど、愛媛発の環境技術の普及の促進に努めます。

なお、これまでの愛媛発の環境関連技術については、「小型焼却炉ダイオキシン類簡易削減技術」や「環境浄化微生物 えひめA I」「スギ及びヒノキ樹皮を利用した製品素材の開発」などがあります。

目標（5年間の成果）

愛媛発の環境関連技術について、1件以上の実用化を目指します。

重点的取組

(1) 環境保全に関する研究開発の促進

○県の試験研究機関における環境関連技術の試験研究の促進

○事業者の技術開発に対する支援の充実

○産学官連携等による共同研究の促進

低炭素社会の実現に向けた技術開発の促進

・脱化石燃料動力による運搬機器等の開発（愛媛県EV開発センター構想）

（コンバートEVや沿岸漁業用漁船の電動化コンバート技術の開発の促進）

・製造から廃棄までの低炭素化を実現する技術の開発

（低環境負荷の生産・処理プロセス技術や「都市鉱山」からの貴金属やレアメタルを回収する技術の開発）

・「ウォーターサイクル技術」の開発

（淡水化等高度水処理技術開発等の水ビジネスの創出）

(2) 起業化、新事業創出の支援

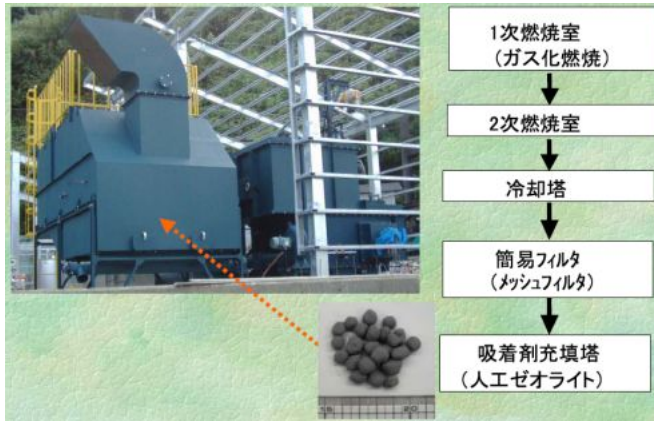
○新規事業化に対する融資などの支援の実施

○経営相談、市場調査などビジネスサポートの実施

○大都市圏や海外への販路開拓支援の実施

(3) 県民等の環境保全意識の高揚

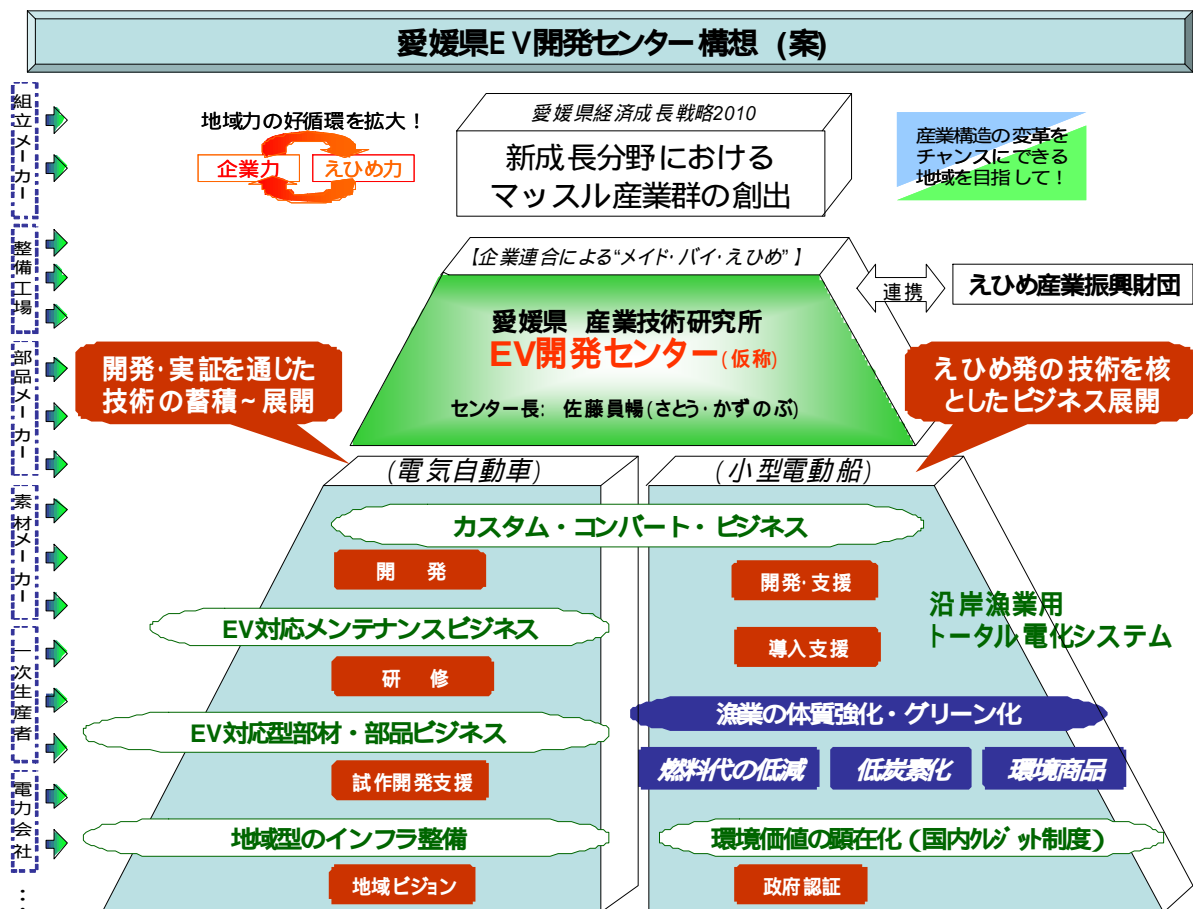
- 環境報告書、環境会計など事業者の積極的な情報開示の促進
- 国の環境データベースの紹介などによる環境情報の利用の促進
- グリーン購入の推進など、環境に適合した商品やサービスを優先的に選択する意識の醸成
- 社会的責任投資（SRI）の意識の醸成



【小型焼却炉ダイオキシン類簡易削減技術】
（えひめ方式）

愛媛大学農学部（脇本教授研究室）に委託して、対策が難しい小型焼却炉について、安価で簡易にダイオキシン類を削減できる技術の試験を行い、ダイオキシン類、廃棄物処理などの専門家で構成する「小型焼却炉ダイオキシン類削減試験結果評価委員会」で評価した結果、「燃焼強化・吸着除去併用型」の小型焼却炉の総合的管理システムを「えひめ方式」として提案。

【資料】愛媛県循環型社会推進課



【資料】愛媛県産業創出課

第6章 各主体に期待される役割及び圏域別の取組

1 各主体に期待される役割

本計画の実現には、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体が、環境の現状について正しい認識を持ち、環境保全に関して担うべき役割と環境保全に参画する意義を理解し、それぞれの立場や役割分担に応じ、環境に配慮した自主的かつ積極的な取組を進めていく必要があります。

また、本県の健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を将来の世代に引き継いでいくには、各主体の相互の連携や協働を推進し、活動の環を広げることにより、各主体がより一体となって取組を促進する必要があります。

(1) 県民の役割

私たちの便利で快適な日常生活が環境に様々な負荷を与えていることを認識し、一人ひとりが環境に対して関心を持ち、現在のライフスタイルを環境により配慮したものに見直すとともに、身近なことから率先して環境保全のための行動をすることが求められます。

また、県民同士の連携、行政や事業者との協働の実践、更に、行政や事業者等の環境に関する取組に対する意見具申を行うなど、環境関連の施策や取組に対して積極的なかかわりを持つことが期待されます。

なお、これらの環境に配慮した取組や環境を意識した行動は、省エネ・省資源による家計の節約につながるほか、豊かな自然との触れ合いなど、私たちの生活を豊かで潤いのあるものにしていく側面もあります。

【期待される主な取組】

項目	取組事例
環境教育の充実と環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 環境教育、学習に積極的に参加する。・ 学校、地域、職場などで学んだことを家庭や地域において話し合い、互いに学びあって、環境に関する知識の輪を広げるとともに、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図る。・ 日常生活における省資源、省エネなど、環境に配慮した行動の実践と普及拡大に努める。・ 環境活動団体や事業者などが実施する環境保全活動へ積極的に参加、協力する。・ 行政や事業者などの環境保全等に関する情報の収集など、環境に関する関心を高めるとともに、施策等の監視、提言などを行う。

地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境家計簿の利用などを通して、省エネ、省資源型のライフスタイルを実践する。 ・ 地元産の農産物、水産物、林産物などの利用を推進し、地産地消に努める。 ・ 住宅の建築に当たっては、省エネ型住宅を選択するとともに、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの利用に努める。 ・ 家電製品等の購入の際は、省エネに配慮した製品やノンフロン製品を率先して購入する。 ・ 自家用車の利用を見直し、公共交通機関や自転車、徒歩へできる限り転換を図る。 ・ エコカーの率先購入や、エコドライブを実践する。 ・ 環境に配慮した製品やサービスを率先して選択する。 ・ 温暖化防止対策として、森林保全のための活動や様々な講習会などに積極的に参加する。
循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイバッグの持参や過剰包装の辞退など、ごみを出さないライフスタイルを実践する。 ・ 環境に配慮した製品やサービスを率先して選択する。【再掲】 ・ 分別回収や拠点回収など、リサイクルシステムへ積極的に協力する。 ・ ごみ問題やリサイクルなど循環型社会の構築をテーマとする学習会や活動などに積極的に参加する。
自然環境と生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境や生物多様性に関心を持ち、保全の重要性を理解し、保全活動への協力等に努める。 ・ 自然観察会など自然と触れ合う機会に積極的に参加する。 ・ 自然公園等の利用に当たっては、ゴミの持ち帰り、動植物の採取はしない、車両は乗り入れないなどのマナーを遵守する。 ・ 外来生物の拡大防止や駆除に協力する。 ・ 野生鳥獣との共存のため、地域ぐるみで被害防止、適正管理の対策に努める。 ・ 農山漁村の多面的機能が発揮されるよう、地域ぐるみで保全管理に努める。
環境と経済の好循環	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の環境保全の取組や環境に配慮した商品、サービスの情報の収集に努め、これらの事業者の取組を評価するとともに、事業者への提言等を行う。 ・ 環境に配慮した製品やサービスを率先して選択する。【再掲】

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元産の農産物、水産物、林産物などの利用を推進し、地産地消に努める。【再掲】
生活環境の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用車の利用を見直し、公共交通機関や自転車、徒歩へできる限り転換を図る。【再掲】 ・ エコカーの率先購入や、エコドライブを実践する。【再掲】 ・ 洗剤の適量使用など、家庭でできる生活排水対策を実践する。 ・ 下水道や農業集落排水施設等への速やかな接続、又は、合併浄化槽の設置と適正な維持管理に努める。 ・ 節水や雨水の利用など、水資源の保全に努める。 ・ 水源かん養などのための森林整備や農地保全活動への主体的な参加や協力をする。 ・ 家庭からの騒音や悪臭など近隣への影響に配慮する。 ・ 身近な生活空間、水辺の緑化や清掃、美化活動の企画や、積極的な参加を行う。

(2) 事業者の役割

事業活動においては、様々な資源やエネルギーを消費するとともに、二酸化炭素や産業廃棄物を排出するなど環境に与える影響が大きいことから、環境に関する各種法令を遵守することはもちろん、事業活動における資源やエネルギーの効率的な利用の促進や産業廃棄物の削減、地域の環境保全活動への参画など企業の社会的責任（CSR）に基づいた環境に配慮した取組が期待されます。

また、優れた技術開発力を基盤とした環境負荷の少ない新商品開発や環境への取組を促進するとともに、これらの環境に配慮した取組について、環境報告書等により積極的に情報を公開、発信するなど、環境と経済が相互に発展していくような社会の構築に向けた事業展開が期待されます。

【期待される主な取組】

項目	取組事例
環境教育の充実と環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ CSR活動として、環境教育、学習の機会の提供に努めるとともに、事業者自らもこれらの活動を積極的に企画し、また、参加・協力する。 ・ 行政や環境活動団体との連携や協働による環境保全活動の実施や支援に努める。 ・ 従業員に対し、環境に関する研修等を実施し、環境保全意識の高揚に努める。 ・ 環境報告書等を作成、公表し、環境負荷低減のための取組につい

	<p>ての情報提供に努める。</p>
地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等に基づき、事業活動で発生する温室効果ガスの算定、報告、公表を行うとともに、排出量削減に向けた取組を進める。 ・ 環境マネジメントシステムの導入、省エネ診断の実施などにより、事業活動における温室効果ガスの削減や省エネ化を徹底する。 ・ 工場や事業場への再生可能エネルギーや省エネ設備の導入を進める。 ・ 物品等の購入に当たっては、環境に配慮した製品を率先して購入するグリーン購入に努める。 ・ カーボン・オフセット商品など環境に配慮した商品やサービスの提供に努める。 ・ CSR活動として、森林整備などの環境保全活動に積極的に参加、協力する。 ・ 従業員に対する環境教育を実施や、クールビズ、ウォームビズの実施に努める。 ・ 事業所を挙げてノーマイカー通勤デーの取組を進める。
循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動における廃棄物の3Rや資源及びエネルギーの効率的な利用を推進する。 ・ リサイクルに配慮した製品の製造、販売を積極的に推進する。 ・ 物品等の購入に当たっては、環境に配慮した製品を率先して購入するグリーン購入に努める。【再掲】 ・ 自ら排出した廃棄物の適正処理を徹底する。 ・ 環境報告書などを作成、公表し、環境負荷低減のための取組についての情報提供に努める。【再掲】
自然環境と生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発事業の実施等に当たっては、自然環境及び生物多様性の保全への配慮を徹底する。 ・ 大規模開発事業に当たっては、法令に基づく環境影響評価を適切に実施する。 ・ CSR活動として、自然保護活動や生物多様性保全のための活動に参加、協力する。 ・ 外来生物の拡大防止のための管理等を徹底する。
環境と経済の好循環	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マネジメントシステムの取得などに努め、自主的な省資源、省エネ活動等に努める。 ・ 自らの環境に配慮した取組等の情報の公表に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ C S R活動として、環境に配慮した取組を積極的に促進する。 ・ 環境負荷の少ない技術開発や商品開発などにより、環境ビジネスへ積極的に取り組む。
生活環境の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気、水質、土壌などの法令に基づく環境基準、規制を遵守する。 ・ ばい煙に係る排出基準の遵守とともに、排出量の削減に努める。 ・ 排水基準の遵守とともに、排出量の削減に努める。 ・ 原材料や廃棄物の適正処理などで土壌汚染の防止を徹底する。 ・ 騒音、振動、悪臭の発生防止対策を徹底する。 ・ 有害化学物質の管理と適正な処理を徹底する。

(3) 環境活動団体の役割

地域における環境保全活動の中核を担ってきた地域の自治組織やNPO等の環境活動団体は、それぞれの専門性や特徴を生かして、行政では対応できない柔軟で、幅広い活動を実施できることから、県民への活動の普及を更に進めるとともに、事業者や他の環境活動団体、行政との協働や連携を図り、積極的な環境保全活動を一層進めていくことが期待されます。

【期待される主な取組】

項 目	取 組 事 例
環境教育の充実と環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体の専門性や特徴を生かした環境教育、環境保全活動などを企画、実施する。 ・ 県民、事業者、行政などの環境保全に関する各種イベントなどにおいて積極的な連携を図り、環境教育、環境保全活動などを推進する。 ・ 地域における団体相互の連携と協働に努める。
地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温暖化防止対策などのイベントを企画し、県民等への情報提供や活動の普及を図る。 ・ 団体の持つノウハウを生かし、行政や事業者等の活動に対する提言や、これらとの協働に努める。
循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ問題やリサイクルなど循環型社会の構築をテーマとする学習会や、3R推進に関するイベントの実施などにより、県民のライフスタイルの見直しを支援する。
自然環境と生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然保護活動、自然観察会などを企画し、県民等の自然保護意識の啓発、普及に努める。 ・ 野生動植物の保護に関する情報提供や助言等に努める。 ・ 外来生物の駆除や野生鳥獣の適正な管理のための活動を実

	<p>施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市部と農山漁村との交流活動の促進に努める。
環境と経済の好循環	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した商品やサービスの購入促進運動などを行う。 ・ 専門性を生かして、環境ビジネスのシーズの提供を行う。
生活環境の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川、海岸等の水質浄化や清掃、美化活動、水源かん養のための森林保全活動などを企画し、活動の普及拡大に努める。 ・ 地域の道路、河川、海岸の維持管理について、行政や事業者と連携して、主体的に役割を担う取組の拡大に努める。

(4) 行政の役割

行政は、本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するとともに、行政自らが事業者及び消費者として、事業実施の際に率先した環境に配慮した行動の実践が求められます。

また、県民、事業者、環境活動団体などの各主体が積極的に環境保全活動に取り組めるよう、環境教育・学習の推進、環境情報の提供及び各主体の環境活動への支援やパートナーシップの構築の推進などが求められます。

市町においては、地域に最も密着した基礎的な自治体として、地域の実情に応じた環境保全施策の総合的な推進とともに、住民や事業者、地域の環境活動団体への環境保全意識の啓発や環境保全活動等に対する支援などが期待されます。

県においては、本計画の目標達成に向け、第4章、第5章で掲げた施策を総合的、計画的に推進し、各主体に対して積極的な取組を働き掛けるとともに、その達成状況の公表や適切な進行管理を行っていきます。また、広域的な取組が必要とされる課題に対しては、国や隣接県との協力や連携を図りながら、適切に対応していきます。

【市町に期待される主な取組】

項 目	取 組 事 例
環境教育の充実と環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性に応じた環境教育、学習を推進する。 ・ 住民、事業者、環境活動団体が実施する環境保全活動に対する支援に努める。 ・ 公民館など、地域の社会教育施設等の活用や連携に努める。
地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた地球温暖化防止計画の策定などに努める。 ・ 省エネ設備や太陽光発電設備、エコカーなどを率先して導入する。 ・ ノンフロン製品を率先して購入するとともに、フロン類使用製品の廃棄、整備時における回収の徹底を図る。

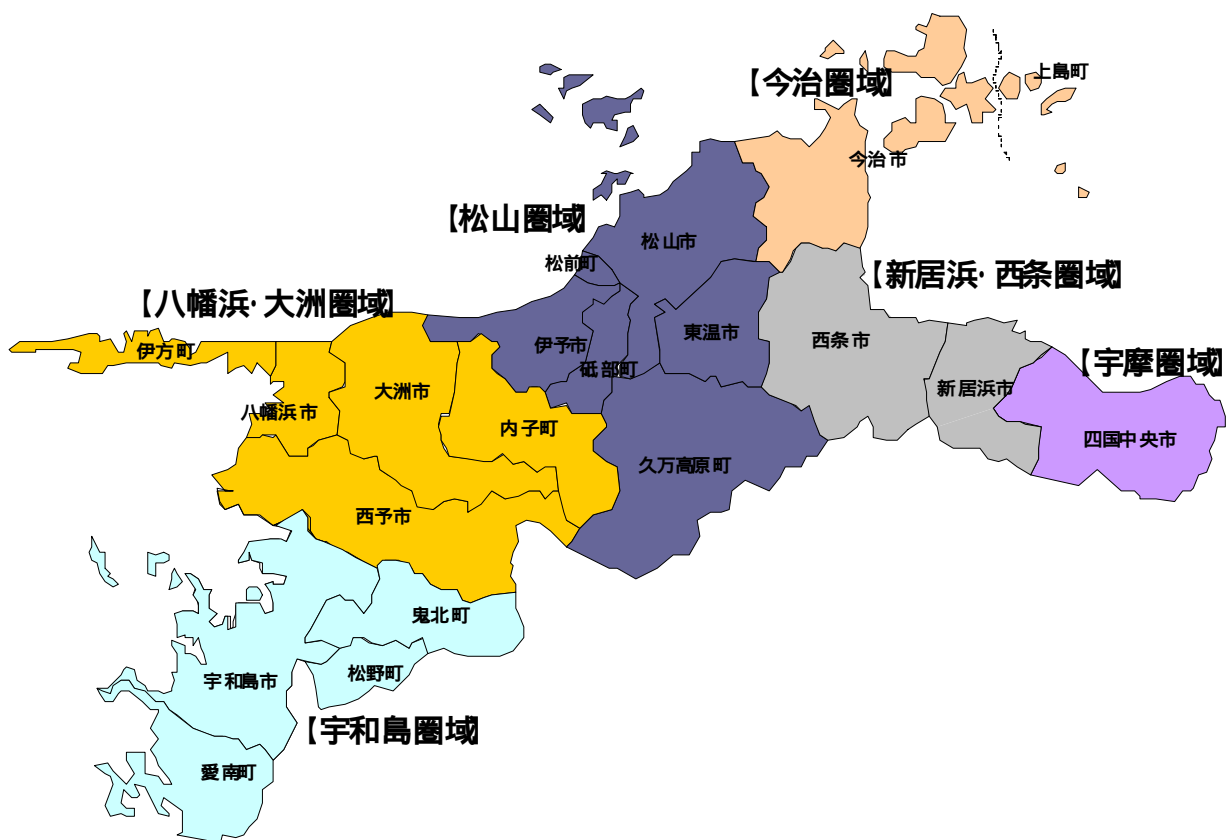
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品等の購入におけるグリーン購入等の率先実践に努める。 ・ 「愛媛県公共交通利用推進宣言」に基づき、環境負荷の少ない公共交通の利用促進に努める。 ・ 住民や事業者へ地球環境保全のための情報提供や温室効果ガス削減に向けた行動の普及、啓発に努める。
循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの分別回収の徹底、処理施設の整備等により、適正処理、リサイクルを推進する。 ・ ごみの不法投棄など不適正処理の防止に努める。 ・ 物品等の購入におけるグリーン購入の率先実践に努める。【再掲】 ・ ごみの発生抑制、リサイクルのための普及啓発や環境学習を推進する。
自然環境と生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の状況を調査、把握し、保全が必要な地域の指定等を行う。 ・ 地域特有の自然環境の保護、回復を図る。 ・ 自然観察会など自然と触れ合う機会を創出するとともに、事業者や団体等が地域で実施する自然保護活動等への支援に努める。 ・ 地域の実情に応じて、農山漁村の多面的機能が発揮されるような整備を促進する。
環境と経済の好循環	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マネジメントシステムの普及に努める。 ・ 環境ビジネスの創出や起業化に対する支援に努める。 ・ グリーン購入や環境配慮契約の普及に努める。 ・ 事業者に対する社会的責任（CSR）、住民、事業者に対する社会的責任投資（SRI）の意識の普及に努める。 ・ 環境に配慮した農林水産業の推進に努める。
生活環境の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や事業者に対し、エコドライブの徹底を周知、啓発する。 ・ 住民や事業者に対し、生活排水対策、近隣への騒音、振動、悪臭等に関する環境配慮の普及、啓発に努める。 ・ 光化学スモッグ注意報の発令など緊急時に、住民に対する適切な情報の提供、健康被害の防止に努める。 ・ 熱、光、かおり、音といった人間の感覚を重視したまちづくりを推進する。

2 圏域別の取組

本県は、自然条件や社会条件により、大きく東予、中予、南予の3つの地域に区別され、さらに日常生活や経済活動の舞台となる生活圏域として、「宇摩圏域」「新居浜・西条圏域」「今治圏域」「松山圏域」「八幡浜・大洲圏域」「宇和島圏域」の6つの圏域に区分することができます。

各圏域においては、自然的特性や産業構造の特徴などにより、地域が抱える環境課題が異なっていることから、重点的に取り組むべき施策も異なっており、以下の特徴的な取組を重点的かつ積極的に推進します。

圏域	構成市町
宇摩圏域	四国中央市
新居浜・西条圏域	新居浜市、西条市
今治圏域	今治市、上島町
松山圏域	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜・大洲圏域	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島圏域	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町



(1) 宇摩圏域

<圏域の特性>

全国的にも高度な技術集積を誇る製紙・紙加工を基幹産業としており、これらの工場、事業場からのばい煙や排水などの対策のほか、大量に使用する水の確保が重要となっています。

東西に走る法皇山脈により、瀬戸内海に面した北側の平野部と南側の山岳部（嶺南地域）に大きく区分されます。

市街地や工業用地が、北側の狭い平野部に集中し、住工混在の状況となっています。

工業用地の確保等のために海岸部の埋立てが進み、自然海浜は減少しています。

嶺南地域は、豊かな自然と美しい景観に恵まれており、様々なレクリエーション施設が整備されています。

- 嶺南地域を東西に流れる吉野川水系銅山川には、新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダムの3つのダムが整備され、製紙・紙加工業を支える工業用水や上水道の水源となっていますが、近年、少雨傾向により、毎年のように取水制限が行われています。

<重点的取組>

- 工場、事業場対策の推進

製紙・紙加工の工場、事業場から排出されるばい煙や排水、騒音や悪臭などについて、法令や環境基準や規制基準に基づき、適切な処理、対策がなされているか、監視や指導の徹底に努めます。

- 光化学オキシダント対策

光化学オキシダントの濃度の把握を行うとともに、緊急時の通報体制等を強化し、健康被害の未然防止に努めます。

- 産業廃棄物の再資源化等の推進

県内の産業廃棄物の大部分を占める製紙スラッジ焼却灰の発生抑制、減量化及び有効利用を促進するための研究・開発及びそれを踏まえた設備整備を促進します。

- やすらぎと潤いのある水辺空間等の整備

都市公園や埋立地を活用した親水施設など、緑と水辺空間等を整備し、快適な生活環境の創出に努めます。

- 自然との豊かな触れ合いの推進

嶺南地域の豊かな自然を生かしたエコツアーの実施など、自然との触れ合

いを促進します。

○ 水の効率的な利活用の推進

地域住民に対して節水を呼び掛けるとともに、工業用水の再利用技術の開発の推進などにより、排水量の削減と効率的な水利用を促進します。

(2) 新居浜・西条圏域

<圏域の特性>

化学、一般機械、電気機械、金属、造船等の大手企業を中心とした基礎素材型、加工組立型の産業が集積するとともに、エレクトロニクス、ファインケミカル、バイオテクノロジー等の先端技術産業なども立地しています。

○ 北部は、瀬戸内海に面した平野が広がり、海岸部に埋立地が連たんだ臨海型工業地帯が形成されています。

南部は、西日本最高峰の石鎚山や瓶ヶ森などの山々が連なる雄大な山岳地帯となっており、国定公園の指定を受けた豊かな自然に恵まれています。また、国立公園である瀬戸内海の海岸では、多くの魚や貝とともに、カブトガニ等希少生物も生息する豊かな自然が残されています。

平野部は、豊富な水資源に恵まれ、県内有数の穀倉地帯であり、米、裸麦、野菜を中心に、イチゴ等の施設園芸、愛宕柿等の果樹栽培、花き栽培など多彩な農業が展開されています。

<重点的取組>

○ 工場、事業場対策の推進

工場、事業場から排出されるばい煙や排水、騒音、振動、悪臭などについて、法令や環境基準や規制基準に基づき、適切な処理、対策がなされているか、監視や指導の徹底に努めます。

○ 光化学オキシダント対策

光化学オキシダントの濃度の把握を行うとともに、緊急時の通報体制等を整備し、健康被害の未然防止に努めます。

○ 事業活動における地球温暖化対策の推進

大規模な工場や事業場が集積していることから、工場等への省エネ施設の導入を促進するとともに、火力発電所における木質バイオマスの利用など、事業活動の様々な分野での温室効果ガスの排出量の削減を促進します。

○ 環境産業の創出と育成

先端技術産業等の集積する立地やノウハウなどを生かし、事業者等の研究

開発を促進し、環境に配慮した技術や商品開発など、環境産業の創出と育成に努めます。

○ 潤いのある水辺空間の創出

全国的にも稀な自噴水「うちぬき」や遠浅の自然海岸などの豊かな水辺空間を生かした快適な生活空間の整備を促進します。

○ 優れた自然環境の保全と希少野生動植物の保護

石鎚国立公園などの優れた自然環境を保全するとともに、自然との触れ合いの場所等として適切な管理に努め、利用の促進を図ります。また、これらの地域に生息する希少野生動植物の保護に努めます。

(3) 今治圏域

<圏域の特性>

タオルを中心とした繊維産業、造船、石材、製瓦、漆器など、地域資源や立地条件を生かした地場産業に加え、電機、石油精製、食品加工などの多種多様な製造業が数多く立地しています。

○ 瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、世界有数の多島美を誇る瀬戸内海に浮かぶ大小およそ 100 の島々で形成される島しょ部からなり、瀬戸内海国立公園や奥道後玉川県立自然公園など変化に富んだ豊かな自然に恵まれています。

○ 本州と四国を結ぶ「瀬戸内しまなみ海道」は、世界有数の斜張橋や三連吊橋など個性的な橋が多数架けられ、瀬戸内海に浮かぶ多島美とのコントラストで、美しい景観となっています。

島しょ部を中心として、地域活性化に向けたグリーン・ツーリズムが盛んに企画、実施されています。

<重点的取組>

○ 生活排水対策の推進

瀬戸内海の水質や美しい景観を保全するため、地域の実情に応じた公共下水道や農業集落排水、合併浄化槽等の生活排水処理施設の整備を促進します。

○ 工場、事業場対策の推進

工場、事業場から排出されるばい煙や排水、騒音、振動、悪臭などについて、法令や環境基準や規制基準に基づき、適切な処理、対策がなされているか、監視や指導の徹底に努めます。

- 環境と調和のとれた生活空間の整備

島しょ部などの地域特有の景観と調和のとれた生活空間の整備を推進するとともに、しまなみ海道の特徴である自転車の利用を島しょ部はもとより、陸地部にも拡大できるよう、自転車道などを整備したコンパクトな都市整備を検討します。
- 廃棄物の適正処理の確保

瀬戸内海の美しい自然環境を保全するため、ごみの不法投棄の防止対策に努めます。
- 優れた自然環境の保全

瀬戸内海国立公園の優れた自然環境を保全するとともに、エコツーリングやグリーン・ツーリズムの一層の活性化により、自然との触れ合いの場所等として利用の促進を図ります。

また、自然海浜をできる限り保全しながら海岸整備を進めるとともに、藻場の再生など、漁業や漁村の多面的機能を保全する里海づくりを推進します。

(4) 松山圏域

<圏域の特性>

- 本県の44.5%の人口を擁し、特に松山市は、圏域の78.8%の人口が集中しており、県内で唯一人口が増加傾向であることから、道路、公園や下水道施設の整備など中核都市にふさわしい都市機能の充実が重要となっています。
- 松山市では、水源を地下水と石手川ダムに依存していますが、石手川ダムでは毎年のように取水制限が行われるなど、安定的な水源の確保が重要となっています。
 - 松山市や周辺市町には、化学、一般機械、電気機械、食品加工などの大手製造業や県内の情報サービス業の大半が立地しています。
 - 平野部や重信川の流域に開けた堆積平野と緩やかな丘陵地帯からなり、海岸部は瀬戸内海国立公園に指定されています。また、石鎚国定公園の指定を受けた山岳部は、清流と深緑の豊かな自然景観に恵まれています。
 - 山間部の久万高原町では、豊富な森林資源に恵まれ、林業が盛んに行われています。
- えひめエコ・ハウス、愛媛県立衛生環境研究所、まつやまRe・再来館、面河山岳博物館等の環境学習の拠点となる施設が立地しています。

<重点的取組>

生活環境の保全

人口の最大集中地域であることから、大気・水環境、騒音・振動・悪臭など、生活環境の保全に努めます。

○ 自動車からの温室効果ガス排出削減対策の推進

道路渋滞が多く発生していることから、交通管理システムの高度化や適切な道路整備など環境に配慮した交通体系の構築を図るとともに、公共交通機関への利用転換や自転車、徒歩での移動の普及、エコドライブの普及拡大などにより、自動車からの温室効果ガス排出量の削減に努めます。

○ 二酸化炭素吸収源としての森林整備等の推進

森林の多面的機能が十分発揮されるよう、間伐の実施など、森林の保全と整備を促進するとともに、林業従事者の確保、育成などに努めます。

また、都市公園や街路樹など都市の緑化を推進します。

○ 光化学オキシダント対策

光化学オキシダントの濃度の把握を行うとともに、緊急時の通報体制等を整備し、健康被害の未然防止に努めます。

○ 生活排水対策の推進

人口の集積地域であることから、公共下水道や合併浄化槽などの生活排水処理施設の整備を促進します。

○ 水源かん養機能の向上等

森林や農地の持つ水源かん養機能の維持・向上を図るため、計画的な間伐やため池等農業水利施設の保全整備を推進します。

○ 水の効率的な利活用の推進

地域住民に対して節水を呼び掛けるとともに、雨水などの雑用水の利用促進、農業用水の効率的な利用及び工業用水の再生利用などを推進します。

○ 環境と調和のとれた生活空間の整備

歩道や自転車道の整備、電線等の地中化など、コンパクトで景観等にも配慮した都市整備を推進します。

○ 環境産業の創出と育成

化学工業などの技術の集積や、大学や公設試験研究機関が集中していることから、事業者等の研究開発や産学官の連携を促進し、環境に配慮した技術や商品開発など、環境産業の創出と育成に努めます。

環境教育・学習の支援

圏域内の環境学習の拠点施設の集積を生かし、先導的なモデルとなる環境教育・学習の支援方策の検討や取組の促進に努めます。

(5) 八幡浜・大洲圏域

<圏域の特性>

海岸部は、瀬戸内海国立公園や佐田岬半島・宇和海県立公園、内陸部には、肱川県立自然公園、四国カルスト県立自然公園があり、豊かな自然や美しい景観に恵まれ、野生動植物も豊富に生息しています。

- かんきつなど果樹の栽培や林業、水産業などの第一次産業の比重が大きい地域であり、一次産品を原材料とする食品加工や木材、縫製などの製造業が立地しています。
- 内陸部では、豊富な森林資源に恵まれた林業や、四国カルストなどでの畜産業が盛んに行われています。
- 重要伝統的建造物群保全地区となっている内子町八日市護国や西予市宇和町卯之町の町並みやのどかなみかん畑が広がる山間の風景など、地域特有の美しい景観が保存されています。
- 佐田岬半島には、四国唯一の原子力発電所である伊方原子力発電所や四国最大級の風力発電施設があります。

<重点的取組>

- 二酸化炭素吸収源としての森林整備等の推進
森林の多面的機能が十分発揮されるよう、間伐の実施など、森林の保全と整備を促進するとともに、林業従事者の確保、育成などに努めます。
- 再生可能エネルギーの導入促進
風力発電施設の適正な管理と運用や、豊富な未利用バイオマス資源を活用したバイオマスエネルギーや中山間地域での小規模水力発電などの導入の促進に努めます。
- 水質浄化対策の推進
化学肥料や化学農薬の使用量の削減、家畜排せつ物の農地還元の促進や処理施設の管理による畜産排水の適正処理などに努めるとともに、ダム湖などの水質浄化対策を推進します。
- 原子力発電所及び周辺地域の安全確保
安全を大前提とした伊方原子力発電所の安全運転を推進するとともに、伊方原子力発電所及び周辺地域の安全対策の充実や原子力防災対策の強化、原子力や放射線に関する情報提供や知識の普及に努めます。
- 歴史的、文化的景観の保存と活用
歴史的、文化的建造物や町並みの保存に努めるとともに、地域特有の資源として景観と調和した周辺整備などを行い、積極的な活用に努めます。

- 希少野生動植物等の保護対策の推進
国立公園や県立自然公園などに生息する希少野生動植物の保護に努めるとともに、野生鳥獣の適正な管理を推進します。

(6) 宇和島圏域

<圏域の特性>

宇和海沿岸部は、典型的なリアス式海岸に縁取られ、内陸部は、四万十川へつながる広見川などの清流や豊かな森林が広がるなど、足摺宇和海国立公園や篠山県立自然公園にも指定されている美しい景観と豊かな自然に恵まれています。

- 第一次産業が産業の大きなウエートを占めており、農林業では、宇和海に面した傾斜地のかんきつ類の栽培、内陸部での米、野菜の栽培や豊かな森林資源を生かした林業が行われ、また、水産業では、全国屈指のぶり、まだい、真珠などの養殖漁業が盛んに行われています。

製造業については、豊かな水産資源を活用した食品加工があります。

- リアス式海岸の宇和海と段々畑の織りなす風景や山間部の棚田など、地域特有の美しい景観が保存されています。
- 豊かな自然や豊富な食材などの地域資源を生かしたエコツーリズムやグリーン・ツーリズムなどの新しい観光の推進により、自然との触れ合いや都市部との交流の促進が期待されます。

<重点的取組>

- 再生可能エネルギーの導入促進
豊富な未利用バイオマス資源を活用したバイオマスエネルギーの導入の検討に努めます。
- 水質浄化対策の推進
化学肥料や化学農薬の使用量の削減などとともに、河川の水質浄化を促進し、清流の保全に努めます。
- 優れた自然環境の保全と希少野生動植物の保護
足摺宇和海国立公園などの優れた自然環境を保全するとともに、自然との触れ合い、レクリエーションの場所等として適切な管理に努め、利用の促進を図ります。また、これらの地域に生息する希少野生動植物の保護に努めます。

- 里地・里山、里海等の環境の保全と再生
農山漁村における農地や山林、沿岸海域の多面的機能の維持、保全を推進するとともに、地域特有の資源として再生、整備を進め、活用を検討します。
- 環境保全型農林水産業の推進
農林水産物の地産地消を促進するとともに、化学肥料や農薬の使用量の削減、計画的な森林整備、藻場や干潟の保全と再生など、環境に配慮した農林水産業の振興に努めます。
- 歴史的、文化的景観の保存と活用
地域特有の資源である段々畑や棚田などの景観の保存に努めるとともに、積極的な情報発信による活用に努めます。

第7章 計画の推進

1 計画の周知と効果的な推進

本計画の各種施策を総合的かつ計画的に推進するためには、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体が、第6章で掲げたそれぞれの役割を認識し、連携・協働して取組を推進していく必要があります。

このため、本計画を県ホームページへ掲載することや、冊子等を配布することにより、広く県民等への周知を図ることとします。

また、県が開催する環境関係のフォーラム等の各種会議はもとより、市町が実施する環境関係の各種イベントなどのあらゆる機会を利用して、県民等に本計画の内容及び各主体に求められている役割等についての理解を深めていただくとともに、県民、事業者、環境活動団体、行政の相互の連携や協働の促進を図っていきます。

県においては、本計画の各種施策の実施等について、県民環境部環境局が中心となって、各部局との連携を図り、進捗状況の点検や、環境関連の各種計画や新規事業などの調整に努めます。

2 計画の進行管理及び公表

本計画の実施状況や環境指標の達成状況等については、県民環境部環境局において、「計画の策定」(Plan)、「計画の実施」(Do)、「計画の進捗状況の把握・点検」(Check)、「計画の見直し」(Action)の一連の手続をPDCAサイクルにより管理し、計画の着実な推進を確保するとともに、必要に応じて計画の見直し、改善を継続的に実施します。

環境指標の推移等については、毎年度、環境白書や県のホームページで公表し、県民等との情報共有に努めます。

また、県環境審議会に計画の進捗状況等を必要に応じて報告し、計画の見直しや改善等に対する意見等を求めることとします。

計画の進行管理【PDCAサイクル】

